保険会社向けの総合的な監督指針

I. 基本的考え	方	
I - 1 保険	監督に関する基本的考え方	
I - 1 - 1	保険監督の目的と監督部局の役割・・・・・・・・・P 1	
I - 1 - 2	保険監督に当たっての基本的考え方・・・・・・・・・P 1	
I - 2 監督	指針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2	
Ⅱ. 保険監督上	の評価項目	
Ⅱ - 1 経営	管理	
	意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P Δ	
	主な着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
I − 1 − 3	監督手法・対応・・・・・・・・・・・・・・・P 1 2	2
Ⅱ-2 財務	の健全性	
I − 2 − 1	責任準備金等の積立の適切性・・・・・・・・・・・P13	3
II - 2 - 2	ソルベンシー・マージン比率の適切性(早期是正措置)・・・ P29)
II - 2 - 3	早期警戒制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II - 2 - 4	生命保険会社の区分経理の明確化・・・・・・・・・・P3~	Ļ
II - 2 - 5	ストレステストの実施・・・・・・・・・・・・P38	3
II - 2 - 6	再保険に関するリスク管理・・・・・・・・・・・P4C)
II - 2 - 7	商品開発に係る内部管理態勢・・・・・・・・・・・P42	2
II - 2 - 8	保険引受リスク管理態勢・・・・・・・・・・・・P48	3
II - 2 - 9	資産運用リスク管理態勢・・・・・・・・・・・P 4 9)
II - 2 - 1	O 流動性リスク管理態勢・・・・・・・・・・P55	5
Ⅱ-3 業務	の適切性	
II - 3 - 1	コンプライアンス(法令等遵守)態勢・・・・・・・・・P56	}
II - 3 - 2	不祥事件等に対する監督上の対応・・・・・・・・・P57	7
II - 3 - 3	保険募集態勢・・・・・・・・・・・・・・・・P59)
II - 3 - 4	苦情処理態勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P85	5
II - 3 - 5	顧客保護等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P86	3
II - 3 - 6	顧客情報管理態勢・・・・・・・・・・・・・・P93	3
II - 3 - 7	本人確認、疑わしい取引の届出・・・・・・・・・P96	3
II - 3 - 8	適切な表示の確保・・・・・・・・・・・・・・P96	3
II - 3 - 9	事務リスク管理態勢・・・・・・・・・・・・・P97	7
I I − 3 − 1	O システムリスク管理態勢・・・・・・・・・P98	3
I − 3 − 1	1 危機管理態勢・・・・・・・・・・・・ P 1 O	2
	他 · · · · · · · · · P 1 O !	

Ⅲ.保険監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-1 監督事務の流れ Ⅲ-1-1 オフサイトモニタリングの主な留意点・・・・・・・P110 Ⅲ-1-2 監督部局間における連携・・・・・・・・・・P110 Ⅲ-1-3 検査部局との連携・・・・・・・・・・・・P111 Ⅲ-1-4 委仟等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P114 Ⅲ-1-5 個別保険会社に関する行政報告・・・・・・・・・P114 Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置・・・・・・・・P115 Ⅲ-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供・・・・・・・・P117 III - 1 - 8法令解釈等の照会を受けた場合の対応・・・・・・・・P117 Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理 III - 2 - 1生命保険募集人の登録事務・・・・・・・・・・・P122 Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務・・・・・・・・・・P128 III - 2 - 3 $\Pi - 2 - 4$ $P - \Delta \vec{x} \cdot \nu \vec{y} \vec{x} \cdot \nu - \nu \cdot P + 1 + 3$ Ⅲ-2-5 弊害防止措置・・・・・・・・・・・・・・・P143 Ⅲ-2-6 契約条件の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・P144 Ⅲ-2-7 資産運用限度・・・・・・・・・・・・・・ P146 Ⅲ-2-8 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い・・・・・・P147 III - 2 - 9特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金・・・・P148 II - 2 - 10議決権の取得制限・・・・・・・・・・・・・・P148 III - 2 - 11保険相互会社における社員配当規制の適用免除・・・・P149 II - 2 - 12責任準備金対応債券・・・・・・・・・・ P 1 4 9 II - 2 - 13保険主要株主・・・・・・・・・・・・・・・P149 III - 2 - 14産業活力再生特別措置法に関する保険会社の留意事項・・P149 III - 2 - 15付随業務の取扱い・・・・・・・・・・・・・・P 153 II - 2 - 16基金の再募集・・・・・・・・・・・・・・・・P154 III - 2 - 17説明書類の作成・縦覧等・・・・・・・・・・・P155 II - 2 - 18不祥事件への対応・・・・・・・・・・・・・P161 ソルベンシー・マージン比率の計算・・・・・・・P162 II - 2 - 19Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点・・・・・・・・・・P 1 6 7 Ⅲ-4 意見交換制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P170 IV. 保険商品審査上の留意点等・・・・・・・・・・・・P172

٧.

VI.

保険仲立人関係・・・・・・

I 基本的考え方

I-1 保険監督に関する基本的考え方

I-1-1保険監督の目的と監督部局の役割

保険監督の目的は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することにある。

我が国の保険監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い保険監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、保険会社の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、保険会社に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、保険会社の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、保険会社から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

I-1-2保険監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、保険監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

(1)検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い保険監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点に ついては、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に 還元すること。

(2) 保険会社との十分な意思疎通の確保

保険監督に当たっては、保険会社の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、保険会社からの報告に加え、保険会社との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、保険会社との定期的な面談や意見交換等を通じて、保険会社との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3)保険会社の自主的な努力の尊重

監督当局は、私企業である保険会社の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。保険監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、保険会社の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、保険会社に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

I − 2 監督指針策定の趣旨

保険業法(以下「法」という。)は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保

することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、保険は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっており、また、eリスク、土壌汚染リスク等新たなリスクの増大に伴って、企業活動等における多様なリスクに対応する手段としての機能が拡大している。

このような状況のなかで、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発、価格設定が行われる環境を整備することが求められる。また、保険契約者等が多様なチャネルを通して、適切かつ十分な情報に基づいて、保険商品を購入できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規制・慣行を保険業法の目的に照らし常に見直していくことが求められる。また、保険会社のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。

このような趣旨に基づき、本監督指針においては、保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。本監督指針は、保険会社の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社に一律に求めているものではない。従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、保険会社の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドライン(第二分冊:保険会 社関係)は、廃止することとする。

Ⅱ 保険監督上の評価項目

Ⅱ - 1 経営管理

Ⅱ-1-1 意義

保険業をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、保険会社自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していく為には、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理(ガバナンス)が行われることが重要である。

Ⅱ-1-2 主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役会、監査役、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大であることから、経営管理のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

(1)代表取締役

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を 適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる 態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的に その機能状況を確認しているか。

また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

(2) 取締役及び取締役会

① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・ 抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務 執行の監督に積極的に参加しているか。

- ② 取締役会は、各保険会社が目指すべき全体像等に基づいた経営 方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を 明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成 度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ③ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範 して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を 発揮しているか。
- ④ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑤ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的 又は必要に応じ随時見直しているか。更に、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑥ 取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。
- ⑦ 取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。

また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

更に、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

(3) 監査役及び監査役会

- ① 監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あく までも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積

極的な監査を実施しているか。

(4) 管理者 (営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理職)

- ① 管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を 十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類 に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実 行しているか。
- ② 管理者は、取締役会等(常務会、経営会議等を含む。以下同じ。) で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施 策を実施しているか。

(5) 内部監査部門

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう 独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となってい るか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞 なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
- ④ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する 被監査部門等の改善への取り組み状況を適切に管理しているか。

(参考)

経営管理に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。

・金融庁「保険検査マニュアル (保険会社に係る検査マニュアル)」

(6) 外部監査機能

- ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識しているか。
- ② 保険会社は内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性 等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けてい るか。

なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は 監査役会に直接、正確に報告されなければならず、また、監査役 監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。

- (注) ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。
- ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。
- ④ 代表取締役及び取締役会等は、保険会社の子会社(法第2条第12項に規定する子会社(同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下同じ。)、子法人等(保険業法施行令(以下「令」という。)第2条の3第2項に規定する子法人等(子会社を除く。)をいう。以下同じ。)及び関連法人等(同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(以下「子会社等」という。)において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。
- ⑤ 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外 部監査人との協力関係に配慮しているか。
- ⑥ 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査 部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査 部門は、その改善状況を適切に把握しているか。

(7) 保険計理人

保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

- ① 保険計理人は、職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されているか。また、制度の趣旨に鑑み、保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることなどにより相互牽制機能が確保されているか。
- ② 保険計理人は、保険料の算出方法等の保険数理に関する事項について、法令等に則り関与しているか。また、そのために必要な

情報について、各関連部門より報告を受けているか。

- ③ 保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。
- ④ 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に 行われているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。
- ⑤ 保険計理人は、法令で定められた保険数理事項に関して、保険 契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から関与して いるか。
- ⑥ 生命保険会社の保険計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に、新契約伸展率や事業費、資産運用状況等について、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。
- ⑦ 保険業施行規則(以下「規則」という。)第77条に規定する規則第76条第1号に掲げる保険契約に係る「保険数理に関する事項」については、以下の取扱いとなっているか。
 - イ 規則第77条第1号に掲げるものに係る保険数理に関する 事項とは、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保 険契約に係る積立保険料の算出をいうものとすること。
 - ロ 規則第77条第2号に掲げるものに係る保険数理に関する 事項とは、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保 険契約に係る払戻積立金の算出をいうものとすること。
- ⑧ 保険計理人は、取締役会へ意見書を提出しているか。また、意見書に法令等に定められた事項を記載しているか。

(8)総代会

相互会社については、保険会社の公共性及び保険契約者等の保護の観点から、事業の透明性を高めるとともに経営チェック機能の充実が求められている。

総代会は、相互会社において社員総会に代わる会社の最高意思決定機関として位置づけられており、社員の代表である総代の人選は、社員の意思が反映されていると社員から信認が得られていることが重要である。

選出にあたっては、これまで重視されてきた総代会の出席率や総代自身の見識等も重要な要素ではあるが、社員の代表を選出するとの趣旨を損なうものであってはならないことに留意する必要がある。また、選出プロセスは会社からの独立性が確保されている必要がある。

同時に、総代会の議事等についてインターネット等も活用してディスクロージャーの充実を図るなど、ガバナンスに係る情報提供等を拡充することが適当である。

また、社員の意思を総代会に反映させるため、各社が自主的に設置している契約者懇談会の活性化と総代会との連携を進めていくことが適当である。

これらを踏まえた総代会等についての留意事項は以下のとおり。

- ① 総代の選出
 - i)総代数及びその数を適正とする考え方が説明書類に明確かつ 平易に示されているか。
 - (注)説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての 意見の送付先が明記されているか留意する。
 - ii) 総代の選考方法(選考手続及び選考基準を含む。)が説明書類に明確かつ平易に示されているか。
 - (注1)総代になることを希望する社員に対する総代候補者に選出され得る方策の有無を含む選考方法の概要及び当該選考方法を採用している考え方・理由が併記されているか留意する。
 - (注2)説明書類の総代会に関する箇所には、その内容について の意見の送付先が明記されているか留意する。
 - iii)上記i)及びii)について、定時総代会の都度、説明が行われているか。
 - iv)主な保険種類別、職業別、年齢別、社員資格取得時期別及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に明確かつ平易に示されているか。
 - (注 1) 総代の構成について、特定の業界への偏りがないか留意 する。
 - (注2)保険種類別については、生命保険会社の場合は、個人保険・個人年金保険に属する保険種類ごとの契約件数ベースでの記載で差し支えない。また、社員全体に係る保険種類ごとの契約件数については、これが説明書類で別途記載されている場合には、それによることとして差し支えない。
 - (注3)職業別・社員資格取得時期別については、社員の職業別・ 社員資格取得時期別のデータが更新・保存されていない場合 には、総代の職業別・社員資格取得時期別の構成のみの記載 で差し支えない。

- v)総代候補者選考委員会の機能を充実するためどのような措置 が講じられているか。
- (注1)選考委員会の委員の人選については、総代候補者の公正 な選考に資するとの観点から、総代会において十分な審議が なされているか留意する。
- (注2)選考委員会は、総代候補者の具体的な選考方針を、社員 に明確かつ平易に説明しているか留意する。
- (注3) 事務局については、会社からの独立性を確保し、選考委員会の指示なく事務局が選考作業を行うことがない等、選考委員会の指示・判断の下で業務を遂行しているか留意する。
- vi)総代候補者選考過程において公正の確保、透明性の向上のために、どのような措置が講じられているか。また、事業運営に対する参加意識のある社員に開かれたものとするとの観点から、どのような措置がとられているか。
 - (注1)総代は社員の代表として選出するとの趣旨に鑑み、選考 段階において既に社員である者のうちから総代候補者を選 出しているか留意する。
 - (注2)契約者懇談会の出席者から一定割合の総代候補者を選出する等、選考方法の多様化が図られているか留意する。また、 多様化を図る中で、総代数についても適切な水準を選択しているか留意する。
- vii)信任投票に当たって、総代候補者の所信あるいは選考委員会による各人選に係る趣旨説明等、各総代候補者に関する判断材料の充実が図られているか。
- viii)総代の任期は8年を目安とされているか。

2 総代会

総代会の経営チェック機能を向上させるため、保険会社において 次のような措置が講じられているか。

- i)総代会においては、事業報告書に記載のある事項と併せて、 ソルベンシー・マージン比率等についての報告が行われている こと。生命保険会社においては、基礎利益及び逆ざやの状況に ついての報告が行われていること。
- (注)株式会社形態の保険会社においても、株主総会において、 同様の報告が行われているかどうかに留意する。
- ii)総代会における剰余金処分の決議の際には、法第58条第2項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員

配当比率と、各社の資本基盤の充実のための方策との関係について説明が行われていること。

- iii)総代会開催時以外においても、総代に対し経営状況を把握するに足る情報提供が適切に行われていること。また、総代からの意見等の収集策を策定し、総代に対し当該収集策を周知する措置が講じられていること。
- iv)総代会の傍聴を希望する社員に対しその機会を付与するとともに、総代会の直前又は直後において会社に対する意見・質問等の機会が設けられていること。また、社員に対し当該傍聴制度を周知するために、店頭における掲示、契約者宛の通知の利用、インターネットのホームページの活用等、適切な措置が講じられていること。
- v)総代会の議事の記録には、各議決事項についての賛成数、反対数等が明記されるとともに、総代会に提出された議案等に係る保険会社による説明内容や各総代の発言内容等の詳細が記載されていること。
- vi)総代会の議事の記録は、インターネットのホームページの活用等により社員に対し開示されていること。

③ 契約者懇談会等

- i)契約者懇談会が、総代会に先立って開催されているか。また、 契約者懇談会において契約者から出された主な意見・質問等を 記載した資料が、総代会の招集の通知に添付された上で、総代 会において報告されているか。
- ii)契約者に対し契約者懇談会の開催を周知するために、店頭における掲示、契約者宛の通知の利用、インターネットのホームページの活用等、適切な措置が講じられているか。また、参加を希望する契約者に対しその機会が付与され、開催日時の多様化等、参加機会の拡大に努めているか。
- iii) 契約者懇談会において、契約者に対し経営状況が適切に説明されているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。
- iv) 評議員会等において、その人選に当たって多様化が図られているか。また、評議員会等の機能の充実のため、具体的な措置が講じられているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。
- v)社員に対し、会社経営に関する意見等の申出方法、手続等を

周知する措置が講じられているか。

(注)保険会社が委員会等設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。

Ⅱ-1-3 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。

(1) オフサイト・モニタリング

継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、保 険会社の経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、保 険会社から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的 に行うこととする。

(2)総合的なヒアリング(「Ⅲ-1-1オフサイトモニタリングの 主な留意点(2)②」を参照)

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

(3)内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、保 険会社の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状 況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとす る。

また、特に必要があると認められる場合には、保険会社の監査役、 社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

(4) 通常の監督事務を通じた経営管理の検証

経営管理については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、 例えば、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制 度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、経営管理の有 効性について検証することとする。

(5) モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、事務年度途中において特筆すべき事項が生 じた場合は、都度記録を更新することとする。

(6) 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条(外国保険会社等においては、法第200条。免許特定法人又は引受社員においては、法第226条。以下同じ。)に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第132条(外国保険会社等においては、法第230条。以下同じ。)に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-2 財務の健全性

Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立の適切性

Ⅱ-2-1-1 意義

保険会社は、保険契約者に将来支払うこととなる保険金等に対して保険業法に基づく責任準備金等の積立の確保に努めなければならないことになっている。当局としては、自己責任原則の下で行われる責任準備金等の積立の確保を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な経理処理等の指針を通じ、保険財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

Ⅱ-2-1-2 積立方式

(1) 法第3条第4項第1号に掲げる保険(以下「第一分野」という。) 及び法第3条第4項第2号又は第5項第2号に掲げる保険(以下 「第三分野」という。)において、標準責任準備金対象契約につい ては標準責任準備金を、標準責任準備金対象外契約(金融庁告示第 24号(平成13年3月30日)第2号に規定する保険期間10年 以下の積立傷害保険等を除く。)については平準純保険料式責任準 備金を積み立てるものとなっているか。

- (2)第一分野及び第三分野において、保険会社の業務又は財産の状況 及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合に、保険数理 に基づき、合理的かつ妥当なものとして、いわゆるチルメル式責任 準備金の積立てを行っている場合には、新契約費水準に照らしチル メル歩合が妥当なものとなっているか。
- (3)上記(2)の場合には、標準責任準備金・平準純保険料式責任準備金の積み立てに向け、計画的な積み増しを行うこととなっているか。
- (4)特定の疾病による所定の状態、所定の身体障害の状態、所定の要介護状態その他の保険料払込の免除事由に該当し、以後の保険料払込が免除されることとなった保険契約のうち、自動更新可能な保険契約に係る責任準備金については、最終の保険期間満了日まで全ての自動更新が行われるものとして計算した金額を積み立てることとなっているか。
- (5) 危険準備金 I における「その他のリスク」に係る積立基準及び積 立限度の設定については、手術給付、介護給付その他の保険給付の リスクに応じたものとなっているか。

Ⅱ-2-1-3 変額年金保険等の最低保証リスクについて

保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金皿の積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があるが、その際、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ-2-1-3-1 保険料積立金の積立

(1)標準的方式

標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件(平成8年 2月大蔵省告示第48号。以下II-2-1-3において「責任準備 金告示」という。)第5項第1号の規定により、最低保証に係る保 険料積立金(以下Ⅱ-2-1-3において「保険料積立金」という。) の積立方式として標準的方式を使用する場合に留意すべき事項は 以下のとおり。

- ① 通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的な計算式 (「一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価」から 「一般勘定における最低保証に係る純保険料の収入現価」を控除 する形式の計算式)によって、概ね50%の事象をカバーできる 水準に対応する額を算出するものとなっているか。
- ② 最低死亡保険金保証が付された保険契約については、標準死亡率(責任準備金告示第1項第2号に規定する指定法人が作成し、金融庁長官が検証した標準死亡率をいう。(2)②において同じ。)のうち死亡保険用のものを、最低年金原資保証(又は最低年金年額保証)が付された保険契約については、標準死亡率のうち年金開始後用のものを使用しているか。また、死亡保険金保証及び最低年金原資保証(又は最低年金年額保証)の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用しているか。
- ③ 割引率として、標準利率(責任準備金告示第4項に規定する率。(2)③において同じ。)を使用しているか。
- ④ 期待収益率及びボラティリティとして、責任準備金告示第5項第1号二に規定する率を使用しているか。また、同二列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。
- ⑤ 予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や 商品性等から、合理的に定められたものとなっているか。例えば、 以下の事例等に留意しているか。
 - i 特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解 約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるとき の解約率より低い率となっているか。
 - ii 解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率と比べ、低い率となっているか。
 - iii 最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定しているか。
 - iv 設定された予定解約率について、解約実績との比較などによ

- り、検証を行うこととなっているか。
- ⑥ その他の計算基礎率を使用する場合は、当該計算基礎率が過去 の実績や商品性等から合理的に定められたものとなっているか。
- ⑦ 商品の仕組み上、やむを得ず①の標準的な計算式を使用することができないときは、当該計算式との差異が軽微である場合に限り、近似的な計算式を使用することを可能とする。

(2)代替的方式

保険料積立金の積立方式として代替的方式を使用する場合に留 意すべき事項は以下のとおり。

- ① 通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的方式により計算される保険料積立金の債務履行を担保する水準と同等であることが認められる代替的方式によって、概ね50%の事象をカバーできる水準に対応する額を算出するものとなっているか。
- ② 最低死亡保険金保証が付された保険契約については、標準死亡率のうち死亡保険用のものを、最低年金原資保証(又は最低年金年額保証)が付された保険契約については、標準死亡率のうち年金開始後用のものを使用しているか。また、死亡保険金保証及び最低年金原資保証(又は最低年金年額保証)の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用しているか。
- ③ 割引率として、標準利率を使用しているか。
- ④ 期待収益率及びボラティリティ(責任準備金告示第5項第1号 ニに列記するものに限る。以下この④において同じ。)は、同二に 定めるものを使用する場合を除き、標準的方式により計算される 責任準備金の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、次のアからウまでの条件を満たすものとなっているか。同二列記以外 の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理 的に定められたものとなっているか。
- ア 期待収益率及びボラティリティは、過去の実績や将来の資産運 用環境の見通し、リスク中立の観点等から、合理的かつ客観的根 拠に基づき定められたものであること。
- イ 期待収益率及びボラティリティを決定する際の前提となる観 測期間が適切に設定されていること。例えば、株価や金利が長期 にわたって高水準で続いたような昭和30年から昭和48年ま

での期間を含めないこと。

- ウ 代替的方式によって計算される保険料積立金の額が、代替的方式において使用することとした計算基礎率(期待収益率及びボラティリティを除く。以下このウにおいて同じ。)を基に標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 1 0 %以上乖離しないこと。ただし、代替的方式で使用することとした計算基礎率を標準的方式の計算式に反映できない等、代替的方式による計算結果と標準的方式による計算結果を単純に比較できない場合は、標準的方式に反映できない計算基礎率を除外して比較するなど、比較可能なレベルまで計算基礎率を絞り込んで比較して差し支えない。
- ⑤ 予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や商品 性等から、合理的に定められたものとなっているか。例えば、以下の 事例等に留意しているか。
 - i 特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解 約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるとき の解約率より低い率となっているか。
 - ii 解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率と比べ、低い率となっているか。
 - iii 最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定しているか。
 - iv 設定された予定解約率について、解約実績との比較などにより、検証を行うこととなっているか.
 - ⑥その他の計算基礎率を使用する場合は、当該計算基礎率が過去の実績や商品性等から合理的に定められたものとなっているか。
 - (3) 平成17年3月31日以前に締結された保険契約に関する取扱い

平成17年3月31日以前に締結された変額年金保険契約等であって、標準責任準備金の対象契約とならないものについては、(1)及び(2)が適用されないが、このうち保険金等の額を最低保証している保険契約については、平成17年度以降、毎決算期において将来収支分析を行い、保険料積立金に不足を生ずることが見込まれる場合には必要な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めるものとする。

(4) ヘッジ・再保険の取扱い

- ① ヘッジ適用の有無に関わらず、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。
- ② 最低保証する保険金等を再保険の対象とし、当該保険金等に係る危険保険金額をベースとして保有・出再額が決定される方式の再保険に付した場合においては、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。

Ⅱ-2-1-3-2 危険準備金Ⅲ

危険準備金Ⅲの積立にあたり、留意すべき事項は次のとおり。

- ① 平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、危険準備金皿の積立を行うものとしているか。
- ② ヘッジ適用の有無に関わらず、規則第69条第7項などの規定に基づき金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準(平成10年6月大蔵省告示第231号)第3条の2に定めるところにより 危険準備金皿の積立を行うものとしているか。
- ③ 再保険を付している場合の危険準備金Ⅲの積立に当たっては、出再により移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。

Ⅱ-2-1-4 経理処理

責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。

(1) 将来収支分析について

生命保険会社の保険計理人が、法第121条第1項の規定に基づく確認業務の中で将来収支分析を行うに際して、金融庁長官が認定した基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

(2) 生命保険会社の保険計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう健全な保険数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、生命保険会社の将来収支分析に係る意見書に関して保険計理人から説明を求める場合、並びに経営者から同意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として以下の点が考えられる。

- ① 生命保険会社の保険計理人が、法第121条の規定に基づく確認業務において金融庁長官が認定した基準(以下「実務基準」という。)に則って適切に確認しているか。
- ② 実務基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用する場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的なものか。
- ③ 将来収支分析により、今後5年以内に責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、ただちに行われるものであるかどうかの根拠(計画等)が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。
- ④ 将来収支分析により、今後5年以内に責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれる場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第69条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。
- (3) 再保険料または再保険金の額が事後的に調整される再保険の取扱い

保険会社が保険契約を再保険料または再保険金の額が事後的に調整される再保険に付した場合において、再保険料の追加支払または再保険金の返戻(以下「再保険料の追加支払等」という。)が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上(将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、

所要の引当が行われていることを含む。) されているか (当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。)。

(4) 保険料積立金

以下の①又は②に該当する保険契約又はその部分に係る責任準備金の計算に当たっては、当分の間、規則第69条第1項第1号、第70条第1項第1号イ、第150条第1項第1号及び第151条第1項第1号イに規定する「保険料積立金」には区分せず、規則第69条第1項第2号、第70条第1項第1号ロ、第150条第1項第2号及び第151条第1項第1号ロに規定する未経過保険料として区分するものとする。

- ① 平準的に収入する保険料を基準に残存期間に依存する係数を乗じて得られる金額を責任準備金として積み立てる保険契約で、契約消滅時に同様の方法で計算される金額を払い戻す保険契約
- ② 法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約(法第3条第 5項第2号及び3号に掲げる保険との組み合わせによる保険契約で 保険料を区分できないものを除く。)。

(5)収益等の計上

損害保険会社の収益等の計上については、下記のとおり取り扱うこと。

①元受保険料の計上

決算締切日までに入金報告書及び申込書その他保険料計上に必要な 書類が到着している契約については、すべて当該事業年度の収入に計 上すること。

ただし、上記書類が決算締切日までに到着したもので、内容不備のため保険料率の審査決定、保険責任の有無の確認ができなかったものについてはこの限りでないこと。

なお、決算処理に当たっては、上記書類の遅延ないし内容の不備の 解消に特に留意し、計上保険料の翌年度へのずれ込み、又は計上洩れ を極力防止するよう努めること。

②回払保険料の計上

船舶保険等にかかる回払保険料の計上については、初回保険料は①に準じて取扱うものとし、次回以後保険料については、決算締切日までに当該契約の約款に定める保険料支払期日応当月が到来しているものは当該事業年度の収入として計上すること。

③受再保険料の計上

受再保険料の計上については、旧事務ガイドライン発出前に各社が 定めた計上基準に基づき統一的かつ継続的に処理する場合は、当該基 準に定めるところにより計上して差し支えない。

なお、旧事務ガイドライン発出後に設立した会社にあっては、当該会社の計上基準が従前の例に照らして合理的なものとなっているかどうかについて留意することとする。

④求償権及び残存物の経理

保険金の支払いにより契約者から取得した求償権又は残存物については、当該求償権の行使(裁判の判決又は当事者間の合意がないものは除く。)又は残存物の売却によって回収が見込まれる金額を当該事業年度の支払備金から控除して経理すること。

(6) 価格変動準備金の取崩し

①保険会社における価格変動準備金の取崩しについて、法第115条第2項ただし書の規定による認可を受けようとする場合は、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。この場合において、当該合計額が、法第115条第2項に規定する株式等の売買等による損失の額(以下「株式売買等損失額」という。)から同項に規定する株式等の売買等による利益の額(以下「株式売買等利益額」という。)を控除した額(負数のときは零とする。)を超えるときは、当該超える額については、法第115条第2項ただし書に基づき金融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

ただし、価格変動準備金の取崩額は、価格変動準備金の前期末残高を超えないものとなっていること。

- イ 株式売買等損失額から株式売買等利益額を控除した額と、契約者(社員)配当準備金等に繰り入れる額のうち下記に定める額(損害保険会社にあっては(イ)に定める額、損害保険相互会社にあっては(ロ)に定める額)との合計額。ただし、負数のときは零とする。
 - (イ)規則第63条において準用する規則第26条第1項に規定する積立勘定を設けている場合における、当該勘定内の価格変動準備金対象資産について、当該勘定において把握される法第115条第2項に規定する株式等の売買等による利益の額から同項に規定する株式等の売買等による損失の額を控除した額
- (ロ) 社員配当準備金繰入額を限度とする額
- ロ 価格変動準備金の前期末残高から上記イの額を控除した額が、

規則第66条後段において規定する限度額を超えるときの当該 超える額

- ハ 上記のほか、やむを得ない相当の理由がある額
- ②価格変動準備金の株式売買等損失額及び株式売買等利益額の計算には、次の額を含めるものとする。
 - イ 価格変動準備金対象資産に係る証券取引法第2条第20項に 規定する有価証券先物取引、同法第156条の24第1項に規定 する信用取引及び規則第47条第9号(又は規則第139条)から第12号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引(金利関 連の金融派生商品取引を除く。)により生じた売却(損)益、評 価(損)益及び為替差(損)益の額
 - ロ 信託設定時に計上される退職給付信託設定益(損)の額
- ③法第115条第1項ただし書に基づく認可の申請を受けようとする場合は、以下のいずれかに該当するかどうかに留意する。
 - イ 上記①のイからハまでの合計額が価格変動準備金の前期末残 高を超えるときの当該超える額
 - 口 損害保険会社においては、地震保険について、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額(この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第66条後段において規定する限度額の計算から除くものとする。)
 - ハ 上記のほか、やむを得ない相当の理由がある額
- (7) 地震保険の危険準備金の取扱い

損害保険会社における広告・宣伝の費用のための危険準備金の取り崩 しは、適切に行われていること。

(8) 再保険を付した保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない外 国保険業者

規則第71条第1項第4号に規定する「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、例えば、次に該当する外国保険業者をいうものであること。

①保険契約を再保険に付した保険会社(以下「出再会社」という。)の総資産に占める外国保険業者が当該出再会社から引き受けた一の

再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が 1 %未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)

②出再会社が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)

(9) 外国からの受再特約保険に係る支払備金

外国からの受再特約保険に係る支払備金については、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっても、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合は、その金額を、普通支払備金として積み立てるものとなっていること。

(10)税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い

税効果会計を適用する損害保険会社においては、その適用の最初の事業年度における責任準備金の取扱いについて以下の点に留意すること。また、税効果会計を適用しない損害保険会社においても以下の①及び②の点に留意すること。

- ①自動車損害賠償責任保険の有税の各準備金の事業年度開始の時の金額については、前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっていること。
- ②地震保険の危険準備金の事業年度開始の時の金額については、前事 業年度末における危険準備金の金額に、前事業年度末における有税の 危険準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目とし て加算した金額となっていること。

ただし、保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、 当該会社についてはこの限りではない。

③異常危険準備金及び契約者配当準備金の事業年度開始の時の金額は前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における有税の当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっていること。

ただし、調整項目として加算する金額の合計は、次のイの金額から ロ及びハの金額を控除した金額(負数のときは零とする。)を限度と すること。

- イ 税効果会計を適用する最初の事業年度において計上する過年度 一時差異に基づく繰延税金資産の金額
- ロ 自動車損害賠償責任保険における上記①の調整項目として加算 した法人税等相当額
- ハ 地震保険における上記②の調整項目として加算した法人税等相 当額

(11)税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い

税効果会計を適用する損害保険会社においては、その適用の最初の事業年度末までに責任準備金算出方法書等に以下のような措置を実施していること。

また、税効果会計を適用しない損害保険会社においても以下の①及び ②の措置を実施していること。

①自動車損害賠償責任保険の責任準備金算出方法書において、各準備金の積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除していること。また、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けていること。

なお、上記措置を実施している保険会社は、自動車損害賠償保障法 第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令第2 条第2号において、税効果会計を適用しているものとみなす。

②地震保険の責任準備金算出方法書において、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けていること。

ただし、保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、 当該保険会社についてはこの限りではない。

- ③契約者配当準備金を積み立てる種目の責任準備金算出方法書及び 事業方法書の別紙積立勘定運用細則において、積立て及び取崩しに係 る法人税等相当額控除の規定を削除していること。
- ④各種目の責任準備金算出方法書において異常危険準備金の繰入率及び上限割合を見直していること。なお、見直し後の当該繰入率及び 上限割合は、次の算式により得られる率を原則とすること。

イ 見直し後の繰入率

= 見直し前の繰入率(除く有税部分)+見直し前の繰入率(有税部分)

÷ (100%-実効税率)

- (注) 小数点以下二位を切上げ、小数点以下第一位までの比率(百分率) とする。
 - ロ 見直し後の上限割合
 - =見直し前の上限割合÷(100%-実効税率)
 - (注) 一の位を切上げ、十の倍数となる比率(百分率)とする。

(12) 出再責任準備金の開示

規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15号の2に 規定する出再責任準備金の金額の注記にあたっては、保険料積立金及び 未経過保険料並びに払戻積立金の計算上差し引かれた再保険に付した 部分(以下「出再部分」という。)に相当する金額を注記するものとす ること。

この場合において、出再部分を控除した計数を基に未経過保険料を計算しており、かつ、出再部分に相当する未経過保険料(以下「出再未経過保険料」という。)の把握が困難な場合は、次の算式により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。

出再未経過保険料=出再正味保険料×未経過保険料

/正味収入保険料

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、上記算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。

(13) 出再支払備金の開示

規則別紙様式第12号、第12号の2、第15号及び第15号の2に 規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生の 報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと 認める支払備金(以下「既発生未報告損害支払備金」という。)の金額 を平成10年大蔵省告示第234号(以下(13)において「告示」と いう。)第2条第1項により出再部分を控除した計数を基に計算してお り、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握 が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備 金として注記することができること。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計

算方法により計算した金額を出再既発生未報告損害支払備金の金額と して注記することができること。

①告示別表中「要積立額 a 」が「要積立額 b 」を上回る場合は、次の 算式により計算した金額。

出再既発生未報告損害支払備金

- =正味既発生未報告損害支払備金
 - ×出再普通支払備金/正味普通支払備金
- ②告示別表中「要積立額 b」が「要積立額 a」を上回る場合は、次の 算式により計算した出再既経過保険料に同別表に定める割合を乗じ た金額。

出再既経過保険料

- =対象事業年度の出再正味保険料
 - 十対象事業年度の前事業年度の出再未経過保険料
 - 一対象事業年度の出再未経過保険料

ただし、対象事業年度の前事業年度の出再未経過保険料及び対象事業年度の出再未経過保険料については、上記(12)に定める出再未経過保険料の金額とする。

(14) 大規模自然災害ファンドの計算

平成10年大蔵省告示第232号第1条の2に規定する大規模自然 災害ファンドの計算に当たって留意すべき事項は以下のとおりとする こと。

- ①損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル(以下「大規模自然災害モデル」という。)を用いる等合理的なリスクモデルを用いて計算されていること。
- ②再保険に付した部分を控除するに当たっては、リスクの実態に応じて、例えば、以下のいずれかに該当するような合理的な手法により計算されていること。その際、再保険に付した部分の中に保険引受リスクの移転を伴わない部分がある場合は、実質的な再保険回収効果に対応した控除額としていること。
- イ 大規模自然災害モデルのリスクカーブに再保険効果を反映させて、推定正味支払保険金に対応するリスクカーブを算出し、これを 用いて大規模自然災害ファンドの計算を行う。
- ロ 出再保険料を基礎として再保険に付した部分の割合を計算し、これを控除する。

(15) 大規模自然災害リスクに対応する未経過保険料等の計算

平成10年大蔵省告示第232号(以下(15)において「告示」という。)第1条の2に規定する未経過保険料及び第2条に規定する異常 危険準備金の計算の計算に当たって留意すべき事項は以下のとおり。

- ①告示第 1 条の 2 及び第 2 条第 2 項に規定する火災保険には、火災相互保険、建物更新保険、満期戻長期保険が含まれること。
- ②計算にあたり必要となる計算単位の細分化又は集約化が合理的なものとなっていること。
- ③告示第1条の2に規定する収入保険料が予定利率により割り引かれている場合は、下式により計算した予定利息相当額を加えて当該事業年度に対応する保険料を計算していること。

予定利息相当額

一予定利息相当額加算前の未経過保険料×予定利率/(1+予定利率)

④告示第1条の2に規定する大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額は、過去の発生保険金実績(告示第1条の2に規定する大規模自然災害リスクに係る発生保険金を除く。)と事業費実績を基礎として、合理的に計算した金額となっていること(計算期間が短いため、一時的に事業費又は発生保険金の額が高いと認められる場合等において、他の合理的な方法により計算する場合を除く。)。また、当該金額は、収入保険料を基礎として計算した当該事業年度に対応する保険料の額以下となっていること。

(16)保険契約に関する指標等の開示

①規則別表(第59条の2第1項第3号関係(損害保険会社))に規定する「発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料に対する割合」等を計算する際に必要となる出再控除前の責任準備金及び出再控除前の支払備金の計算にあたっては、(12)及び(13)で定めるところによるものとする。

②外国損害保険会社等において、当該外国損害保険会社等の再保険契約が当該外国損害保険会社等を含むグループ単位で手配されており、当該外国損害保険会社等に係る再保険を区分することが困難な場合には、規則第59条の2第1項第4号イに規定するリスク管理体制の開示(再保険に関するものに限る)及び同別表(第59条の2第1項第3号関係(損害保険会社))に規定する保険契約に関する指標等の

開示を当該グループ単位の指標として開示することができる。

(17) 開示の際の保険種目の区分

①規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))に 規定する「保険種目の区分」は、火災保険、海上保険、傷害保険、自 動車保険、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用・保証保険 及びその他の保険とする。ただし、賠償責任保険及び信用・保証保険 をその他の保険の内訳として取り扱うこと、並びに正味収入保険料の 割合が保険種目計の正味収入保険料の割合の5%未満となる保険種 目については、その他の保険に合わせて区分することができる。

②規則第59条の2第1項第3号ホに規定する「平均的な支払期間が 長い保険契約の種類」は、傷害保険、自動車保険及び賠償責任保険と する。

(18) 船主責任相互保険組合関係

①再保険契約の責任準備金

船主相互保険組合法施行規則第15条第4号に規定する「組合の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、たとえば、次に該当する外国保険業者をいう。

- イ 船主責任相互保険組合と同種類の外国に所在する組合(以下「同種組合」という。)間で一保険事故につき支払う保険金のうち、一定額を超える保険金を一定の割合で分担するために締結された協定(以下「国際 P I グループのプール協定」という。)に加盟している同種組合
- 口 保険契約を再保険に付した出再組合(以下「出再組合」という。) の総資産に占める外国保険業者が当該出再組合から引き受けた 一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が 支払う再保険金の限度額の割合が3%未満である当該外国保険業者(当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。)
- ハ 出再組合が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者(当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合

を除く。)

②支払備金の積み立て

イ 外国受再特約保険に係る支払備金

外国受再特約保険に係る支払備金については、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっても、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出した金額を、普通支払備金として積み立てるものとなっているか。

口 既発生未報告損害支払備金

既発生未報告損害支払備金については、国際PIグループのプール協定加盟同種組合から事故報告が速やかに得られない場合のプール再保険の保険金等に係る金額について、合理的な方法により算出した金額を積み立てるものとなっているか。

Ⅱ-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性(早期是正措置)

Ⅱ-2-2-1 意義

保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる保険会社にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、保険会社の経営の健全性を確保するため、「保険金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、保険会社の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ-2-2-2 監督手法・対応

保険会社の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期 是正措置については、「保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等 を定める命令」(平成12年総理府令・大蔵省令第45号。以下、Ⅱ-2 -2において、「区分等を定める命令」という。)において、具体的な措 置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については下記 のとおりとする。

(1) 命令発動の前提となるソルベンシー・マージン比率

「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係る「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」(以下、「ソルベンシー・マージン比率」という。)は、次のソルベンシー・マージン比率によるものとする。

- ①決算状況表(中間期にあっては中間(決算)状況表)により報告されたソルベンシー・マージン比率(ただし、業務報告書(中間期にあっては中間業務報告書)の提出後は、これにより報告されたソルベンシー・マージン比率)
- ②上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた保険会社と監査法人等との協議の後、当該保険会社から報告されたソルベンシー・マージン比率
- (2)「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に基づく命令
 - ①第1区分の命令及び第2区分の命令の相違

第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準としてソルベンシー・マージン比率200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に保険会社の自主性を尊重することとする。

第2区分の「次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する 措置に係る命令」は、ソルベンシー・マージン比率が、経営の健全性 を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するための ものである。したがって、個々の措置は、当該保険会社の経営実態を 踏まえたものにする必要があることから当該保険会社の意見は踏ま えるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、 保険会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎 に命令を達成する必要がある。

②第1区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内にソルベンシー・マージン比率が200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③第2区分に係る改善計画の内容

「保険金等の支払能力の充実に資する措置」とは、ソルベンシー・マージン比率が、原則として1年以内に少なくとも100%以上の水準を達成するための措置とする。

④改善までの期間

ソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、保険会社が策定する経営改善のための計画等が、当該保険会社に対する保険契約者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該保険会社の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

なお、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③のソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ−2−2−3のソルベンシー・マージン比率が当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

Ⅱ-2-2-3 「区分等を定める命令」第3条第1項に規定する合理 性の判断基準

「区分等を定める命令」第3条第1項の「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

保険会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該保険会社に対する保険契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、ソルベンシー・マージン比率が、原則として3ヵ月以内に当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

Ⅱ-2-2-4 命令区分の根拠となるソルベンシー・マージン比率

「区分等を定める命令」第3条第1項の適用に当たり「実施後に見込まれる当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令」は、原則として3ヵ月後に確実に見込まれるソルベンシー・マージン比率の水準に係る区分(非対象区分を除く。)に掲げる命令とする。

Ⅱ-2-2-5 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、毎期(中間期を含む。)報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第2区分の命令を行った保険会社にあっては、その後ソルベンシー・マージン比率が100%以上200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、保険会社が、「区分等を定める命令」第3条第1項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第2条第1項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該保険会社のソルベンシー・マージン比率が、当該保険会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率に係るていないときは、当該時点におけるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-2-6 「区分等を定める命令」第3条第3項の運用について 「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合に、保険会社に 対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資 産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価 額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産(注) が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないもの とする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、 必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の 増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

(注)流動性資産:現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券(市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。)

Ⅱ-2-2-7 その他

- (1)「区分等を定める命令」第2条から第5条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。
- (2) ソルベンシー・マージン比率が100%未満の保険会社に対して は、原則として「区分等を定める命令」第3条第2項各号に掲げる資 産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した 貸借対照表(様式は任意で可)を提出させるものとする。
- (3) 早期是正措置は、ソルベンシー・マージン比率が保険会社の財務 状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることか ら、早期是正措置の発動を免れるための意図的なソルベンシー・マー ジン比率の操作を行うといったことがないよう保険会社に十分留意 させることとする。

Ⅱ-2-3 早期警戒制度

Ⅱ-2-3-1 意義

保険会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第132条第2項に基づき、ソルベンシー·マージン比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、保険会社の早め早めの経営改善を促していくものとする。

Ⅱ-2-3-2 監督手法・対応

(1)収益性改善措置

基本的な収益指標やその見通しを基準として、収益性の改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(2)信用リスク改善措置

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について 改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等につい て、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき 報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(3)安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理 態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改 善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第12 8条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(4)資金繰り改善措置

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、契約動向や資産の保有状況等について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第128条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(5)業務改善命令

以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第132条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ-2-4 生命保険会社の区分経理の明確化

Ⅱ-2-4-1 意義

生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要である。各生命保険会社において自己

責任原則のもと、保険経理の透明性、保険契約者間の公平性確保等の観点から、適切な区分経理が行われる必要がある。また、区分経理を導入するに当たっては、資産の配分方法、含み損益の配賦方法等について、アセットシェア等に基づき適切に配分方法が定められていることが重要である。

Ⅱ-2-4-2 主な着眼点

各生命保険会社においては、適切な区分経理を行うため、例えば、以下のような考えに基づく区分経理に関する管理方針を策定しているか。また、区分経理の状況が、取締役会その他これに準ずる機関に対して報告されているか。

(1)商品区分

商品区分においては、損益及び負債の管理を行うものとする。商品区分は、各生命保険会社における商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。従って、新商品の発売による当該保有契約の増大やある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大など、会社全体の収支に重大な影響を与えるような場合等は、新たな商品区分を設定して管理することが望ましい。また、設定した商品区分については、保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等、合理的な理由がある場合を除き、その変更は行わないものとする。

(2) 全社区分

例えば、次の機能を受け持つものとして、全社区分を設定する。

- ①死亡保障リスク等のリスクバッファー機能
- ②新商品開発に係る事業運営資金提供機能
- ③会社全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能
- 4 現預金等の管理機能

(3) 資産区分

資産区分は、商品区分に対応した適切な区分を設定する。また、資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合する。この場合、いずれの契約にも帰属しない残余財産は全社区分に統合する。

(4)負債・資本の配賦方法

①商品区分への配賦

保険契約準備金(危険準備金を除く。)、再保険借等は各商品区分に 直課する。直課できないものは、区分経理に関する管理方針に基づい て配賦する。

②全社区分への配賦

資本の部(未処分利益・未処分剰余金、土地再評価差額金、株式等評価差額金を除く。)、価格変動準備金、危険準備金、その他商品区分に配賦されない負債を配賦する。

(5) 資産の配賦方法及び管理基準

①運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、資産の購入時に配賦する資産区分を決める。

②運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、次に掲げる方式の中から適切な方式 を選択し管理する。

- ・資産分別管理方式・・・個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させる方式。
- ・資産単位別持分管理方式・・・取引単位(例えば、不動産では物件ごと) ごとに、資産区分の持分で管理する方式。
- ・資産持分管理方式・・・投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、 各資産のマザーファンドに対する持分を管理する方式。
- (注)資産持分管理方式を用いる場合は、一般勘定資産(無配当保険に対応する資産を除く。)全体を一個のマザーファンドとして扱わない。
- ③運用資産以外の配賦方法

再保険貸等、各資産区分に直課できるものは直課し、直課できない ものは、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

④全社区分の資産

営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金(現預金等の管理機能を持つ場合)、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部を配賦するものとする。

(6) 損益の配賦

①保険関係損益

保険料等収入、保険金等支払金、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課する。

②運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、更に対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦する。なお、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

(7) 各区分間の取引等

①資産区分間の取引

資金移動(流入・流出)管理、流動性確保、ポートフォリオの改善等、必要な取引とし、市場価格等の適正な価格をもって適切に管理する。 ②商品区分と全社区分との取引

ア. 現預金等の貸借

- ・商品区分又は全社区分毎に区別して管理する。
- ・借越しが継続しないよう限度額等を設ける。

イ、現預金等以外の貸借

- ・全社区分から商品区分への貸付は、異常な保険金の支払い、新商品の販売に伴う事業運営資金、その他やむを得ない事情がある場合に限る。
- ・商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいため に、その機能を十分に果たすことができない場合に限る。
- ・上記の貸借は、金額、利率(貸付期間に応じた市中金利等を基に設定すること)、期限その他の返済条件をあらかじめ定める。
- ・貸付条件の緩和や債務免除は、回収が不可能な損失が発生している場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、行わない。なお、貸付条件の緩和等を行った後に利益が生じた場合は、当該利益を返済に充てるものとする。

ウ. 出資

- ・全社区分から商品区分への出資は、異常な保険金の支払い、新商品の販売に伴う事業運営資金、その他やむを得ない事情がある場合に限る。
- ・商品区分から全社区分への出資は、全社区分の規模が小さいため に、その機能を十分に果たすことができない場合に限る。
- ・出資を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した

場合は、出資に対応する金額を出資した商品区分又は全社区分に配分する。

・出資は返済することができる。

エ. その他の取引

- ・全社区分において、資本又は危険準備金等を積み増す際に、各商 品区分からその負担する積み増し額を受け入れる取引
- ・資本又は危険準備金等を取崩し、その取崩し事由の発生した商品 区分に、その対応する金額を支払う取引
- ・転換等により、責任準備金等を転換等を行った後の商品区分に支 払う取引
- ・新契約費を全社区分から支払う場合に、商品区分から全社区分に 新契約費相当分を支払う取引
- ・全社区分における共有資産等に対する対価として、各商品区分が 使用料等を支払う取引
- ・商品区分における特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該商品区分に当該損失実現額を支払う取引(あらかじめ保険数理的に定められた対価を支払ったものに限る。)
- ・商品区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、 全社区分からその損害のてん補を受ける取引(全社区分が他の商 品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含 む。)。ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れ た商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化 等所要の措置を講じる。
- ・全社区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、 商品区分からその損害のてん補を受ける取引

Ⅱ-2-4-3 監督手法・対応

区分経理の状況について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-2-5ストレス・テストの実施

Ⅱ — 2 - 5 - 1 意義

保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、 必要に応じて、追加的に経営上または財務上の対応をとって行く必要が ある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレス・テスト (想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析) は重要である。当局としては、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等を求めているが、保険会社においても、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレス・テストを自主的に実施することが求められる。

(注)ストレス・テストは、保有するリスクに応じて、定期的に実施することが望ましい。

Ⅱ-2-5-2 実施上の留意点

保険会社においてストレス・テストを実施するにあたっては、以下の 点が確保されていることが必要である。なお、ソルベンシー・マージン 比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指 針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。

- (1) 実施されるストレス・テストは、その設定内容の根拠が明確であり、かつ適切なものとなっているか。また、自社のリスク管理体制上一般的に用いられる最悪シナリオを反映した分析となっているか。
- (2) ストレス・テストの概要とその結果について、取締役会等に 対し報告されているか。
- (3) ストレス・テストを実施するにあたって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与しているか。
- (4) ストレス・テストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。
- (5) ストレス・テストを実施する部門とは独立に、会社全体でストレス・テストが的確に設計されかつ実施されているかを確認する体制がとられているか(業務部門とは独立したリスク管理部門において、統括的にストレス・テストを実施している場合を除く。)。
- (6) ストレス・テストの結果を社内のリスク管理態勢に十分反映 しうる体制がとられているか。

Ⅱ — 2 - 5 - 3 ストレス・テストの概要の開示

規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、自主的に行われているストレス・テストの概要とそ

の結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

Ⅱ — 2 - 5 - 4 損害率感応度に関する指標の開示

規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))に掲げる「損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動」(損害率感応度)の開示にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 感応度分析の概要(分析手法、シナリオ等)についても分かりやすく開示されているか。
- (2) 感応度分析に用いるシナリオは、例えば、各保険種目の損害 率が均一に1%上昇した場合等標準的なものが用いられている か。
- (3) 異常危険準備金の取崩額を注記しているか。

Ⅱ — 2 - 5 - 5 支店形態での免許を有する保険会社の取扱い

支店形態での免許を有する保険会社については、本店において、当該 支店をその対象に含めたストレス・テストが適切に実施されており、そ の旨が開示されている場合には、支店単位での自主的なストレス・テス トは要しない。

Ⅱ-2-6 再保険に関するリスク管理

Ⅱ-2-6-1 保有・出再に関するリスク管理

保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受ける リスクの保有・出再(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保 険プールへの出再を除く。)について、以下の点に留意する。(保有する リスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。)

- (1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。
- (2) 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位 及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者へ の集中の管理に関する基準が含まれているか。
- (3) 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。

- (注) 手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減 するものであることを確認する必要がある。
- (4) 出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況 を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体 で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。
 - (5) 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の 成績が確認されているか。
 - (注) 再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・ 債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されてい ることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、 相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望 ましい。
- (6) 保険子会社等への出再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

Ⅱ-2-6-2 受再リスクに関するリスク管理

保険会社が行う受再(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールからの受再を除く。)について、以下の点に留意する。(保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。)

- (1) 受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、取締役 会等において、的確な受再政策が策定されているか。
- (2) 受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。
- (3) 受再契約の締結に当たっては、出再保険者から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。
 - (注)予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理する ことが必要である。
- (4) 受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認 する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で受再 政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。
- (5) 受再保険の成績が確認されているか。
 - (注) 再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、

引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6) 保険子会社等から受再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

Ⅱ-2-6-3 再保険に係る方針の開示

損害保険会社が規則第59条の2第1項第4号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かり やすく開示するものとする。

- ①再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針
- ②再保険カバーの入手方法
- ③主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容

Ⅱ-2-6-4 監督手法・対応

再保険に関するリスク管理について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条または法第133条(外国保険会社等にあっては、法第205条。免許特定法人又は引受社員においては、法第231条又は法第232条。以下同じ。)に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-2-7 商品開発に係る内部管理態勢

Ⅱ-2-7-1 意義

保険商品の内容は「普通保険約款」及び「事業方法書」に、料率については「保険料及び責任準備金の算出方法書」に記載されており、新商品の開発、商品内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。

保険会社より商品の認可申請が行われた場合、監督当局としては、契約内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の保険業法に定める基準に適合するものであるか審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。

近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の

多様化等に伴い、国民の生活保障ニーズの高まり、新たなリスクの発生など、保険契約者ニーズに対応すべく多様化が求められている。

こうしたニーズに応え、保険会社が商品開発を行うにあたっては、保 険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、 募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求め られているところである。

また、保険商品に係る規制としては認可制の枠組みを維持しつつ、保 険契約者等の保護の面で問題が少ないとされる商品分野については、順 次届出制へ移行しており、更に、法第3条第5項第1号及び第3号に掲 げる保険(以下「第二分野」という。)の企業保険については、届出を しないで特約を新設又は変更することができる特約自由方式が導入さ れるなど、従来にもまして、保険会社における商品開発にかかる内部管 理態勢の充実が重要となっている。

Ⅱ-2-7-2 主な着眼点

- (1) 商品開発に係る取締役の認識及び取締役会等の役割
- ① 取締役会において、保険会社の経営計画・経営方針に沿った商品 開発に係る方針を明確に定めているか。
- ② 取締役は、商品開発に係る内部管理が健全性維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。
- ③ 取締役会は、商品開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば商品開発に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、商品開発方針や内部管理手法の変更にあわせて改善を図っているか。
- ④ 適切な商品開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事および人材育成等についての全社的な方針を、取締役会等または取締役会から権限を授権されている取締役等(執行役員等の役員を含む。以下同じ。)が明確に定めているか。
- ⑤ 経営上の観点から重要なものについては、商品内容の概略決定にあたり、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有の道徳的危険等についての課題及び検討内容等を取締役会等において議論することが確保されているか。

⑥ 保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項について、関連する部門と連携を密にした上で、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を適確に報告しているか。

(2) 商品開発に関与する管理者の認識及び役割

- ① 商品開発に関連する部門の長及び商品開発に責任を有する取締 役等(以下「商品開発関連管理者」という。)は、自らおよび各部門 の担当者が、商品開発に係る適切な内部管理を阻害することとなら ないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っているか。
- ② 商品開発に際し、とりまとめ部門を設置している場合においては、 適切な商品開発態勢を構築するために必要な管理・指導を関連する 部門に行っているか。また、とりまとめ部門を設定していない場合 においては、商品開発の全般について取締役等が内部管理の状況を 統合的に管理しているか。
- ③ 健全性維持や適切な業務運営が確保されるような商品開発がなされるよう、商品開発のための規程を取締役会等で議論した上で整備しているか。また、商品開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 商品開発関連管理者は、商品開発を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。

(3) 取締役会等への付議体制

- ① 経営に重大な影響を与える新保険商品の開発又は既存保険商品の改廃に際し、当局への申請が必要なものについては、当局への申請前に取締役会等の付議を要することとしているか。また、取締役会等への付議基準は明確となっているか。
- ② 支店形態等で進出している場合など、当局への申請に際して本社等と現地組織との責任関係が明確となっているか。当局への申請前における本社等の承認が必要な場合にあたっては、法令等遵守状況の確認については現地組織において実施するものとなっているか。また、当該確認は現地組織の独立性が確保された上で、自己の責任に基づき実施されているか。

(4) 商品開発能力の向上のための措置

- ① 人材育成及び商品開発能力を向上させるための方法・体制を整備 し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- ② 保険契約の内容が保険契約者等の需要や利便に適合した内容となるよう、例えば一般消費者に対する市場調査を適宜実施し、活用しているか。

(5) 関連部門との連携

- ① 商品開発案件の洗い出しは、適切なプロセスにより行われているか。例えば顧客ニーズ・営業対策面からの開発要請、保険引受リスク・収益改善等からの要請、コンプライアンス上の必要性等の観点から検討されているか。
- ② 取締役会において定めた商品開発に関する方針に沿っているか、開発負荷はどの程度かといった点等を勘案して、開発案件の選定を適切に実施しているか。
- ③ 商品内容の概略決定にあたり、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有の道徳的危険等についての課題及び検討内容等を各関連部門において議論しているか。

なお、収支予測については、商品ごとに保険会社の経営実態を踏まえた実現可能性の高い保険事故発生率並びに事業費その他のシナリオに基づき問題ないものとなっていることを確認しているか。

- ④ 関連部門は、販売量拡大や収益追及を重視する、例えば営業推進 部門や収益部門から不当な影響を受けることなく、商品に伴うリス ク、販売上の留意点等の商品の課題に対する検討を行っているか。 また、検討内容等について、取締役会等又はとりまとめ部門等(商 品開発の全般を管理する取締役等を含む)に対し、直接、必要に応 じ随時報告を行っているか。
- ⑤ 関連部門は、取締役会等又はとりまとめ部門等に対して分かりやすく、かつ、商品開発に係わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告しているか。
- ⑥ 商品開発の全般を管理する取締役等や商品開発部門の長に権限が委ねられている商品開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。
- ⑦ 商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適

切な業務運営の確保に対するチェックの観点は明確となっているか。

- ⑧ 社内態勢の整備にあたっては、募集時のみならず、保険金支払い に至るまで、保険契約者・被保険者・被害者等に対し、適切な対応 が図られるよう検討を行っているか。
- ⑨ 保険約款の作成については、契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が保険契約者の保険約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。
- ⑩ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。
- ① 保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6) 申請手続きのための検討体制

- ① 申請関係書類(当局の審査に必要と認められる資料を含む)を作成する場合に、事前に十分な検討を行っているか。また、充分な募集体制整備が図られるよう、できるだけ早期に計画的に準備し、時間的余裕をもって申請を行うことができるよう努めているか。
- ② 認可申請内容評価表・届出内容評価表における各項目に対する検討内容を事後的に確認できる体制となっているか。
- ③ 各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか。また、チェックを統括する責任者は明確となっているか。

(7) 当局審査における指摘事項等に対する対応

- ① 主な指摘事項に対する検討状況や検討結果を事後的に確認可能 であるように記録しているか。
- ② 取締役会等で議論の前提となっていた収支予測、保険引受リスク、 コンプライアンス、販売計画、システム開発等へ影響を及ぼすなど、 特に重要な指摘事項については取締役会等において議論している か。

(8) 書類全体にかかる正確性確保のための体制

書類の作成に際して、申請書類作成担当者以外の職員(メンバー)による読み合わせの励行等、複層的チェックを行う態勢の確立など

により、記載内容に係る正確性確保のための措置を講じているか。

(9) 商品販売開始前の態勢

- ① 販売商品にかかる業務規程の整備、販売資料の作成・確認、契約 データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間をとっているか。
- ② 本店のみならず、営業店(募集人、代理店等含む)に対し、業務 規程の内容、顧客への説明方法等の募集時の留意事項について充分 に周知が図られるよう準備期間をとっているか。

(10) 商品販売開始後のフォローアップ

- ① リスク管理を適切に行うために、商品開発プロセスの中にフォローアップが組み込まれているか。
- ② 販売後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、 手法、結果の利用方法は明確に定められているか。
- ③ フォローアップを販売開始後の適切な時点で実施しているか。
- ④ フォローアップ結果は取締役会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。また、報告の内容は分かりやすく、かつ、正確なものとなっているか。
- ⑤ 保険契約の引受けが業務規程に則って行われていることのチェックを実施しているか。
 - 特に、本店以外の部署に保険契約の引受けにかかる裁量権があるものについて、その裁量権の内容を理解した引受けが行われていることのチェックを実施しているか。
- ⑥ 保険種類別などの適切な単位ごとに収支分析や保険料及び責任 準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。
 - 特に、特約自由方式が可能な契約を主たる対象とする集団とそれ以外の集団が混在する保険種類にあっては、その集団別に検証を実施しているか。
- ⑦ 上記⑥の検証結果等を踏まえ、必要に応じて基礎率の改定を実施 しているか。
- ⑧ 想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、定期的にモニタリングを行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための基準を設定しているか。
- ⑨ 商品に対する顧客、代理店等からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の商品開発に反映させるための体制を整備し

ているか。

Ⅱ-2-7-3 監督手法・対応

商品開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-2-8 保険引受リスク管理態勢

Ⅱ-2-8-1 意義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう。各保険会社においては、このような保険引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ-2-8-2 主な着眼点

- (1) リスク管理のための態勢整備
 - ① 保険引受リスク管理部門は、
 - (イ)商品開発・改廃、保険事故の発生予測、金利・為替予測、リスク 把握、出再保険の締結、責任準備金等及び支払備金の積立、保険商 品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、 分析結果等
 - (ロ) 保険計理人の意見書等 などを検討データとして有効に活用しているか。
 - ② 商品開発・改廃等各関連部門での重要な情報(重要な情報の定義は、規定に明確にされているか。)が保険引受リスク管理部門へ報告される態勢となっているか。
 - ③ 資産と負債の総合的な管理を行うため、資産運用リスク管理部門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

(2) リスク管理

① 商品ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的(少なくとも半年に一度)にリスクを把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、保険事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。

- ② 新保険商品の販売及び既存保険商品の改廃に際し、当該商品の保険料が例えば金利水準等の資産運用環境、当該保険内容に係る保険事故発生率、事業費支出の方法、責任準備金の状況、ソルベンシー・マージン比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。
- ③ 引受基準が商品開発時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。
- ④ 損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率 商品について、個別の料率設定がリスク管理方針等に則っているか 確認する方策を講じているか。
- ⑤ 保険引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。
- ⑥ 把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。
- ⑦ 保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

Ⅱ-2-8-3 監督手法・対応

保険引受リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-2-9 資産運用リスク管理態勢

Ⅱ-2-9-1 意義

保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。

Ⅱ-2-9-2 主な着眼点

(1) リスク管理態勢の整備

保険会社の健全性維持を図る観点から、信用リスク、流動性リスク等 を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されて

いるか。特に、

- ① 信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が 定められているか。
- ② 資産負債の総合的な管理を行うための措置が講じられているか。
- ③ 代表取締役又は担当取締役は当該基本方針の策定に積極的に関 与しているか。
- ④ 内部規定(稟議規定を含む。)は適正に策定されているか。
- ⑤ 取引実施部門と後方事務部門の相互牽制機能は発揮されているか。
- ⑥ 資産運用での責任体制は明確になっているか。
- ⑦ 保有資産の評価を定期的かつ適切に行うこととなっているか。
- ⑧ 運用全般にかかるリスク量が把握できる体制となっているか。
- ⑨ 測定したリスクは、代表取締役又は担当取締役に適切に報告されているか。
- ⑩ 適切なリスク限度の設定は行われているか。
- ① 当該保険会社が現に有する保険金支払に必要な信用力の維持に 配慮されているか。

(2) 個別の資産運用

個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。

① 商品有価証券

適正な経理を行うための規定が整備されているか。

- ② 証券先物取引
 - イ、リスク管理を行うための措置が講じられているか。
 - 口、適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
 - ハ、リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。
- ③ 債券の空売り及び貸借
 - イ、リスク管理を行うための措置が講じられているか。
 - ロ. 適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
 - ハ、リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。
 - 二、実行限度額等を明確にした管理が行われているか。
- ④ 株式の信用取引
 - イ. 信用取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。
 - ロ. リスク管理を行うための措置が講じられているか。

- ハ、適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
- 二. リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

⑤ 金融先物取引

- イ. 金融先物取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正 な管理が行われているか。
- ロ. リスク管理を行うための措置が講じられているか。
- ハ、適時にリスク量が把握できる体制となっているか。
- 二. リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

⑥ その他の取引

保険会社が行う取引については、必要に応じその目的、実行限度、 収支に与える影響を勘案した内部規定が整備されているか。また、社 会的信用の維持等について配慮されたものとなっているか。例えば、 現金担保付債券貸借取引において内部規定は整備されているか。また、 現金担保に当たっては適正な付利が行われているか。

⑦ 営業用不動産の取得

- イ. 営業用不動産について、投資用不動産と明確に区分した管理が 行われているか。
- ロ. 営業用不動産の取得に当たって、経営の効率化の観点を勘案した取得となっているか。

⑧ 資金の貸付

- イ、審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。
 - ・担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。
- 口. 債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。
 - ・与信に当たり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使 途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。
- ハ. 迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措 置が講じられているか。
- 二. 貸付等に係るロスの算定、処理は適正に行われているか。

⑨ 貸付債権の流動化

- イ.対象債権を有する保険会社は、原債務者の保護に十分配慮しているか。
- 口. 債務者等を威迫し又は私生活若しくは業務の平穏を害するよう な者に対して貸付債権を譲渡していないか。
- ⑩ 投資一任契約による運用について
 - イ. 資産運用全体に関する企画立案(基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定など)は保険会社自らが行っているか。

- 口. 投資一任契約に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。
- ハ. 投資ー任契約の内容が保険会社の資産運用方法として適切なものとなっているか。
- 二. 投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。
- ホ. 投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。
- ⑪ 履行保証について

保険会社が、債務保証としていわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、保険会社が、自ら工事を完成させる等、法第100条に照らして保険会社が行うことのできない業務、を行う必要が生じない契約内容となっているか。

② 特別勘定の市場運用について

特別勘定の市場運用に関する内部規定が適切に定められているか。 また、当該規定に基づく適切な運用が確保される体制が整備されてい るか。

- (注) 内部規定を定めるにあたって、次の点に留意しているか。
- イ. 保険契約者のために誠実に運用する旨を定めているか。
- 口.保険契約者に対して、運用方針、運用内容(貸株運用に関する 事項を含む。)等を説明する旨を定めているか。
- ハ. 市場において遵守すべき原則(例えば、価格操作・風説の流布 の禁止、引値保証取引に関する事項等)を定めているか。
- 二.取引執行能力、法令等遵守(コンプライアンス)、信用リスク、 運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定 に係る基準を定めているか。
- ③ 損害保険会社の保証証券業務と債務の保証

損害保険会社(法第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規定する外国損害保険会社等をいう。)の保証証券業務と債務の保証の業務については、保険数理に基づき、対価を決定し、準備金を積み立て、再保険による危険の分散を行うなど保険固有の方法を用いて行う保証証券業務と、法第98条第1項第2号に規定する債務の保証とは、運営に当たって明確に区別されているか。

保証証券業務として行われる保証は、たとえば、デリバティブ取引に 係る保証

債務の保証として行われる保証は、たとえば、融資、社債等、資産の

流動化に係る保証

(3) 資金の調達

外部資金の取り入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、例えば以下のようなものについて資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。

イ.基金

基金の募集に当たって、基金利息の負担の影響、内部留保の充実、 保険契約者等の保護が勘案されたものとなっているか。

口. 社債

- ・発行目的、発行限度、収支に与える影響等が勘案されたものと なっているか。
- ・発行、償還等の適正な管理を行うための措置が講じられている か。

ハ. 劣後債務の取り入れ

- ・取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。
- ・返済計画等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

二. 当座借越

- ・資産運用に伴う、一時的な資金繰りに対応するものとなっているか。
- ・取入目的、限度等が勘案されたものとなっているか。

ホ. 外貨建債務の取り入れ

・取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

↑. C P

- ・発行目的、発行限度、収支に与える影響等が勘案されたものと なっているか。
- 発行、償還等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

(4) 資産の自己査定のあり方

- ① 資産内容の健全性を的確に把握するための措置が講じられているか。
- ② 自己査定基準を策定し自らの資産を検討・分析し回収の危険性又は価値の毀損の度合いに応じて分類区分(以下、「自己査定」とい

- う。)を行っているか。
- ③ 自己査定基準の策定に当たっては、商法等関係法令に準拠し、経 営陣の積極的な関与の下で正式の社内手続を経て、文書により規定 化されているか。資産査定の具体的な基準、自己査定の実施部門が 明記されているか。基準の合理性、明確性について説明が可能か。
- ④ 自己査定の責任部門が明確化されているか。当該部門は貸付承認 部門と独立した部門であるなど相互牽制機能が確保されているか。
- ⑤ 自己査定結果について、検査部門等の内部監査部門が監査を行う 体制となっているか。自己査定部門へ精通者が確保されているか。
- ⑥ 自己査定が基準通りに行われているか。
- ⑦ 自己査定結果の経営陣への報告が適宜行われる事務フローとなっているか。経営陣は報告を理解し自社の資産内容を正確に把握しているか。
- ⑧ 自己査定結果を踏まえた、償却引当方針は明確か。外部監査人との連携は十分か。
- ⑨ 公認会計士協会実務指針に則った償却・引当が行われているか。
- ⑩ 海外の政治経済情勢等に起因して、特定の国又は地域に関連して 特に生ずることが見込まれる貸倒損失(以下「カントリー・リスク」 という。)の評価に係る合理的な基準が整備されているか。
- ① カントリー・リスクの評価結果を踏まえた、特定海外債権引当勘 定への引当方針は明確か。引当方針に則った引当が行われているか。 外部監査人との連携は十分か。
- ① カントリー・リスクの評価基準は、以下のような事実等が発生している国又は地域の政府、その他対象国に住所又は居所を有する自然人若しくは対象国に主たる事務所を有する法人に対する信用供与を適正に評価できる内容となっているか。
 - イ. 当該国の政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業(以下「政府等」という。) に対する民間保険会社の貸付金(以下「政府等向け民間貸付金」という。) の元本又は利息の支払いが 1ヵ月以上延滞していること。
 - 口. 政府等向け民間貸付金について、決算期末前5年内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置(以下「債務返済の繰延べ等」という。)に関する契約が締結されていること。
 - ハ. 政府等向け民間貸付金について、債務返済の繰延べ等の要請を 受け、契約締結に至らないまま 1ヵ月以上経過していること。

- 二.政府等向け民間貸付金について、前各号に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。
- ホ. 当該国に住所又は居所を有する自然人若しくは当該国に主たる 事務所を有する法人に対する民間保険会社の貸付金について、イ からハに類する事実が発生していること又は近い将来に発生す ることが見込まれること。
- へ. その他、カントリー・リスクの評価に影響を及ぼすことが見込まれる事象。

Ⅱ-2-9-3 監督手法・対応

資産運用リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条に基づく行政処分を行うものとする。

Ⅱ-2-10 流動性リスク管理態勢

Ⅱ-2-10-1 意義

保険料収入等の状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況に注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

Ⅱ-2-10-2 主な着眼点

(1)態勢整備

- ① 日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。
- ② 代表取締役、担当取締役、取締役会、資金繰り管理部門、及び各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画、及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。
 - (注)「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。
- ③ 流動性リスク管理方針を策定しているか。
- ④ 資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時

における管理手法、報告手法、決済手法等の規定を、取締役会等が承認の上、整備しているか。

(2)リスク管理

- ① 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか、資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか、また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承認しているか。
- ② 代表取締役は、資産運用の内容、調達の状況等により、必要に応じ、市場のない、もしくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。
- ③ リスク管理部門は、取締役会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか、また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。
- ④ 資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握、円貨及び外貨についての資金繰り表並びに資金繰り見通しの作成等により、資金繰りを適切に管理しているか、資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策を整備しているか、通貨別、拠点別に把握される場合の流動性リスクについて統合して管理しているか、また、調達手段を確保しているか。
- ⑤ 各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。
- ⑥ 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の資金繰り 状況を把握・考慮した対応を行っているか、また、出再保険の管理 を行っているか。

Ⅱ-2-10-3 監督手法・対応

流動性リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づく行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3 業務の適切性

Ⅱ-3-1 コンプライアンス (法令等遵守) 態勢

(1) 意義

保険会社の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を 厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼 を確立するために重要である。

(2) 主な着眼事項

- ① 代表取締役、取締役及び取締役会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。(「Ⅱ-1 経営管理」の項目参照)
- ② 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準が取締役会において策定されているか。
- ③ コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(コンプライアンス・マニュアル)を策定しているか。また、役職員及び保険募集人に対して周知徹底されているか。
- ④ コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を適時、合理的なものとして策定しているか。
- ⑤ コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制として、コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、その機能が十分発揮されているか。
- ⑥ 各業務部門及び営業拠点等毎に、適切にコンプライアンス担当者 を配置しているか。
- ⑦ コンプライアンスに対する内部監査態勢は十分整備されているか。

(3) 監督手法・対応

コンプライアンス態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-2 不祥事件等に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。

(1) 不祥事件等の発覚の第一報

保険会社において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下 の点を確認するものとする。

- ・本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及びコンプライア ンス規定等に則った取締役会等への報告。
- ・刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機 関等への通報。
- ・事件とは独立した部署(内部監査部門等)での事件の調査・解明の 実施。

(2) 不祥事件等届出書の受理

法第127条に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から3 0日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該届出書の 受理時においては、法令の規定に基づき報告が適切に行われているかを 確認する。

なお、保険会社から第一報がなく届出書の提出があった場合は、上記 (1) の点も併せて確認するものとする。

(3) 主な着眼点

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

- ① 当該事件への役員の関与はないか、組織的な関与はないか。また、 経営者の責任の明確化が図られているか。
- ② 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかの チェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。
- ③ 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への 取組みが適時適切に行われているか。
- ④ 当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。
- ⑤ 内部牽制機能が適切に発揮されているか。
- ⑥ 当該事件の発覚後の対応が適切か。開示について、証券取引所が 定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定 されているか。

(4) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、事実関係、発生原因分析、 改善・対応策等についてヒアリングを実施し、必要に応じて法第128 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合に は、法第132条又は法第133条に基づき行政処分を行うものとする。

(5)標準処理期間

不祥事件等届出書に係る法第128条に基づく報告徴求や法第13 2条又は法第133条に基づく行政処分を行う場合は、当該届出書(法 第128条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書)の受理の日 から原則として概ね1ヶ月(本庁への協議を要するものは概ね2ヶ月) 以内を目途に行うものとする。

Ⅱ-3-3 保険募集態勢

Ⅱ-3-3-1 適正な生命保険募集態勢の確立

生命保険募集人が保険契約者の利益を害することがないよう、生命保 険会社は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下の ような点について、生命保険会社の取り組み状況等を確認する必要があ る。

- (1) 生命保険募集人の採用・委託・登録
 - ① 営業職員の採用、募集代理店の委託に当たって、その適格性が審査されているか。また、その審査にあたっての審査基準の規程が整備されているか。

なお、募集代理店の委託に当たって、その業務遂行能力、事業目 的、事業内容等について以下の点も考慮して審査が行われているか。

- イ 保険契約者等の保護及び保険募集の公正を確保するための内 部管理態勢及び募集態勢が整備されていること。
- ロ 法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと。
- ハ 本来の事業目的・事業内容に照らし、生命保険の保険募集を業 務として行うに適した者であること。
- ② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する生命保険募集人の登録を行っているか。
 - イ 保険契約の締結の勧誘
 - ロ 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
 - ハ 保険契約の申込の受領
 - 二 その他の保険契約の締結の代理又は媒介
 - (注)登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付け

を踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。

- a 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
- b コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や 事務手続き等についての説明
- c 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法 等についての説明
- ③ 法人等に対し、登録を行わずに代理店委託を行う等により、法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行なっていないか。

(2) 生命保険募集人の教育、管理、指導

- ① 生命保険会社においては、募集人に対する教育、管理、指導が適切に行われているか。また、制度化されているか。育成、資質の向上を図るための措置が講じられているか。
- ② 募集に関する法令等の遵守、契約に関する知識等、顧客情報の取扱等について、社内においてマニュアル等により制度化されているか。また、保険商品のそれぞれの商品特性に応じた保険契約者の利用が行われるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識の付与及び適切な募集活動のための十分な教育が行われているか。
- ③ 内勤職員が実質的に保険募集を行い、その契約を他の生命保険募集代理店の扱いとする等のいわゆる社員代行等の行為又は生命保険募集人間でのいわゆる成績の付け替え契約等の行為を排除するための措置が講じられているか。また、実行されているか。
- ④ 事務所及び募集代理店への監査等が適時適切に実施されている か。
- ⑤ 募集人の挙績状況、契約の継続状況等の常時把握による管理が行われているか。保険契約者等保護の観点から、募集人の育成状況及び募集代理店の稼働率等の状況等について、適時把握し、適正な措置を講じているか。
- ⑥ 募集代理店との委託契約書において募集代理店の遵守すべき事項が定められているか。
- ⑦ 一社専属制の例外の適用

- イ 2以上の所属保険会社を有する生命保険募集人については、所 属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等につい ての措置が講じられているか。また、その措置は実行されている か。
- ロ 生命保険会社は、法第282条の規定の適用により、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとするときは、当該生命保険募集人が令第40条及び告示に定める要件を満たしているか。
- ハ 当該要件を潜脱する等保険契約者等の保護に欠けるおそれを 生ぜしめる方法による委託が行われていないか。
- 二 当該要件を満たさない状態が、当面 6 カ月以上続いている場合、 適正化措置を講じているかどうか。
- ホ なお、上記要件の適用に当たっては、以下の事項にも留意する 必要がある。
 - a 他の生命保険会社の保険契約の締結の代理(媒介を含む。) を受託する生命保険会社の所属保険会社が、当該他の生命保険 会社1社のみである場合についても、令第40条第1号の趣旨 を踏まえ、当該受託する保険会社が同号の要件を満たす場合は、 その役員又は使用人として保険募集を行う者についても、同号 の要件を満たしているものであること。
 - b 令第40条第2号の適用は、募集人複数名という同条第1号 を適用できない場合を想定していること。
 - c 令40条第2号の判定日は、個々の代理店が乗合登録をする 時点で要件を満たしていればよいこと。
 - d 専業性を判定する「年間総売上高」とは、乗合登録を行なう 直前1年間若しくは乗合登録を行なう日の属する年の前事業 年度とする。
 - e 令40条第2号の適用でかつ同条第1号の条件を満たしている乗合代理店が同条第1号の条件未達となった場合、一定期間の内に同条第1号の条件を満たし、適正化することが基本であるが、適正化できなかった場合は、同条第2号適用対象の生保会社と、最先発会社との乗合のみ可とする。

Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

(1) 法第282条第3項関係

- イ 生命保険会社が、法第282条の規定の適用により、他の生命保 険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとする ときは、当該生命保険募集人が令第40条及び告示に定める要件を 満たしているか
- ロ なお、上記要件の適用に当たっては、II-3-3-1(2)⑦ハa~ e の事項にも留意する必要がある。

(2) 法第300条第1項第1号関係

保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。また、顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。

(3) 法第300条第1項第4号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失う場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。また、顧客からの確認印を取り付ける等の方法により顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。

(4) 法第300条第1項第5号関係

① 特別利益の提供について

保険会社等が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

- イ 当該サービス等の経済的価値および内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか
- ロ 当該サービス等が、換金性の程度と使途の範囲等に照らして、 実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか
- ハ 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害 するものとなっていないか

なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に 反する行為を行っていないかについても留意する。

- (注) 保険会社等が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。
- ②規則第234条第1項第1号関係
 - イ 生命保険会社は、生命保険募集人及び保険仲立人に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。
 - ロ 生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人 (以下「生命保険募集人等」という。)に対し、自己又は当該生 命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場 合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とし た保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講 じているか。また、実行しているか。
 - ハ 密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。
 - a 資本的関係に照らし、当該生命保険募集人等と密接な関係を 有する以下に掲げる法人
 - 当該生命保険募集人等の特定関係法人
 - ii 当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人
 - iii iに掲げる法人の特定関係法人
 - iv i又はiiに掲げる法人を特定関係法人とする法人
 - baに規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次のiから viに掲げる者
 - (ii から vi までに掲げる者については、当該法人の議決権を有しない者を含む。)に該当するもので、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者(法人に限る。)とする。
 - i 当該生命保険募集人等の議決権の全部又は一部を保有する一の者
 - ii iに掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有する者
 - iii. ii に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 5 0 % 超を保有する者

- iv. i に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権 の50%超を保有される法人
- v. iv に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権 の50%超を保有される法人
- vi. ii に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権 の50%超を保有される法人
- c 当該生命保険募集人等との間で、役員(非常勤を除く。)又は 使用人の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人
- d その他設立経緯や取引関係からみて当該生命保険募集人等と 密接な関係を有すると認められる法人
- e dに定める「密接な関係を有する」とは、一方の法人が他方の法人の財務若しくは営業又は事業の方針に対して重要な影響を与えることができる状態にあることをいう。

なお、dに掲げる法人に該当するか否かの判定は実態に則して判断するものとし、次に掲げる法人の判定についてはdの適用の潜脱にならないよう十分留意するものとする。

- i 生命保険募集人等の役員及び使用人の過半数が特定の法 人の出身者で占められている場合の当該特定の法人
- ii 生命保険募集人等の設立に際して特定の法人が中心となって関与した場合の当該特定の法人

(5) 法第300条第1項第6号関係

- ① 保険契約に関する表示(告げることを含む。以下同じ。)に関し、 契約者の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商 品の特性に応じた表示となっているか。なお、表示には次に掲げる 方法により行われるものを含むものとする((6)において同じ。)。 イ パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書 及び図面
 - ロ ポスター、看板その他これらに類似する物による広告
 - ハ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光によ る広告
 - ニ その他情報を提供するための媒体
- ② 比較表示に関し、法第300条第1項第6号に抵触する行為には次の事項が考えられる。
 - イ 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
 - ロ 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項

を包括的に示さず一部のみを表示すること。

- ハ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
- 二 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。
- ホ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。
- へ 他社の保険契約の内容について、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を陥れる目的で、その短所を不当に強調して表示すること等により、当該保険契約を誹謗・中傷すること。
- ③ 他保険会社の商品等との比較表示を行う場合には、書面等を用いて次の事項を含めた表示が行われ、かつ、他社商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。
 - イ 保険期間
 - ロ 保障内容(保険金を支払う場合、主な免責事由等)
 - ハ 引受条件 (保険金額等)
 - ニ 各種特約の有無及びその内容
 - ホ 保険料率・保険料 (なるべく同一の条件での事例設定を行い、 算出条件を併記する。)
 - へ 保険料払込方法
 - ト 払込保険料と満期返戻金との関係
 - チ その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの
- (6) 法第300条第1項第7号関係
- ① 法第300条第1項第7号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。
- ② 予想配当表示について
 - イ 予想配当表示に関し、法第300条第1項第7号に抵触する行 為には次のような行為が考えられる。
 - a 実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、O(ゼロ)となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。
 - b 配当の仕組み(配当は支払時期の前年度決算により確定す

る旨等)、支払方法 (積立配当方式、保険料相殺方式、保険 金買増方式、現金支払方式等の別)及び予想配当の前提とな る事項について表示しないこと。

- c 特別配当(ミュー配当)を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。
- 口 予想配当表示を行い、又は、所属生命保険募集人に予想配当表示を行わせる場合には配当率が直近決算の実績配当率(確定するまでの間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的なもので、保守的に算出された配当率とする。以下同じ。)で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差配当(ラムダ配当を含む。)率(配当を積み立てる場合は、積立配当利率も含む。)が、直近決算の実績配当の利差配当率から上方には1%以内、下方には上方への幅以上(ただし、実績配当率を下回る利差配当率の下限は0%)の範囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。
- ハ 口の場合において、予想配当についてイの要件を満たした書面 等が保険契約者等に提示されているか。
- ③ 変額保険募集上の遵守事項

変額保険の募集に際しては、保険金額が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性等に鑑み、保険契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第300条第1項第7号(規則第233条を含む。)の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。

④ 外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険の募集に際しては、保険契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係(規則第233条を含む)の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、保険契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の取付けを徹底しているかどうか。

- (7) 法第300条第1項第9号関係
 - 規則第234条第1項第2号関係

「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係 等に基づいて有する影響力をもって、顧客の意思を拘束する目的で 利益又は不利益を与えることを明示することをいう。

② 規則第234条第1項第4号関係

- イ 会社の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講 じられているか。
- 口 保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第234条 第1項第4号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。
 - a 法第110条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に 記載された数値若しくは法第111条に規定する業務及び財 産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格 付機関の格付(以下「客観的数値等」という。)以外のものを 用いて、生命保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事 項を表示すること。
 - b 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さずその意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行 うこと。
 - c 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該生命保険会社の保険契約の支払が保証されていると誤認させること。
 - d 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように 表示すること。
 - e 他の生命保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該生命保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。
 - f 保険契約者保護機構(以下「機構」という。)の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

③ 規則第234条第1項第5号関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結(契約の更改及び更新を含む。)する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

④ 規則第234条第1項第11号関係

規則第234条第1項第11号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)I、I、II及び別添2の規定に基づく措置とする。

⑤ 規則第234条第1項第12号関係

規則第234条第1項第12号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。

(8) 法第307条第1項第3号関係

法第307条第1項第3号で規定する「その他保険募集に関し著しく 不適当な行為」に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

(9) その他

保険契約の締結(名義変更等による契約の変更を含む。)又は保険募集に関して、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するために、

- (イ)保険契約者(法人、個人事業主を含む。)について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人(個人事業主を含む。)の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、生命保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人確認若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の把握の措置が講じられているか。
- (ロ) また、保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、生命保険募集の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認、の措置が講じられているか。

例えば法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような

募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する 措置が講じられているか。

Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について

団体扱契約及び集団扱契約監督事務に当たっての留意点は、保険会社の経営の健全性の確保及び保険契約者等の保護の観点から、以下のとおりとする。

1. 団体扱契約

(1) 団体扱契約の目的・趣旨

「IV-1-16 団体扱・集団扱の取扱い」に定める団体扱契約について、その目的・趣旨に沿って契約が適正に行われているか。

- (2) 団体扱契約の適用団体及び適用料率
 - ① 保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、保険料取り次ぎに関する団体扱契約の締結を行っているか。
 - ② 適用料率は、区分された団体に応じて、適正に算出され適用されているか。
 - ③ 保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が団体扱契約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。
- (3) 集金手数料

団体の代表者に支払う集金手数料については、経営の健全性及び契約者間の公平性の確保並びに公正な競争の促進等並びに実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

2. 集団扱契約

(1) 集団扱契約の目的・趣旨

「IV-1-16 団体扱・集団扱の取扱い」に定める集団扱契約について、その目的・趣旨に沿って契約が適正に行われているか。

- (2) 集団扱契約の適用団体及び適用料率
 - ① 保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、保険料取り次ぎに関する集団扱契約の締結を行っているか。
 - ② 適用料率は、区分された集団に応じて、適正に算出され適用されているか。
 - ③ 保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に 係る保険契約が集団扱契約の対象でなくなった場合には、当該保

険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

(3) 集金手数料

集団代表者に支払う集金手数料については、経営の健全性及び契約者間の公平性の確保並びに公正な競争の促進等並びに実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約について商法第674条第1項(第683条第 1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第 677条第2項(第683条第1項において準用する第664条の規定 により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。) に規定する他人の生命の保険契約(同項ただし書の契約を除く。以下「他 人の生命の保険契約」という。)の契約締結に関して、保険会社の監督 にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全か つ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1) 目的・趣旨

- ① 企業(個人事業主を含む。以下同じ。)が保険契約者及び保険金 受取人になり、従業員等を被保険者とする個人保険契約(以下「事 業保険」という。)は、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚 生措置の財源確保等にあり、このような保険契約の目的・趣旨に沿 った業務運営が行われているか。
- ② 全員加入団体定期保険(全員加入団体を対象とする団体定期保険を言う。以下同じ。)の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、企業の就業規則、労働協約その他これに準ずる規則に基づく遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定(以下「遺族補償規定等」という。)により定められた弔慰金・死亡退職金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用(企業の経済的損失)を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

(2) 団体の範囲等の確認態勢

① 被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。

② 団体定期保険等の適用条件等が事業方法書に定められている方法により、適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。

(3) 保険金額の定め方

全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限(ただし、2,000万円上限)とするなど、この保険の目的・趣旨(上記(1))に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。

(4) 遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

- ① 事業保険であって遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は死亡退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、①被保険者又は労働基準法施行規則第42条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下「受給者」という。)が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、②被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者の支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。
- ② 全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあっては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取りその上で遺族に支払う場合は、遺族に了知のうえ支払うこととしているか。
- ③ 全員加入団体定期保険において、「ヒューマン・ヴァリュー特約」 分の保険金支払いは、弔慰金・死亡退職金等の受給者の了知を得る こととしているか。

Ⅱ-3-3-5 適正な損害保険募集態勢の確立

損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適正な保険募集態勢を確保する必要がある。 このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。

- (1) 損害保険募集人の採用・委託・登録(届出)
 - ① 保険募集を専ら行う社員の採用、損害保険代理店の委託に当たって、その適格性が審査されているか。審査基準が整備されているか。
- ② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第276条に規定する損害 保険代理店の登録及び法第302条に規定する届出を行っている か。
 - イ 保険契約の締結の勧誘
 - ロ 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
 - ハ 保険契約の申込の受領
 - ニ その他の保険契約の締結の代理又は媒介
 - (注)登録・届出の要否については、一連の行為の中で当該行為の 位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、 次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録・届出は不要 であると考えられる。
 - a 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる 配布
 - b コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明
 - c 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活 用法等についての説明
- ③ 損害保険代理店の委託に当たって、保険募集に関する法令や保険 契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力、本来業務の事業内容、 事業目的等が審査されているか。
- (2) 損害保険代理店等の教育・管理・指導
- ① 募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧客情報の適正な管理を含む。)等について、指導基準が明確化され、所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。

また、育成、資質の向上を図るための措置が講じられ制度化されているか。

- ② 損害保険会社の役職員が自ら募集した保険契約を所属代理店に付け替える(いわゆる付績契約)等の行為を排除するための措置が講じられているか。また実行されているか。
- ③ 所属代理店に対して、収受した保険料を自己の財産と明確に区分し、保険料等の収支を明らかにする書類等を備え置かせているか。

- ④ 保険料の領収に当たって、次のような行為を行わせないよう指導、 管理しているか。
 - イ 保険料の全部又は一部の支払いを受けずに保険料領収証を交付していないか。
 - ロ 領収は会社所定の領収証に限定されているか。
 - ハ 手形による保険料の領収が行われていないか。
- ⑤ 所属代理店に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属保 険会社に送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅く とも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよ う指導、管理しているか。
- ⑥ 損害保険会社は、所属代理店の保険募集に関する業務内容について監査等を適切に実施し、代理店の保険募集の実態や保険料の収受等の事務管理体制を把握し、適切な管理・指導等が行われているか。また、監査等において内部事務管理が不適切な代理店に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。
- ⑦ 損害保険会社の保険募集を専ら行う社員についても、保険募集に 関して適切な教育、管理、指導等が行われているか。

Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集

- (1) 法第295条関係
 - ① 自己契約

以下に留意しつつ、代理申請会社において所属代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理、指導をしているか。

- イ 自己契約の計算対象から除外する保険契約は、次のとおりとする。ただし、いずれの契約にあっても実質的な保険料負担は代理 店以外の被保険利益を有する者が行うものに限る。
 - a 第三者の所有物につき輸送、保管などの受託業務を行う者が、 当該受託貨物につき委託者のために締結する保険契約
 - b 輸出CIF又はC&I売買契約に係る貨物海上保険契約
 - c 輸入FOB又はC&F売買契約における本船積込み後のリスク担保の貨物海上保険契約のうち、第三者から委託を受けて輸入する貨物に係る貨物海上保険契約
 - d 上記 b、cに準ずる国内売買契約に基づき国内相互間を輸送 させる貨物に係る貨物海上及び運送保険契約
 - e 自動車製造業者、販売業者又は陸送業者から最終需要者に引き渡されるまでの過程にある販売用自動車(販売の目的をもっ

て製造若しくは整備された自動車)につき、当該自動車の製造業者、販売業者又は陸送業者が締結する自動車に関する保険契約

- f 旅行業者が旅行業法に基づき締結する主催旅行に係る保険契約
- g 割賦販売業者又はリース業者が販売物件又はリース物件につき締結する保険契約
- ロ 自己契約に係る保険料の計算にあたっては、次のとおり取り扱う。
 - a 自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約 に該当する保険料が明確に区分されないときは、その全額を自 己契約に該当するものとみなす。
 - b 保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己 物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按 分して算定することができる。

② 特定契約

所属代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約(以下「特定契約」という。)の保険募集を主たる目的(取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が5割を超えること)とすることは、法第295条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理、指導を行い、もって保険募集の公正を確保し代理店の自立化の促進に努めているか。

- イ 次に掲げる者(以下「特定者」という。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。
 - a 代理店本人と生計を共にする親族(姻族を含む。)及び生計を 共にしない2親等以内の親族(姻族を含まず。)
 - b 代理店本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族(姻族を含まず。)が常勤役員である法人(法人でない社団若しくは財団を含む。以下イにおいて同じ。)
 - c 法人代理店と役職員の兼務関係(非常勤、出向及び出身者を含む。)がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後3年未満の者をいう。
 - d 法人代理店への出資比率が30%を超えるもの
 - (注)出資比率の算定方法
 - 1. 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役職員個人及

びその者と生計を共にする親族(姻族を含まず。)の出資額を 合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人

- 2. 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族(姻族を含まず。)の出資額を合算した額で算出して30%を超えたときの当該個人
- ロ 特定契約の保険募集を主たる目的とする代理店(以下「特定契約取扱代理店」という。)の判定を、所属代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。また、特定契約としない保険契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。
- ハ 所属代理店が特定契約取扱代理店であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月 末日までに財務局又は財務支局へ報告がなされているか。
 - (注) 既存代理店に対する措置として、平成8年3月31日以前の登録代理店で、かつ、同年4月1日以降平成13年3月3 1日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった代理店については、当分の間、次の計算で行う。
 - 1. 対象保険契約は、火災保険、自動車保険及び傷害保険契約(医療費用保険及び介護費用保険を含む。)とする。
 - 2. 特定契約の割合は、各特定者個々で特定契約の割合を計算し、そのうち最も高い割合を特定契約の割合とする。
- ③ 自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が30%を超えた場合には、すみやかに改善するよう代理店を指導しているか。

(2) 法第300条第1項第1号関係

保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。また、重要事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。

(3) 法第300条第1項第4号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、一定期間の契約継続を条件に発生する配当に関する請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。また、顧客へ不利益となる事実を告げた場合、上記(2)に準じて適正に確認を行っているか。

- (4) 法第300条第1項第5号関係
 - ① 特別利益の提供について

保険会社等が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

- イ 当該サービス等の経済的価値および内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか
- ロ 当該サービス等が、換金性の程度と使途の範囲等に照らして、 実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか
- ハ 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害 するものとなっていないか

なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に 反する行為を行っていないかについても留意する。

- (注) 保険会社等が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。
- ② 団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約 及び自動車保険(フリート契約)の募集にあたり、次に掲げる事項 について確認を行っているか。
 - イ 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当して いること。
 - ロ 団体や集団の定足数を満たしていること。
 - ハ 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。
 - 二 団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の 割引率の適用が適正なものであること。
- (5) 法第300条第1項第6号関係

次に掲げるような比較表示を行っていないかどうか。

- ① 客観的事実に基づかない事実又は数値を表示すること。
- ② 保険契約の契約内容について正確な判断を行うに必要な重要な

事項の一部のみを表示すること。

- ③ 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、 長所を示す際にそれと不離一体の関係にある短所を併せて示さな いことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
- ④ 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない 保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類のものとの比 較であるかのように表示すること。
- ⑤ 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。
- ⑥ 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。

(6) 法第300条第1項第7号関係

- ① 次に掲げるような予想配当を行っていないかどうか。
 - イ 実際の配当額が、表示された予想配当額から変動し、ゼロとなる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。
 - ロ 表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。
 - ハ 配当の仕組み、支払方法その他予想配当の前提又は条件となる 事項について表示しないこと。
 - 二 予想配当についての前提又は条件の異なった複数の予想配 当額を表示しないこと。
 - ホ 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想 配当額を表示すること。
- ② 特別勘定を使用する損害保険商品に係る募集上の遵守事項 特別勘定を使用する損害保険商品の募集に際しては、満期返戻金等 が資産運用実績によって変動するというこの保険の仕組みの特殊性 等に鑑み、契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観 点から、法第300条第1項第7号(規則第233条を含む。)の規 定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているかどうか。
- ③ 外貨建て保険募集上の留意事項

外貨建て保険(規則第83条第3号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。)の募集に際しては、契約者等の保護を図る観点から、法第300条第1項第7号関係(規則第23

3条を含む。)の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在 について十分説明を行うとともに、契約者が為替リスク等について了 知した旨の確認書等の取付けを徹底しているかどうか。

(7) 規則第234条第1項第2号関係

- ① 損害保険会社、損害保険会社の役員又は損害保険募集人は、保険契約者又は被保険者を威迫する行為その他これに類似する行為として以下に掲げる行為等を行っていないかどうか。
 - イ 顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑 させること。
 - ロ 勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穏を害するような時間帯に執拗に訪問し又は 電話をかける等社会的批判を招くような方法により保険募集を 行うこと。
- ② 「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、顧客の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいうが、このような行為を行っていないかどうか。

(8) 規則第234条第1項第4号関係

次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。

- ① 法第110条に規定する業務報告書に記載された数値、法第1 11条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載 された数値又は信用ある格付け機関の格付(以下「客観的数値等」 という。)以外のものを用いて、損害保険会社の資力、信用又は 支払い能力等に関する事項を記載すること。
- ② 使用した客観的数値等の出所を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明をすること。
- ③ 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。
- ④ 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。
- ⑤ 他の保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

⑥ 保険契約者保護機構の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

(9) 規則第234条第1項第5号関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結(契約の更改及び更新を含む。)する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

(10) 規則第234条第1項第11号関係

規則第234条第11号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第10条、第11条及び第12条並びに実務指針I、II及び別添2の規定に基づく措置とする。

(11) 規則第234条第1項第12号関係

規則第234条第12号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。

(12) 自動車保険関係

自動車保険に係る業務において以下の運営が行われているか

- イ 対人賠償責任保険および自社の継続契約にあって、真に危険が 特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結(含む、継 続契約)に応じるような対応及び運営が行われているか。
- ロ 地域、年齢、性別等を基準に特定の保険契約のみ締結するといった業務を行わないような対応及び運営が行われているか。

(13) その他

① 法人の財テク等を主たる目的とした契約、当初から短期の中途解 約を前提とした契約は、保険本来の趣旨を逸脱するものと考えられ るが、これらを推奨するような募集活動は行っていないかどうか。

- ② 保険契約(名義変更等による契約の変更を含む。)の締結又は保 険募集に関して、次の措置が講じられているか。
 - イ 挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による 見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の 代理店等に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招き かねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行 為の防止
 - 口 法第3条第5項第2号及び第3号に掲げる保険契約にあっては、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険 契約の発生を防止するための次の措置
 - a 保険契約者(法人、個人事業主を含む。)について、運転免許証やパスポート等の本人を確認し得る書類による確認、企業等の法人(個人事業主を含む。)の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、損害保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法により、本人若しくは実在の確認、又は法人の事業活動の有無の確認
 - b 保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、損害保険募集人の同行や保険会社等が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認

Ⅱ-3-3-7 他人の生命の保険契約について

商法第674条第1項(第683条第1項において準用する第664 条の規定により準用される場合及び第677条第2項(第683条第1 項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。) の規定により準用される場合を含む。)に規定する他人の生命の保険契 約(同項ただし書の契約を除く。以下「他人の生命の保険契約」という。) の契約締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者 等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、 以下のとおりとする。

(1) 目的·趣旨

企業(個人事業主を含む。以下「企業」という。)が保険契約者及び 保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約の場合は、従 業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保等にあり、こ のような保険契約の目的・趣旨に沿った契約が適正に行われているか。

(2) 災害補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

他人の生命の保険契約であって災害補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金又は退職金の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、①被保険者又は労働基準法施行規則第42条等に定める遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」という。)が保険金の請求内容を了知していることが分かる書類の取り付け、あるいは、②被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

Ⅱ-3-3-8 自動車損害賠償責任保険について

自動車損害賠償責任保険は、自動車の登録・車検制度とリンクしており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任保険証明書を交付する必要があるため、損害保険会社は、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた代理店に証明書の発行権限を付与しているか。これらの代理店に対して、保険料の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導しているか。

Ⅱ-3-3-9 銀行等に対する保険募集の委託

Ⅱ-3-3-9-1 銀行等に対する保険募集の委託・管理

- ① 銀行等に対して保険募集の委託を行うに当たり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する 観点から、以下の措置が講じられているか。
 - イ 銀行等への委託に関して、以下の内容を含む方針を定め、これ を踏まえて委託の内容を定めること。
 - a 銀行等への委託の考え方及び委託する銀行等の選定の考え 方

- b 委託する保険種目及び想定される販売量(その達成を委託の 条件とするものではないことに留意すること。)
- c 銀行等に対する販売支援(研修等)に関し保険会社が行う業 務の内容
- ロ 保険募集手数料について、保険会社の経営の健全性の確保及び 銀行等による保険募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定 を行うこと。
- ② 銀行等に対する保険募集の委託を行っている保険会社は、自らの経営管理の一環として、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、以下の措置を講じているか。
 - イ 銀行等による保険募集の状況を的確に把握すること。
 - ロ 銀行等による保険募集が保険会社のリスク管理能力を超えて 著しく増大した場合、又は特定の銀行等に対する保険募集の依存 の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、そ の原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態 勢を整備していること。

Ⅱ-3-3-9-2 非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い

① 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、 非公開金融情報(規則第211条第2項第1号イに規定する非公開 金融情報をいう。以下同じ。)を保険募集に係る業務に利用する場 合には、例えば以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の 同意を得るための措置を講じているか。

イ 対面の場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該 業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、 契約申込みまでに書面による同意を得る方法

ロ 郵便による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該 業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険 募集の前に、同意した旨の返信を得る方法

ハ 電話による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該 業務に先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、 その後速やかに当該利用について説明した書面を送付(電話での 同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。) し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

- 二 インターネット等による場合 非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該 業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による 同意を得る方法
- (注)顧客の属性に関する情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年 月日及び職業)は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。
- ② 生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人である銀行等が、 非公開保険情報(規則第211条第2項第1号口に規定する非公開 保険情報をいう。以下同じ。)を資金の貸付け等の保険募集に係る 業務以外の業務に利用する場合には、例えば①イから二までに掲げ る方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための 措置を講じているか。

Ⅱ-3-3-9-3 銀行等の保険募集指針

保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、 以下の事項が定められているか。

- イ 顧客に対し、募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称を 明示するとともに、保険契約を引き受けるのは保険会社であること、 保険金等の支払いは保険会社が行うことその他の保険契約に係る リスクの所在について適切な説明を行うこと。
- ロ 複数の保険契約の中から顧客の自主的な判断による選択を可能 とするための情報の提供を行うこと。
- ハ 銀行等が法令に違反して保険募集につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に募集代理店としての販売責任があることを明示すること。
- 二 銀行等における苦情・相談の受付先を明示するとともに、募集を 行った保険契約に係る顧客からの苦情・相談に適切に対応する等契 約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。
- ホ 上記イから二までに掲げる顧客に対する保険募集時の説明や苦情・相談に係る顧客対応等について、顧客との面談内容等を記録するなど顧客対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、保険募集時の説明に係る記録等については、保険期間が終了するまで保存すること。

Ⅱ-3-3-9-4 銀行等保険募集制限先の確認等

- ① 銀行等は、銀行等保険募集制限先等(規則第211条第3項第1号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第211条の2第3項第1号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第211条の3第3項第1号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。)を保険契約者又は被保険者とする保険契約(規則第211条第1項第1号から第3号まで又は規則第211条の2第1項第1号から第5号までに掲げるもの及び既に締結れている保険契約(その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。)の更新又は更改(保険金額その他の給付の内容の拡充(当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。)又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。)を除く。)の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。
 - イ 保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置
 - 口 募集を行った保険契約に係る契約申込書その他の書類を引受保険会社に送付する時までに、保険募集の過程で顧客から得た当該顧客の勤務先等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当しないことを確認するための措置
 - ハ 上記の措置によって、顧客が銀行等保険募集制限先等に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係る保険募集手数料 その他の報酬について、所属保険会社から受領せず、又は事後的 に返還するための態勢の整備
 - (注1) イ及び口の措置については、顧客に勤務先等の情報提供等 を強制することのないよう留意すること。

なお、イ及び口の措置による確認によっても当該顧客が銀行 等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認できなかった 場合は、特段の事情のない限り、該当しないものとみなす。

(注2)上記口の銀行等の貸付先に関する情報との照合による確認 については、貸付先に関するデータベース(少なくとも年1回 の更新が必要。既存のものが存在する場合はそれを活用することも可。)と照合する方法や、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受ける方法その他の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によることもできる。

- (注3)銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている法人等の 役員又は常時使用する従業員を主たる構成員とする団体を設 立させ、これに対し保険募集をする行為は、特段の事情のない 限り、実質的に当該法人等に対する保険募集とみなされる。
- ② 銀行等は、保険会社から保険募集の委託を受けるに当たっては、 当該銀行等のその他の業務(他の保険会社から受託した業務を含む。)の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当 該保険会社の業務又は財務の健全性や募集代理店である銀行等に 対する販売管理態勢の整備状況、当該銀行等が募集を行うこととな る保険商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定し ているか。
- Ⅱ-3-3-9-5 規則第211条の2第3項第1号関係 規則第211条の2第3項第1号に規定する「保険の目的物の価値 の増加その他これに類する事情」には、例えば、次に掲げるものが含 まれる。
 - イ 保険の目的物の価値の増加(建物の増改築による火災保険の保険 金額の増額等)
 - ロ 保険の目的物の入替(車両入替による自動車保険の保険金額の増額等)
 - ハ 被保険範囲の拡大(年齢条件の変更による自動車保険の保障範囲 の拡大等)
 - ニ 団体契約の被保険者数の増加
- Ⅱ-3-3-9-6 規則第234条第1項第9号関係

顧客に資金需要があるにもかかわらず、保険募集を行うために意図的に貸付申込みをさせない場合については、「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行って」いる場合とみなされる。

Ⅱ-3-4 苦情処理態勢

Ⅱ-3-4-1 意義

顧客からの苦情等への対応は、単に処理の手続の問題と捉えるに留まらず、苦情等の内容に応じ、紛争処理段階における説明態勢の問題として位置付け、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指したものとなっていることが必要である。

Ⅱ-3-4-2 主な着眼点

顧客への説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理態勢が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、保険会社の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。特に、

- ①本社及び事務所の相談・苦情処理態勢が確立されているか。
- ②担当者の配置等が適正なものとなっているか。
- ③窓口の充実、強化を図るための措置が講じられているか。
- ④顧客からの苦情等(不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む)については、その処理の手続きを定めているか。
- ⑤顧客からの苦情等 (不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む)は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、 速やかに処理を行っているか。
- ⑥顧客からの苦情等 (不祥事件につながる恐れのある問合せ等も含む)の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。
- ⑦経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部 門、内部監査部門へ報告するとともに、取締役会に報告しているか。
- ⑧苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握し、必要な改善を行っているか。
- ⑨「顧客からの苦情」の定義は明確に定められているか。

Ⅱ-3-4-3 監督手法・対応

苦情処理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づく行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-5顧客保護等

Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則

Ⅱ-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点

保険会社は保険募集に当って顧客保護を図るため、以下の項目に留意 する必要がある。

- ①顧客に対して公正な事務処理を行っているか。
- ②保険契約者との取引に当たっては、取引の内容等を保険契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。
- ③変額保険及び外貨建保険等、保険契約者がリスクを負っている商品の販売を行うに当たっては、保険契約者に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ必ず保険契約者から説明を受けた旨の確認を行うための方策を講じているか。
- ④顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を 除き、第三者に開示していないか。
- ⑤貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重か つ慎重に取り扱っているか。

Ⅱ-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する 措置等

- (1) 規則第53条から第53条の10までに規定する措置などが適 正に実施されているか。
- (2) 規則第53条、第53条の4、第53条の6および第53条の8 から第53条の10までに規定する措置について、職員並びに営業 職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されてい るか。
- (3) 当該措置について、職員並びに営業職員及び募集代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。
- (4) 規則第53条第1項第4号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第10条第三号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに第28条第1項第1号(社員配当準備金)、同第70条第1項第1号ロ(未経過保険料)、第3号(払戻積立金)及び第4号(契約者配当準備金等)等が含まれる。

- (5) 規則第53条第1項第4号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が次のとおりとなっているか。
 - ① 規則第53条第1項第4号イに規定する事項について、書面に 既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。
 - ② 上記①にかかわらず、次に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第53条第1項第4号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を交付して対比することも可能とする。
 - イ. 保険種類が異なり、かつ、既契約及び新契約(いずれも特約 を含む。)の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。
 - ロ. 複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約の 契約内容やシステム上の問題等により、記載項目毎に対比して 記載(上記①をいう。)しない合理的な理由があるもの。
 - ③ 上記②の書面により代替する場合には、当該書面の交付にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じる。
- (6) 規則第53条第1項第4号に規定する既契約と新契約の対比が 適切に行われているか。

なお、同号に規定する「その他保険契約に関して重要な事項」とは、 次に掲げる事項をいう。

- 保険料の払込方法、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の 有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その 他保険契約の特性から重要と認められる事項、のうち該当する事項。
- (7) 規則第53条第1項第 4 号口に規定する保障内容を見直す方法 が交付する書面に適切に記載されているか。

なお、同号に規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す 方法」とは、次に掲げる方法をいう。

- ① 既契約に特約を中途付加する方法
- ② 既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法 等
- (8) 規則第53条第1項第1号から第4号までに定める書面の交付に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。

また、職員並びに営業職員及び募集代理店による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。

- (9) 規則第53条第1項第6号に掲げる書面及び団体年金など特別 勘定の保険契約者に交付する資産の運用状況を記載した書面に、以 下の事項が記載されているか。
 - ① 当期の運用実績の推移
 - ② 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われた かについての分析
 - ③ 今後の運用方針
- (10) 規則第53条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は 説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確 認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、そ の平明性及び明確性が確保されているか。
- (11) 保険業法施行規則第53条の4に掲げる書面には、適正な保険 募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必 要がある。
 - ① 当該保険会社とその特定関係者に該当する金融機関とは別法人であること
 - ② 当該保険会社が引き受ける保険は、当該金融機関が受け入れる預金ではなく、また預金保険制度の対象となるものではないこと
 - ③ 当該金融機関の役職員は、保険会社が提供する保険商品若しくは 役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその保険商品若し くは利点を強調すること等によって、当該保険会社と保険契約者と の間の契約の締結を補助するときは、法第 275 条の規定に違反する おそれがあるので、これを行うことはできないこと
 - ④ 生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者(法第100条の3に規定する特定関係者及び法第194条に規定する特殊関係者をいう。)が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為は、法第300条により禁止されていること
 - ⑤ 当該保険会社は、当該金融機関の顧客に関する非公開情報が当該

保険会社が引き受ける保険に係る保険募集に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない(当該非公開情報が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。)とされていること。

- (12) 規則第53条の7に規定する措置に関し、法第3条第4項第1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の 契約について、
 - ① 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下(12)において「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除抑制のための十分な体制が整備されているか。
 - ② 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。
 - (注) 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。
 - イ. 会社の定める一定金額を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数 を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う 旨を定めているか。
 - ロ. また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、 モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨 を定めているか。
 - ③ 保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。) の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。
 - ④ 保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は(社)日本損害保険協会の「契約内容登録制度」を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知

り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。

(13) 規則第53条の7に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

- (14) 個人である顧客に関する情報については、規則第53条の8に基づき、その安全管理及び従業者の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
 - ・保護法ガイドライン第10条及び第11条の規定に基づく措置
 - ・実務指針Ⅰ、Ⅱ及び別添2の規定に基づく措置
- (15) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第53条の10に基づき、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

- ・労働組合への加盟に関する情報
- ・民族に関する情報
- ・性生活に関する情報

(16) 相互会社の社員の権利義務に関する説明

相互保険会社である保険会社は、保険募集人に対して、保険募集に当たって、保険契約者に総代会制度の仕組みや少数社員権等の社員としての権利義務に関する的確な説明を行わせるための措置を講じているか。

Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢

(1)意義

保険金等の支払いは、保険会社の基本的かつ最も重要な機能であることから、保険金等支払事務が適時・適切に実施できるための支払管理態勢を構築しておくことが重要である。

(2) 主な着眼点

- ① 顧客保護の観点から以下の態勢整備が図られているか。
 - イ 保険金等支払に関する規定等の保険契約者等の保護に係る重要な事項の決定について、取締役会等の経営陣が関与する態勢となっているか。
 - 口 保険事故の発生の受付から保険金等の支払に至るまでの実務 を管理する保険金等支払管理部門を設置しているか。
 - ハ 保険金等支払管理部門等は、保険金等支払事務に関して、営業 拠点等に対して指導・監督及び内部監査を行う等により、適時・ 適切な保険金等支払が行われるよう適切な管理を行っているか。
 - 二 保険金等支払管理部門は、支払先に対して、公平・公正な保険 金等の支払を行うよう態勢を整備しているか。
 - ホ 保険金等支払管理部門は、保険金等支払に関する適切な規定を 整備しているか。
 - へ 保険金等支払管理部門は、保険金等支払に関する規定について、 内部監査結果、不祥事件、苦情・問い合わせ等で把握した問題点 を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。
 - ト 保険金等支払管理部門等は、保険金等支払状況等について、定期的に代表取締役(経営に重大な影響を与える問題については、 取締役会)に報告しているか。
- ② 保険金等支払に際しての保険事故の事実関係や免責事由該当の 有無の確認について、以下のような点に留意して管理を行っているか
 - イ 保険事故の事実関係の確認にあたって、例えば i)被保険者、入院先、主治医等に対する確認などによる正確な事実関係の確認、ii)災害等を原因とする保険事故の場合には、事故現場や警察署、目撃者などによる事実関係の確認、といった点に留意しているか。
 - ロ 免責該当事由の有無の確認にあたって、例えば i)事実関係に基づく免責事由の該当の有無、ii)保険金額、給付金額、iii)告知内容の確認、iv)被保険者と受取人の関係の確認、といった点に留意しているか。
- ③ 保険金等支払管理部門は、保険事故受付後の中間管理について、

例えば以下の点に留意して管理を行っているか。

- イ 保険事故発生時、保険金請求時等各段階における、適時・適切 な契約内容の確認
- 口 保険事故発生の連絡を受けて以降、保険金等の請求がなされないまま長期間経過しているケースについて保険契約者、保険金等 受取人等への照会・確認
- ハ 保険金等の請求を受けて以降、未決裁のまま長期間経過しているケースについて適正な処理が行われているかどうかを検証する態勢の整備

(3) 監督手法・対応

保険金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-6 顧客情報管理態勢

(1) 意義

個人情報は保険契約取引の基礎をなすものである。したがって、その 適切な管理が確保されることが極めて重要であり、個人情報の適切な取 扱いが確保される必要がある。

(2) 主な着眼点

- ①組織及び内部規定の整備
 - イ 経営陣が個人情報の保護の観点から情報漏洩を防止すること の重要性について認識し、具体的な施策の実施について適切な指 示を下しているか。
 - ロ 経営陣が個人情報保護の状況を定期的に把握するための仕組 が整備されているか。
 - ハ 個人情報保護のための企画立案及び統合管理を行う責任部署 が明確化されているか。
 - 二 個人情報を取り扱う部署及び担当者の責任及び権限が明確化 されているか。
 - ホ 個人情報保護のための施策の伝達及び事故等の報告について レポーティングラインが構築されているか。

② 取扱ルール

- イ 個人情報を記載した帳票や電子媒体等について、管理責任者、 収納する場所、廃棄方法など社内において適切に管理するための 方法が明確に定められているか。
- ロ 個人情報を社外へ持出す場合について、必要なものに限ること や常時携行することなど個人情報の漏洩を防止するための取扱 方法が明確に定められているか。
- ハ 漏洩事故が発生した場合について、責任部署への報告、必要に応じたホストコンピュータへのアクセス制限や顧客への説明など情報漏洩による二次被害を防止するための方策や当局への報告などの対応が明確に定められているか。

③ 教育

個人情報保護に関する事務取扱等を周知徹底するため、研修の計画 や通知文書の発出など具体的な施策を講じているか。

- ④ 遵守状況のモニタリング
 - イ 個人情報を保護するためのルールが有効に機能しているかど うかを把握するため、定期的なモニタリングを実施する方策が講 じられているか。
 - ロ 個人情報保護に関する研修の実施状況についてモニタリング を実施する方策が講じられているか。

⑤ システム

システムによって情報漏洩を完全に防止することは困難と考えられるが、人為的なミス等による被害の拡大を防ぎ、悪意の利用者に対してもある程度の抑止効果が期待できるため、相応にシステム整備が行われていることを確認する。

イ データへのアクセスの制限

- ・個人情報のプリントアウトやダウンロードについて、適切な方法 により、利用目的に応じたデータの内容・量の制限を行っている か。
- ・個人情報へのアクセスについて、職制や資格に応じて必要な範囲 内に制限しているか。

ロ データの保護

- ・パソコンやホストコンピュータ等に保存された個人情報データベースへのアクセスについて、パスワードの設定や認証システムの 構築などのセキュリティーが施されているか。
- ・パソコンやホストコンピュータ等に保存された個人情報のデータ

が暗号化されるなどして保護されているか。

- ⑥ 代理店及び外部委託先
 - イ 代理店及び外部委託先の責任
 - ・保険募集に関する個人情報について、委託契約等に基づき当該委託先が取扱う個人情報の性質及び量等に応じた取扱ルール及び 責任が明確に定められているか。
 - ・必要に応じてシステム上必要な保護措置を講じているか。
 - ロ 代理店及び外部委託先の管理
 - ・代理店及び外部委託先の管理について責任部署が明確にされているか。
 - ・個人情報保護のための施策の伝達及び事故等の報告についてレポーティングラインが構築されているか。
 - ・個人情報保護に関する事務取扱等を周知徹底するため、研修の計画や通知文書の発出など具体的な施策を講じているか。
 - ・個人情報を適切に管理し、事故発生時においても適切に所定の対応をしているかどうかを把握しているか。
 - ・代理店・外部委託先を契約解除する場合の個人情報の取扱いルールが整備されているか。
- ⑦ 事後対応の管理状況
 - イ 事後対応
 - ・個人情報の漏洩が発生した場合、各責任部署は直ちに知覚しているか。
 - ・個人情報の漏洩が発生した場合、報告ラインが有効に機能して必要に応じたホストコンピュータへのアクセス制限や顧客への説明など所定の対応を適切に行っているか。
 - ロ 監査及びモニタリング
 - ・個人情報の管理態勢が有効に機能しているか内部監査の対象項目 として定期的に検証しているか。
 - ・経営陣は、個人情報の管理状況を評価し、必要に応じて体制やルールの見直しを指示するなど内部統制を適切に行っているか。
- (3) 監督手法・対応

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基き報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は法第133条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-7 本人確認、疑わしい取引の届出

(1) 意義

保険会社が本人確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。

(2)管理体制

保険契約の不正利用について、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)」による本人確認、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)」による疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。

(3) 監督手法・対応

本人確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-8 適切な表示の確保

- (1) 情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立し ているか。
- (2) 募集用の資料等(広告も含む。)について、表示媒体や商品の特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。
- (3) 適正な表示を確保するための内部規定が適切に策定されている か。
 - (注)内部規定は、次の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。
 - イ 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体 の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことにより、契約 者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。
 - 口 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。
 - ハ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものと

なっているか。

- (4) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。
- (5) 商品性の説明(比較広告等を含む)に係る法第300条第1項第6号及び同第7号については、以下の点に留意するものとする。
 - ・ 保険契約に関する表示については、「II-3-3-2 (5)」及び「II-3-3-6 (5)」に準じて取り扱うものとする。
 - 予想配当表示については、「Ⅱ-3-3-2 (6)」及び「Ⅱ-3-3-6 (6)」に準じて取り扱うものとする。

Ⅱ-3-9 事務リスク管理態勢

Ⅱ-3-9-1 意義

事務リスクとは、保険会社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、保険会社が損失を被るリスクをいうが、保険会社は当該リスクにかかる内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅱ-3-9-2 主な着眼点

- (1) 事務リスク管理態勢
 - ① 全ての業務に事務リスクが存在していることを理解し、適切な 事務リスク管理態勢が整備されているか。
 - ② 保険契約者等に係る個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を発生させないよう、社内態勢の整備や社員あるいは代理店等に対する指導などの措置が講じられているか、保険の目的が存在しない契約(いわゆる架空契約)等法令や内部ルールに反する保険契約について、その発生の防止等の措置が講じられているか等、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
 - ③ 事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。

(2)内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3) 支社・支店等におけるリスク管理態勢

事務部門は、支社・支店等の営業店における事務管理態勢をチェックす

る措置を講じているか。

(4)人事管理態勢

人事管理にあたっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。年一回以上1週間以上の職場離脱を取得させているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。

Ⅱ-3-9-3 監督手法・対応

事務リスクの管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢

Ⅱ-3-10-1 意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、保険会社の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

Ⅱ-3-10-2 主な着眼点

(1)システムリスクに対する認識等

システムリスクについて十分認識し、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

(2) システムリスク管理態勢

システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、 リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施し ているか。

(3)安全対策

- ① 安全対策の基本方針が策定されているか。
- ② 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

(4)システム監査

- ① システム部門から独立した内部監査部門が定期的にシステム監査を行っているか。
- ② システム監査に精通した要員を確保しているか。
- ③ 監査対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。
- ④ システム監査の結果は適切に経営者に報告されているか。

(5) プログラムミスの発生防止

保険会社におけるシステム不備により保険契約者等に対し不利益を 及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際してのシステム開 発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための 措置を講じているか。

① システム開発時の連携

保険契約に係る新しい商品や仕組みを導入する場合(これらを変更 する場合を含む。)に、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部 門の間の連携が十分図られているか。

連携にあたっては、i)関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか、ii)保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品設計部門、事務設計部門が主体的に関与しているか、iii)関係する部門間で、必要な情報が共有されているか、iv)関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか、v)システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか、等に留意する。

- ② システム開発時のチェック
 - i)商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、商

品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。

- ii)保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果については、 特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動 に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。
- iii)各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分 な検証能力を有する者によって実施されているか。
- iv)チェックの方法が適切に選択されているか。
- ③ システム開発後のチェック・管理
 - i) 商品設計部門及び事務設計部門は、新しい商品や仕組みの導入 後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施している か。
 - ii)新しい商品や仕組みの導入にあたり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後のシステム開発における管理主体を明確にした上で、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。

(6)外部委託管理

システムにかかる外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

(7) データ管理態勢

- ① データについて機密性等の確保のためデータ管理者を置いているか。
- ② データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。
- (8) コンティンジェンシープラン
- ① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築され ているか。
- ② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断しうるものを根拠としているか。

(9) システム統合リスク

① 保険会社の役職員は、システム統合リスクについて十分認識し、

そのリスク管理態勢を整備しているか。

- ② テスト体制を整備しているか。また、テスト計画は、客観的な基準が判断できるものを踏まえた、システム統合に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
- ③ 業務を外部委託する場合であっても、委託者自らが主体的に関与する体制を構築しているか。
- ④ システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。
- ⑤ 不測の事態へ対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

(10) 障害発生時の対応

- ① 顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。
- ② 障害が発生した場合、保険会社において速やかに障害原因、復旧 見込等の公表を行っているか。

Ⅱ-3-10-3 監督手法・対応

(1)問題認識時

システムリスク管理態勢について問題があると認められる場合には、 必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認 められる場合には、法第132条に基づき行政処分を行うものとする。

(2)システム統合時

- ① 保険会社が合併等の経営再編に伴いシステム統合等を公表したとき、又はシステム統合等を公表した場合には、システム統合に向けたスケジュール等及びその進捗状況について、必要に応じ、法128条に基づく報告等により把握を行うものとする。
- ② 保険会社が、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を行う場合にあっては、当該合併等の認可において、システム統合等を円滑に実施するための具体的な計画、システム統合リスクに係る内部管理体制(内部監査を含む)、その他の事項について資料の提出を求めるとともに、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法第128条に基づく報告を定期的に求めるものとする。

(3)障害発生時

① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」 (様式・参考資料編 II. その他報告等様式集 様式 II - 3 - 1 0 - 3 (3)) にて当局宛て報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることと する。

ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1ケ月以内に現 状について報告を求めることとする。

(注)報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・ 機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、

- 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。
- 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。
- その他業務上、上記に類すると考えられるもの。をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

② 必要に応じて法 1 2 8 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 1 3 2 条に基づく行政処分を行うものとする。

Ⅱ-3-11 危機管理態勢

Ⅱ-3-11-1 意 義

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理の二

一ズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期 対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管 理態勢を構築しておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰り や社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監 督上の留意点を定めることとする。

(注)「危機」とは、例えば、(i) 大口与信先の倒産など、そのまま 放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、(ii) 風評等により保険契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、(iii) システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、(iv) 大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などをいう。

Ⅱ-3-11-2 平時における対応

(1)対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証することとし、特に以下の点に留意する。

(2) 主な着眼点

- ① 何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める(不可避なものは予防策を講じる)よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

- 自然災害(地震、風水害、異常気象、伝染病等)
- ・事故(大規模停電、コンピュータ事故等)
- ・風評(ロコミ、インターネット、電子メール、憶測記事等)

- 対企業犯罪(脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等)
- ・営業上のトラブル(苦情・相談対応、データ入力ミス等)
- ・人事上のトラブル(役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャル ハラスメント等)
- ・労務上のトラブル(内部告発、過労死、職業病、人材流出等)
- ③ 危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な 状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の 重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- ④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者(関係当局を含む)への連絡体制等が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望ましい。
- ⑤ 大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険金等の支払等について便宜措置(「Ⅲ 1 6 災害における金融に関する措置」参照)が図られるような態勢が整備されているか。
- ⑥ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。 また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情 報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

Ⅱ-3-11-3 危機発生時における対応

- (1) 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が 沈静化するまでの間、当該保険会社における危機対応の状況(危機管 理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等)が危機 のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的 にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めると ともに、必要に応じ、法第128条に基づき報告徴求することとする。
- (2)上記(1)の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、 関係部局間における連携を密接に行うものとする。

Ⅱ-3-11-4 事態の沈静化後における対応

保険会社における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況 を検証する必要があると認められる場合には、当該保険会社に対して、 法第128条に基づき、事案の概要と保険会社の対応状況、発生原因分 析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。

Ⅱ-3-11-5 風評に関する危機管理態勢

- (1) 風評リスクへの対応にかかる態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び支社等の営業拠点の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他の保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。
- (2) 風評が伝達される媒体(例えば、インターネット、憶測記事等) に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。
- (3) 風評が保険契約の解約に結びついた場合の対応方法について、支 社等の営業拠点の状況把握、顧客対応、対外説明等、初動対応に関す る規定を設けているか。
- (4)上記(3)のような状況になった場合、金融庁担当課室、提携先、 警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

Ⅱ-4 その他

Ⅱ-4-1 保険会社の事務の外部委託

(1) 意義

各保険会社においては、経営の効率化が課題となっており、これまで以上に広範に事務の外部委託が行われることが想定される。各保険会社が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な対応を行っているか。

(注1)上記における事務の外部委託とは、保険会社が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該保険会社以外(生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人に該当しないものを指す。)に委託することをいう。

- (注2)特に、保険会社の固有業務を営むために必要な事務の外部委託 については、ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証 を行うよう配意する。
- (注3)当該外部委託が、保険会社と子会社等との間で行われる場合には、本指針「Ⅲ-2-3 子会社等」も参照のこと。

(2) 主な着眼点

- ① 顧客保護の観点から以下の態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)が図られているか。
 - イ. 委託契約によっても当該保険会社と顧客との間の権利義務関係 に変更がなく、顧客に対しては、当該保険会社自身が事務を行っ たのと同様の権利が確保されていることが明らかか。
 - ロ. 委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないと きに、保険会社において顧客利便に支障が生じることを未然に防 止するための態勢整備が行われているか。
 - ハ. 委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客情報管理が整備 されており、委託先に守秘義務が課せられているか。
 - 二. 個人である顧客に関する情報の取扱いを委託する場合には、規則第53条の8に基づき、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。
 - 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
 - ・実務指針Ⅲの規定に基づく措置
 - ホ. クレーム等について顧客から保険会社への直接の連絡体制を設 けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。
- ② 保険会社は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。 イ. リスク管理

保険会社は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の保険会社の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

ロ. 委託先の選定

保険会社の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が

確保できる財務・経営内容か、保険会社のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

ハ. 契約内容

契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

- ・提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。
- ・委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係 (必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。)。
- ・保険会社が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に 関して委託先より受ける報告の内容。
- ・金融当局の保険会社に対する検査・監督上の要請に沿って対応を 行う際の取り決め。

二. 保険会社に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を保険会社自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

ホ、保険会社側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢(委託契約において、保険会社が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。)等の社内管理態勢が整備されているか。

へ. 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から保険会社への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

ト. 監査

保険会社において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

チ. 緊急時等の対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、保険会社の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

リ、グループ会社への外部委託

委託契約が保険会社とグループ会社との間において締結される場

合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アーム ズ・レングス・ルールに違反していないか。

Ⅱ-4-2 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等

Ⅱ-4-2-1 意義

- (1) CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者(ステークホルダー) との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく 取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めること にその意義があると考えられている。
- (2) 保険会社の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。
- (3) しかしながら、CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が保険会社を選択する際、その保険会社及び提供されている保険商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、保険会社が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

Ⅱ-4-2-2 主な着眼点

保険会社の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、保険会社の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

① 目的適合性

CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

② 信頼性

CSR 報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

③ 分かりやすさ

CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該保険会社の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅱ-4-2-3 監督手法・対応

保険会社による CSR を重視した取組みやその情報開示は、保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ-1 監督事務の流れ

Ⅲ-1-1 オフサイトモニタリングの主な留意点

(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析

保険会社に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、保険会社の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。

(2) 定期的なヒアリング

オフサイトモニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを 実施することとする。

① 決算ヒアリング

半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。

② 総合的なヒアリング

保険会社の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等について年に2回ヒアリングを実施することとする。

③ 保険計理人ヒアリング

毎決算期において、保険計理人に対して法第121条に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立や契約者配当、事業継続基準(生命保険会社の保険計理人に限る。)に関する意見を聴取することとする。

Ⅲ-1-2 監督部局間における連携

(1)金融庁と財務局との連携

令第47条の規定により、生命保険募集人又は損害保険代理店の登録、報告及び資料の提出命令並びに質問及び立入検査に関する権限は、金融庁長官から財務局(生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地を管轄するもの)に委任している。

生命保険募集人及び損害保険代理店の募集業務の適正な運営等を確保するため、当該生命保険募集人等に関して参考となる情報があれば、適宜、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

(2) 財務局間における連携

令第47条に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

(3) 上記により委任される事項以外の権限について

令第47条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該保険会社に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

Ⅲ-1-3 検査部局との連携

検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。

Ⅲ-1-3-1 検査部局による検査着手前

検査着手にあたって、監督局は、検査班主任検査官に対し、保険会社 の現状等についての説明を行うものとする。

- (注1)合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している保険会 社の検査については、経営再編のスケジュール等について説明を 行うものとする。
- (注2)保険会社の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の 説明を行うものとする。
 - ①前回検査から当該時点までの当該保険会社の主な動き (他社との提携、増資、経営陣の交替等)
 - ② 直 近 決 算 の 分 析 結 果
 - ③リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果
 - ④総合的なヒアリングの結果
- ⑤監督上の措置(報告徴求、行政処分等)の発動及びフォローアップ

の状況

- ⑥監督局として検査で重視すべきと考える点
- ⑦その他

Ⅲ-1-3-2 検査部局による検査結果通知後

- (1) 検査結果通知書の交付日と同日付で、相手保険会社に対し、当該通知書において指摘された事項についての事実認識、発生原因分析、改善策、その他をとりまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。)に提出することを法第128条に基づき求める。(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-1-3-2(1)参照。)
- (注)合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクのリスク管理態勢に 関する指摘がある場合には、当該システム統合等の計画を的確に履 行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理態勢(内部 監査含む)等についても、あわせて報告を求めるものとする。
- (2) 上記報告書については、提出された段階で、保険会社から十分な ヒアリングを行うこととする。ヒアリングにあたっては、検査部局と も密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等(注)の 出席を原則として確保するものとする。
- (注)特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している保 険会社に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合に あっては、当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含む ものとする。
- (3) 検査結果又は法第128条に基づく報告書の内容により、次回検査までの間定期的なフォローアップが必要であると認められる場合には追加的に法第128条に基づく報告を求め、また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該保険会社の健全性の確保に支障を来すと認められる場合には、法第132条に基づき業務改善を求める。

(4) 標準処理期間

法第132条に基づき業務改善を求める場合には、上記(2)の報告書

を受理したときから、原則として概ね1ヶ月(処分が財務局を経由して 金融庁において行われる場合又は処分が財務局において行われるが金 融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場 合は概ね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。

- (注 1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意 する。
 - i) 複数回にわたって法第128条に基づき報告を求める場合 (直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求 める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指す ものとする。
 - ii) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。
- (注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。
- (注3)標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。
- (注4)複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な 報告書を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

Ⅲ-1-3-3 検査・監督連携会議の開催

(1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。

本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催する他必要に応じて適宜開催することとする。

- (2)本会議において監督部局は、検査部局に対して、保険会社の経営 状況全般、法第132条に基づき業務改善命令を発出している保険会 社に関し、その改善状況及びその他前回検査結果通知における指摘事 項の改善状況等(注)について説明を行うとともに、検査部局より、 新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」について説明を受けるも のとする。
 - (注) Ⅲ 1 3 1 の (注 2) に掲げる事項を参考に説明を行うも のとする。

(3) なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ 弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。

Ⅲ-1-4 委任等

Ⅲ-1-4-1 管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地が財務 事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合におい ては、管轄財務局長(福岡財務支局長を含む。)に委任した権限は、財 務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行なわせること ができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長(福 岡財務支局長を含む。) 宛提出させるものとする。

Ⅲ - 1 - 4 - 2 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について

銀行の営業免許等を行う金融庁長官(登記機関)は、登録免許税法第32条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。

したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式皿-1-4-2により取りまとめ、これをその年の4月末日までに監督局に報告するものとする。

Ⅲ-1-5 個別保険会社に関する行政報告

次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局 長に報告するものとする。

- ① 法第128条第1項、第200条第1項、第226条の規定による報告及び資料の提出を求めたとき
- ② 法第271条の3第1項に規定する保険議決権保有届出書の受

玾

- ③ 法第271条の4第1項及び第3項に規定する変更報告書並び に第4項に規定する訂正報告書の受理
- ④ 法第271条の5に規定する基準日届出、同項に規定する保険議 決権保有届出書及び同条第2項に規定する変更報告書の受理
- ⑤ 法第271条の6及び第271条の7に規定する訂正報告書の 提出を命じたとき
- ⑥ 法第271条の8に規定する報告及び資料の提出を命じたとき

Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置

Ⅲ-1-6-1 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている(同法第9条第1項)。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。

(2) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

(3) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ-1-6-2 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融

上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融機関業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

- (1) 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店又は支店等の営業所を 置く保険会社の警戒宣言時の対応について
 - ① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社において、営業所等における営業を停止するよう要請する。
 - ② 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、保険会社において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。
 - ③ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発 災後の保険会社の円滑な遂行の確保を期すため、保険会社におい て、営業の開始又は再開は行わないよう要請する。
 - ④ その他
 - イ 警戒宣言が解除された場合には、保険会社において、可及的 速かに平常の営業を行うよう要請する。
 - ロ 発災後の保険会社の応急措置については、上記「Ⅲ-1-6 -1 災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な 措置を講ずることを要請する。
- (2) 当該強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応について

保険会社において、地震防災対策強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店又は本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

Ⅲ-1-6-3 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

Ⅲ-1-7 保険会社に関する苦情・情報提供

Ⅲ-1-7-1 苦情等を受けた場合の対応

保険会社に関する苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び保険業法等に基づき保険会社の経営の健全性等を確保することが当局の職務であることを明快に説明するものとする。

なお、必要に応じ、保険会社および保険関係団体の相談窓口を紹介するものとする。

Ⅲ-1-7-2 報告

- (1) 保険会社の経営の健全性を確保する上で参考になると考えられるものについては、その内容を記録(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式 III 1 7 2 (1) 参照)するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。
- (2) 各財務局管内における1年間の苦情受付件数を、毎年3月末現在でとりまとめ、これを4月末日までに金融庁担当課に報告するものとする(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-1-7-2 (2)参照)。

Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ-1-8-1 照会を受ける内容の範囲

保険業法等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が 権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むも のとする。

Ⅲ-1-8-2 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 財務局が照会を受けた際、回答にあたって判断がつかないもの等については、「連絡箋」(様式・参考資料編 その他報告等様式集様式Ⅲ-1-8-2(2)参照)を作成し、金融庁担当課とFAX等により協議するものとする(送り状は財務局担当課長から金融庁担当課総括課長補佐宛とする。)。
- (3) 金融庁担当課長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体(注)から受けた、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。
 - (注)事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。)をいう。
 - ① 本手続きの対象となる照会の範囲 本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものと する。
 - イ. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること (法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」 という。)の利用が可能でないこと)
 - 口. 事実関係の認定を伴う照会でないこと
 - ハ. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
 - 二.過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかに なっているものでないこと

② 照会書面(電子的方法を含む)

本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- イ. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- ロ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ハ、照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当 課又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書 面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課にFAX又は電子メー ルにより照会書面を送付することとする。

4 回答

- イ. 金融庁担当課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2ヶ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2ヶ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- 口、回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

ハ. 本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課は、照 会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答 内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

(4)(3)に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-1-8-2(4)参照)を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課又は財務局担当課の企画担当係に保存するもの

とする。

(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ-1-8-3 (2) に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ-1-8-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 Ⅲ.参考資料 [資料 1]「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1) 照会窓口

照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課とし、財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課に対し、照会書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。

(注)財務局においては、照会書面を金融庁担当課に送付する際、原則 として審査意見を付するものとする。

(2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令(以下、「対象法令(条項)」という。)に関し、

以下のような照会を行うものか。

- ・その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。
- その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。
- ・その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等 (不利益処分) を受けることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているものか。

- イ. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- ロ. 対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認した い法令の条項が特定されていること。
- ハ. 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意して いることが記載されていること。
- 二. 上記口. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の 見解及びその根拠が明確に記述されていること。

4 回答

照会を受けた課の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

- イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則60日以内
- ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合

30日を超える合理的な期間内

ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合

原則60日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日

以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として30日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から30日を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から30日を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理

Ⅲ-2-1生命保険募集人の登録事務

生命保険募集人の登録事務に当たっては、以下の点に留意して、行なうこととする。

① 登録申請書の受理及び確認

イ 登録の申請者

法第2条第17項に規定する生命保険募集人(以下「募集人」という。)又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が、法第277条に規定する登録の申請(以下「登録申請」という。) 又は法第280条第1項各号に規定する登録事項の変更等の届出(以下「変更等届出」という。)を行なっているか。

なお、募集人は、法第284条の規定により、法第2条第20項に規定する所属保険会社(以下「所属保険会社」という。)を代理人として登録申請又は変更等届出を行うことができる。(以下、代理人として、登録申請又は変更等届出(以下「申請等」という。)を行う所属保険会社を「代申会社」という。)

また、所属保険会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が 2以上の所属保険会社を有する募集人(以下「乗合募集人」という。) の場合には、所属保険会社のうちの一つを代理人として行うことが できるものとする。

なお、募集人が保険会社の委託を受けた者(以下「代理店」という。)の使用人である場合は、当該募集人の申請等についても当該募集人が所属する代理店の申請等を行っている保険会社に行わせるものとする。

ロ 代申支社の届出

所属保険会社が代理人として申請等をしようとするときは、当該 所属保険会社の本社又は支社等(以下「支社等」という。)に、別 紙様式71により作成した代申支社の届出書を、当該支社等が管理 する募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財 務支局(沖縄総合事務局を含む。以下「財務局等」という。)に提 出させるものとする。(以下、代理人の届出を行った支社等を「代 申支社」という。) ただし、当該支社等が管理する募集人の主たる 事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所 (以下「財務事務所等」という。) がある場合は、当該財務事務所 等に提出させるものとする。届出内容に変更があった場合も同様と する。

なお、支社等が申請等を行なうときは、支社等の長の名義をもっ て行なわせるものとする。

ハ 申請書類等の受理

- a 代申支社から申請書類等の提出があった場合は、募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等が受理することとする。ただし、募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所(以下「財務事務所等」という。)がある場合は、当該財務事務所等が受理することができるものとする。(以下、募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等及び財務事務所等を「管轄財務局等」という。)
- b なお、代申支社が当該代申支社を所管する社団法人生命保険協会の支部又は事務室(以下「協会事務室」という。)を経由して申請書類等の提出があった場合も管轄財務局等が受理することができるものとする。
- c 生命保険会社の役員若しくは使用人又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人である募集人について、当該募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行なわれている場合は、当該一の事務所を当該募集人にとっての令第47条第17項に

規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。 二 登録申請書の記載内容

- a 当該募集人が法第279条第1項第6号に該当していないか。
- b 登録申請書(規則別紙様式第16号)の記載は、別紙1(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-1(1)参照)及び別紙2(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-1(1)参照)の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。
- c 所要の収入印紙の貼付の有無
- d 申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申支 社に返戻し、補正させる。

なお、当該登録の申請等に当たっては、募集人の職種を次の とおり区分する。

- i 内勤職員(記号「内」) 生命保険会社の役員又は使用人で就業規則等により内勤 職員とされる者又はこれに準じる者
- ii 営業職員(記号「営」) 生命保険会社の使用人で主に保険の募集を行い就業規則 等により営業職員とされる者又はこれに準じる者
- iii 個人募集代理店(記号「個」)生命保険会社の委託を受けた個人
- iv 法人募集代理店(記号「法」) 生命保険会社の委託を受けた法人
- v 個人募集代理店使用人(記号「個使」)
 - iii の使用人
- vi 法人募集代理店使用人(記号「法使」) iv の役員 (代表権を有する役員及び監査役を除く。) 及び 使用人
- ホ 登録申請書の添付書類

登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する以下の書類が添付されているか。なお、添付書類の取扱いについては、代理申請にあっては原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。

a 登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請

- の日前3月以内に発行されたものでなければならない。
- b 登録申請書の添付書類は、職種区分毎に次のとおりとする。
 - i 内勤職員、営業職員、個人募集代理店、個人募集代理店使用人又は法人募集代理店使用人の場合
 - (イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面(規則別紙様 式第17号)
 - (ロ) 規則第214条第1項第1号に規定する生命保険募集 人であることを証する書面
 - (n) 規則第214条第1項第3号に規定する住民票の抄本 又はこれに代わる書類
 - ii 法人募集代理店の場合
 - (イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面(規則別紙様 式第17号)
 - (ロ) 法第277条第2項第2号に規定する役員の氏名及び 住所を記載した書面
 - (n) 規則第214条第1項第1号に規定する生命保険募集 人であることを証する書面
 - (二) 規則第214条第1項第2号に規定する定款、寄附行為若しくは商業登記簿の謄本又はこれらに代わる書類(以下「定款等」という。)
- c bの iiの(中) に規定する書面は、別紙様式67により作成し、 提出させるものとする。
- d 規則第214条第1項第1号に規定する生命保険募集人であることを証する書面とは、当該募集人が所属保険会社の募集人であることを証する旨の記載のある代申支社が作成する① へaの代理申請・届出書とする。
- e 規則第214条第1項第2号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿抄本等をいう。
- (注) 1. 定款等は、生命保険募集に係る業務を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。
 - 2. 定款又は寄附行為は、原本と相違ない旨の記載がある ものであれば、原本の写しでさしつかえない。
- f 規則第214条第1項第3号に規定する「これに代わる書類」とは、次の書類をいう。
- i 住民票記載事項証明書
- ii 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登

録原票記載事項証明書

- iii 印鑑登録証明書
- iv 有効期限内の次の書類の写し

運転免許証、健康保険証、福祉手帳、年金手帳、旅券 (パスポート)

へ 代理申請書等

代申支社から登録申請が提出されたときは、次の書類が登録申請 書及び添付書類に添付しているか確認する。

- a 別紙様式72により作成した生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書(以下「代理申請・届出書」という。)
- b 別紙様式73により作成した生命保険募集人登録代理申請書(兼)登録事項変更・廃業等代理届出書別紙、又は社団法人生命保険協会が登録事務を機械化している地域については、その機械から出力された様式(以下「代理申請・届出書別紙」という。)。
- c 法人募集代理店の登録申請に当たっては、次の事項を記載した事務所別募集人一覧表
 - i 法人募集代理店の商号、名称又は氏名
 - ii 代申会社及び代申支社
 - iii 募集人の所属する事務所の名称及び所在地
 - iv 当該事務所に所属する募集人の氏名及び申請番号(法人代表者の場合、整理番号)
 - v 当該事務所を管理する支社等
- ② 生命保険募集人登録簿(以下Ⅲ-2-1において「登録簿」という。)の取扱い
 - イ 法第278条第1項の規定による登録簿は、登録申請書の下片 を切り離したものにより作成する。この場合、法人募集代理店に ついては、代申支社が作成した「事務所別募集人一覧表」を登録 簿に添付のうえ、一括管理するものとする。

ただし、社団法人生命保険協会が登録事務を機械化している地域の管轄財務局等については、その機械から出力されたリストの内容を確認した上で、同リストを登録簿としてさしつかえない。

ロ 登録簿の管理

登録簿は、募集人を適正に管理できるよう整理保管する。

③ 登録済の通知

登録を行ったときは、法第278条第2項の規定に基づき、別紙様式68により作成した生命保険募集人登録済通知書を代申支社へ交付する。

④ 登録の拒否

- イ 法第279条第1項から第3項の規定に基づき、登録を拒否したときは、別紙様式70により作成した登録拒否通知書を代申支 社に交付する。
- ロ 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第279条第1項各号のうちの該当する号の番号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにする。

⑤ 変更等の届出等

イ 登録申請書の記載事項の変更届出(法第280条第1項第1号 の届出)

代申支社が代理人として法第280条第1項第1号に係る届出 (以下「変更届出」という。)をするときは、募集人に係る当該変 更等の事実を確認した上で、①へa及びbに規定する書類を作成し、 当該募集人を現に登録している管轄財務局等に提出させるものと する。

なお、法人を代表する役員が新たに就任したときは、募集人から 登録申請書様式下片に当該代表者の氏名、性別、生年月日等を記載 させて、変更届出に添付させるものとする。

- ロ 変更届出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - a 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)等法令に基づき、事務所所在地の呼称が変更がされた場合は、届出を 省略してもさしつかえない。
 - b 法人募集代理店が法律上の組織変更を行う場合は、変更届出 を行うことでさしつかえない。
- ハ 変更届出を受理したときは、変更事項を当該募集人の登録簿に 登録する。変更届出の内容が、当該募集人の主たる事務所の変更 で、かつ、他の管轄財務局等の管轄区域への変更である場合は、 現に登録している管轄財務局等は、新たに管轄財務局等となる財 務局等又は財務事務所等に登録簿を送付するものとする。

なお、法第280条第2項の所属保険会社への通知は、変更届 出を受理し、内容を確認したうえで、代申支社に行う。

- ⑥ 保険募集業務の廃止等届出(法第280条第1項第2号から第6号の届出)
 - イ 代申支社が代理人として法第280条第1項第2号から第6号に係る届出(以下「廃業等届出」という。)をするときは、募集人に係る当該廃業等の事実を確認した上で、①へa及びbに規定する書類を作成し、当該募集人を現に登録している管轄財務局等に提出させるものとする。
 - ロ 廃業等届出を受理したときは、法第308条第1項第2号の規 定により当該募集人の登録を抹消する。

なお、法第308条第2項の所属保険会社への通知は、廃業等 届出を受理し、内容を確認したうえで、代申支社に行う。

⑦ 原簿の管理

所属保険会社が法第285条第1項の規定に基づき備え置く募集 人に関する原簿については、支社等が所管している募集人に係るもの を当該支社等に備えさせるとともに、募集人の登録や変更又は抹消に 伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。

⑧ 登録取り消しに伴う抹消通知

法第308条第1項第1号の規定により募集人の登録を抹消した ときは、同条第2項の規定に基づき別紙様式76により当該募集人の 所属保険会社に通知を行う。

Ⅲ-2-2損害保険代理店の登録事務

損害保険代理店の登録事務に当たっては、以下の点に留意して、行うこととする。

- ① 登録申請書等の受理及び確認
 - イ 登録の申請又は届出

法第277条に規定する登録の申請(以下「登録の申請」という。) 又は法第280条第1項及び法第302条による届出(以下この登録等手続において「届出」という。)は、法第2条第19項に規定する損害保険代理店(以下「代理店」という。)又は法第280条第1項第2号から第6号までに定める者が行うこととする。

なお、代理店は、法第284条の規定により法第2条第20項に 規定する所属保険会社(以下「所属会社」という。)を代理人とし て登録の申請又は届出を行うことができる。

また、所属会社が代理人として申請等を行う場合、募集人が2以

上の所属会社を有する代理店(以下「乗合代理店」という。)の場合には、所属会社のうちの1つを代理人として行わせるものとする。 ロ 代理申請等を行う所属会社の支店等

所属会社が、法第284条の規定により代理人として登録の申請 又は届出をしようとするときは、代理店の属する所属会社の本店又 は支店等(以下「代理申請会社」という。)において、登録の申請 に関する書類(以下「申請書類」という。)又は届出を要する事項 を記載した書類(以下「届出書」という。)をとりまとめ、代理申 請会社の支店長等の名義をもって行わせるものとする。

ハ 申請書類又は届出書の受理

- a 代理申請会社から、申請書類又は届出書の提出があった場合は、当該代理店の事務所所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局(沖縄総合事務局を含む。以下「管轄財務局」という。)が受理することとする。
- (注)代理申請会社から、代理店の事務所所在地を管轄する(社) 日本損害保険協会の各支部(九州支部熊本事務所を含む。以 下「支部」という。)を経由して申請書類又は届出書の提出 があった場合も、管轄財務局が受理することができるものと する。
- b 代理店の主たる事務所(以下「本店」という。)と同じく、 独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所(以下「支店 等」という。)については、本店とは別個に登録を行うことが できるものとする。この場合、登録申請者は、登録をしようと する代理店の支店長等とせず、本店の代表者とすることで差し 支えない。
- c 生命保険募集人で、他の生命保険募集人(営業職員等)の管理又は教育を行う者等(いわゆる支部長等)については、自己が雇用されている生命保険会社が損害保険会社から法第98条に基づく業務の代理・事務の委託を受け、当該業務の代理・事務の委託に基づき、営業職員等の同行・指導のみを行いこれを継続する間は、業務の代理・事務の代行を委託する当該損害保険会社を代理申請会社とし、一括して代理店登録を行うことができる。

二 登録申請書の審査基準等

a 当該代理店が法第279条第1項第6号に該当していない か。 b 登録申請書(規則別紙様式第16号)の記載は、別紙1(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-2①参照)及び別紙2(様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ-2-2①参照)の記載事項に定めるところに沿ったものとなっているか。

また、法人代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式66「代表者又は管理人(別表)」(以下「代表者別表」という。)に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。

- c 所要の収入印紙の貼付の有無
- d 登録申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代 理申請会社に返戻し、補正させる。
- e 管轄財務局は、申請書類が送付された日から遅くとも2週間 以内に登録の審査を終了(登録カードを整理)する。
- f 次に該当する場合には、代理店が希望する登録日を配慮の上、 審査事務を遂行する。
 - i 保険会社の退職者が、退職日の翌日付で登録する場合 (登録者望日は、申請日より1週間以降2週間以内)
 - ii 代理店が複数の財務局をまたがり同一日付で複数の支店 等を登録する場合(登録希望日は、申請日より2週間以降3 週間以内)
 - iii 代理店を継承する場合(なお、被継承代理店の業務廃止日 は継承代理店の登録日となる。)(登録希望日は、申請日より 2週間以降3週間以内)
 - iv 事務所の所在地を他の財務局の管轄する地域に変更する場合(登録希望日は、申請日より2週間以降3週間以内)

ホー登録申請書の添付書類

登録申請書の添付書類については、法第277条第2項各号及び規則第214条第1項各号に記載する書類が以下を充足する形で添付されていなければならない。なお、添付書類の取扱いについては、法第284条に定める代理申請にあっては原則として呈示をもって足りることとし、呈示後、代理申請会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。

- a 登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の 日前3月以内に発行されたものでなければならない。
- b 登録申請書の添付書類は、代理店毎に次のとおりとする。

- i 個人代理店の場合
 - (イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面(規則別紙様式 第17号)
 - (D) 規則第214条第1項第1号に規定する損害保険代理店であることを証する書面
 - (n) 規則第214条第1項第3号に規定する住民票の抄本又はこれに代わる書類
- ii 法人代理店の場合
 - (イ) 法第277条第2項第1号に規定する書面(規則別紙様式 第17号)
 - (ロ) 法第277条第2項第2号に規定する役員の氏名及び住所を記載した書面
 - (n) 規則第214条第1項第1号に規定する損害保険代理店 であることを証する書面
 - (二) 規則第214条第1項第2号に規定する定款、寄附行為若 しくは商業登記簿の謄本又はこれに代わる書類(以下「定款 等」という。)
- c 法第277条第2項第2号に規定する書面について、別紙様式67「保険業法第277条第2項第2号の規定に基づく法人代理店の役員の氏名及び住所を記載した書面」(以下「役員一覧」という。)に定めるところに沿ったものとなっていなければならない。なお、役員の氏名及び住所を記載した書面であれば、役員一覧に代えることができる。(保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書にて届出る役員を除いても差し支えない。)
- d 規則第214条第1項第1号に規定する損害保険代理店であることを証する書面は、保険募集に関する委託契約書又は申請者が代理申請会社の代理店であることを証する旨を記載した別紙様式74「損害保険代理店代理申請書」とする。

(以下「代理申請書」という。)

- e 規則第214条第1項第2号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿抄本等をいう。
- (注) 1. 定款等は、原則として損害保険代理業を営むことができる旨規定されているものでなければならない。
 - 2. 定款又は寄附行為は原本と相違ない旨の記載があればその写で差し支えない。
- f 規則第214条第1項第3号に規定する「これに代わる書類」

とは、次の書類をいう。

- i 住民票記載事項証明書
- ii 外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- iii 印鑑登録証明書
- iv 有効期限内の次の書類の写し

運転免許証、健康保険証、福祉手帳、年金手帳、旅券(パスポート)

へ 代理申請書等

- a 代理申請会社から申請書類又は届出書が提出されたときは、代 理申請書が添付されているか確認する。
- b 代理申請会社から支部を経由して申請書類又は届出書が提出 された場合は、別紙様式75「損害保険代理店登録関係書類送付 案内」(以下「送付案内」という。)が添付されているかを確認す る。
- ② 損害保険代理店登録簿(以下Ⅲ-2-2において「登録簿」という。)の取扱い
 - イ 法第278条第1項の規定による登録簿は、登録申請書の下方 を切り離したものにより作成し、損害保険代理店登録簿として備 えつける。
 - 口 損害保険代理店登録簿は代理申請会社別に整備保管する。
 - ③ 登録済の通知

登録を行ったときは、登録明細表に登録年月日及び登録番号を記載 し、損害保険代理店の登録済通知書(別紙様式41)を添付し、遅滞 なく、代理申請会社へ交付する。

④ 登録の拒否

- イ 法第279条第1項から第3項の規定により登録を拒否した場合は、遅滞なく別紙様式70「登録の拒否について」により通知する。
- ロ 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第279条第1項各号のうちの該当する号の番号、又は登録申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載のある箇所、若しくは重要な事項の記載が欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。

⑤ 変更等の届出等

イ 登録申請書の記載事項の変更届(法第280条第1項第1号の

届出)

- a 代理申請会社が代理人として法第280条第1項第1号に 係る届出(以下「変更届出」という。)をするときは、代理店 に係る当該変更等の事実を確認した上で、代理申請書を作成し、 管轄財務局に提出させるものとする。
- b 法人代理店で、代表者が複数いる場合の筆頭者以外の代表者 の変更の場合は、変更後の内容に基づき代表者別表を作成し、 添付させるものとする。
- ロ 変更届出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - a 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)等法令に基づき、事務所所在地の呼称が変更された場合は、届出を省略して差し支えない。
 - b 法人代理店が法律上の組織変更を行う場合は、変更届出を行 うことでさしつかえない。
 - C 事務所の所在地を他の財務局管内に変更する場合は、同一日 付で登録の廃止と新設の手続を行うものとする。
- ハ 変更届出を受理したときは、変更事項を当該代理店の登録簿に 登録する。
- 二 法第280条第2項の所属会社に対する通知については、変更 届出を受理し、内容を確認した上で代理申請会社に行う。この場 合、代理申請書の写(支部経由の場合は送付案内)に受領印を押 印することをもって行う。
- ⑥ 保険募集業務の廃業等届出(法第280条第1項第2号から第6号の届出)
 - イ 代理申請会社が法第280条第1項第2号から第6号に係る 届出(以下「廃業等届出」という。)をするときは、当該廃業等 の事実を確認した上で、代理申請書を作成し、管轄財務局に提出 させるものとする。

なお、代理店以外の者が届出を行う場合は、届出者の資格(例 えば相続人)を明記させる。

ロ 廃業等届出を受理したときは、法第308条第1項第2号の規 定により当該代理店の登録を抹消する。

なお、法308条第2項の所属会社への通知は、廃業等届出を 受理し、内容を確認のうえで、代理申請会社に行う。この場合、 代理申請書の写(支部経由の場合は送付案内)に受領印を押印す ることをもって行う。

- ⑦ 保険募集に従事する役員又は使用人届出 (法第302条の届出)
 - イ 法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、上記の者が他の代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。
 - 口 保険募集に従事する役員又は使用人を追加する場合は、法第302条の規定による届出日以降でなければ保険募集を行わせることができないことに留意する。

⑧ 原簿の管理

所属会社が法第285条第1項の規定に基づき備え置く代理店に 関する原簿については、支店等が管轄している代理店に係るものを当 該支店等に備えさせるとともに、代理店の登録申請書の記載事項の変 更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。

⑨ 登録の取消しに伴う抹消通知

法第308条第1項第1号の規定により代理店の登録を抹消した ときは、同条第2項の規定に基づき別紙様式76「登録の抹消につい て」により、当該代理店の所属会社に通知を行う。

- ① 損害保険会社が他の損害保険会社の事業の遂行に必要な一切の 業務を行う際に代理店となる手続(法第98条関係)
 - イ 損害保険会社の本店は、法第98条第2項の規定により金融庁 長官の認可を受け、本店の所在地の管轄財務局へ法第276条に 基づく代理店の登録を行う。
 - ロ 登録申請書には、法第277条第2項に規定する添付書類を添付させる。

ただし、役員一覧及び定款等の添付は省略することができる。 なお、添付書類のほかに、金融庁長官の認可を受けたことを証 する書面、委託契約書が外国語文の場合はその訳文を添付させる ものとする。

ハ 代理店業を行う支店の支店長を法第302条に基づく役員又は使用人として、当該支店所在地の管轄財務局へ届け出させることができることとする。

なお、使用人届の届出の際、支店長は、管轄財務局長に対して、 登録財務局、登録年月日及び登録済みである旨を届け出させるこ とができるものとする。

Ⅲ-2-3 子会社等

保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

なお、保険持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行 うものとする。

- (注1)保険会社又はその子会社が、国内の会社(当該保険会社の子会社を除く。)の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数(法第107条第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。)を超えて所有している場合の当該国内の会社(以下「特定出資会社」という。)が営むことができる業務は、法第106条第1項第1号から第7号までに掲げる会社、同項第12号に掲げる会社及び同項第14号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。
- (注2)子法人及び関連法人等の判定に当たり、当該保険会社が証券取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取り扱い』(平成10年12月8日付)その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。
- (注3) 法第106条及び第107条に規定する「会社」には、特別目的会社(例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等)、組合、投資法人、パートナーシップ、LLCその他の会社に準ずる事業体(以下「会社に準ずる事業体」という。) を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

Ⅲ-2-3-1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) 保険会社の子会社が営む従属業務(法第106条第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、保険会社の業務に

係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。

- (注)従属業務を営む保険会社の子法人等又は関連法人等についても「保険業法第106条第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成14年告示第38号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該保険会社及びその子会社からの収入)であることに留意する。
- (2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務(法第106条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。
 - ① 保険会社の保険業に係る業務の代理(規則第56条の2第2項第2号に掲げる業務に該当するものを除く。)又は事務の代行
 - 規則第51条に掲げる業務の範囲内となっているか。

② 信用保証業務

- 原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものを取り扱っているか。また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。
- 保証会社の業務運営に当たっては、保証債務の円滑な履行に疎 通を欠くことのないよう、保証業務の専業体制の確立、内部留保 の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配意しているか。
- ・ 保証会社が信用保証を行うに当たって、物的担保以外に不必要 な人的担保も徴求していないか。
- ・ 保険会社が、信用保証を必要とする債務者に対し、自分が子会 社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行 っていないか。
- ・ 保険会社が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通 常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減して いるか。
- ・ 通常見込まれる貸倒れに伴う損失
- ・ 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト
- ・ 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト
- ③ コンピューターソフトの販売

- ・ ソフトは主に(50%以上を目安とする)当該保険会社の業務 及び企業の財務、年金事務等に関連したものとなっているか。当 該保険会社の業務と著しく乖離したソフトの販売が行われてい ないか(親保険会社が自己のために開発したソフトを他の保険会 社、銀行等及び証券会社に提供すること(ソフトの一部の加工を 含む。)は差し支えない。)。
- ④ 電気通信業務(いわゆるVAN業務)
 - ・ 主として(50%以上を目安とする)当該保険会社の業務及び 企業の財務、年金事務等に関連したものを取り扱うこととしてい るか。
 - (注)電気通信事業法第22条第1項による総務省への届出について 照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務 (以下「媒介役務」という。)の提供を営利の目的とせず(例え ば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介 役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等か ら媒介役務について収益をあげることを目的としていないこと が明白な場合:100%出資の子会社はこれに含まれる)に行う 場合には必要ない」旨回答すること
- ⑤ 健康·福祉関連業務
 - ・ 健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設を備え、専門 指導員、医療専門者等を配置し、会員に対し健康の維持・向上に 寄与する業務がある。福祉関連業務は、例えば、有料老人ホーム、 老人ホーム入居者に対する給食業務等、高齢者福祉関連施設の運 営・管理、リハビリテーション機関(アスレチッククラブを含む。) の運営・管理、介護機器の開発、コンサルティング、取り次ぎ及 び介護者の研修に関する業務、在宅サービスに関する業務、健 康・福祉に関する調査・研究がある。
- ⑥ 投資顧問業務
 - 業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。
 - 保護預りは当該社では行わず、信託銀行等の扱いとなっているか。
 - ・ 投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、 金融商品としているか。
 - ⑦ あっせん・紹介業務
 - あっせん又は紹介の業務の範囲が保険業と関連のない業務に及

ぶなど、他業禁止の趣旨を逸脱した取扱いとなっていないか。あっせん・紹介の業務の範囲としては、例えば、主として自動車保険の保険契約者等を対象として行う自動車修理業者等のあっせん・紹介・手配、主として海外旅行傷害保険の保険契約者等を対象として行う医療機関等のあっせん・紹介・手配がある。

⑧ リース業務

- ・ 不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態 (いわゆるファイナンスリース) に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。
- (3) 保険会社の特定子法人等(特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。)及び特定関連法人等(特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。)については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。
 - ① 保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社(法第106条第1項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。

例えば、銀行専門関連業務(同条第2項第3号に定める銀行専門 関連業務をいう。)を営む会社については、保険会社が銀行を子会 社としている場合等に限り、保険会社の特定子法人等又は特定関連 法人等として保有することができることに留意する。

- (注) 特定子法人等又は特定関連法人等が投資用不動産に係る業務を行う場合に限り、当該会社の営む規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務については、収入依存度規制告示第2条第1項第1号、第6条第1号又は第7条第1号に規定する基準に準じた基準を満たさなくとも差し支えないことに留意する。
- ② 従属業務を専ら営む保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該保険会社の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等(以下「従属先法人等」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入(規則第56条の2第1項第18号に掲げる業務を営む場合にあっては、業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の

- 一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は 当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立し た会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額 に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)に占める割 合が100分の50を上回っている場合は、上記①に反しないもの として取り扱って差し支えない。
- ③ 関連会社として届出がなされたもの(当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、④に該当する会社を除く。)で、金融システム改革のための関係法律の整備に関する法律(以下「新法」という。)の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等が、新法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等及び特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

但し、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該保険会社の子会社又は特定出資法人となる場合並びに当該特定子法人等及び特定関連法人等が新法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合にはこの限りでない。

- (注1) 関連会社とは、保険会社が出資する会社で、その設立経緯、 資金的、人的関係等からみて、保険会社と緊密な関係を有する 会社をいう。
- (注2) 例えば、以下のような場合については、保険業法の趣旨を逸脱しない限り、上記特定子法人等又は特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。
 - ・保険会社の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当該保険会社が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得したことにより、新法の施行の際、当該保険会社の特定出資会社(子法人等又は関連法人等に限る。)となったことについてやむを得ない理由があるとき(新法附則第132条に規定する届出がなされているものに限る。)
 - ・ 新法の施行の際、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、法第107条第4項第1号の規定により当該保険会社の特定出資者(子法人等又は関連法人等に限る。)となった場合(同号に規定する認可を受けている場合

に限る。)

- 新法の施行の際、二の保険会社のそれぞれの特定子法人等又は 特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、合併によりい ずれか一の保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等(以下 「存続会社」)という。となった場合(存続会社が合併前に営ん でいた業務以外の業務を合併後に営むこととなる場合には、当該 業務について平成14年3月期末までに必要な見直しが行われ ているものに限る。)
- ④ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

但し、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に これらの業務を営んでいる場合には、原則として平成14年3月期 末までに必要な見直しが行われているか。

なお、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融 関連業務(これらに準ずる業務として別に命ずるところにより報告 がなされたものを含む。)を営む場合又はこれらを併せ営む場合(当 該従属業務が収入依存度規制告示各案に規定する基準に準じた基 準(上記②の例による。但し、保険会社の子会社からの収入を含めて計 算して差し支えない。)を満たす場合に限る。なお、規則第56条 の2第3項の規定の適用がないものとして取り扱って差し支えない。)においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているもの に限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

- (注1) 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成14年3月期末 を越えて必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了 していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告 を求めることに留意する。
- (注2)保険会社の子会社が営む業務に付随し、公共性等の観点から地方公共団体等により義務づけられる業務を当該保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等に行わせることにつきやむを得ない理由がある場合には、当該業務が子会社対象会社が営むことのできる業務以外の業務であっても、「これらに準ずる業務」に準じて取り扱って差し支えない。

Ⅲ-2-3-2 保険会社の貸付金等に係る担保不動産の保有・管理会 社(自己競落会社)の取扱い

いわゆる自己競落会社(以下このⅢ-2-3-2において「会社」という。)について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

- (1) 当該会社の業務は以下に限られているか。
 - ① 出資保険会社が貸付金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合(出資保険会社に係る担保不動産について第三者が競売の申立を行う場合を含む。)に行う当該貸付金等に係る担保不動産の取得(競落による取得に限る。)
 - ② 買取会社が買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権 を実行する必要がある場合(買取会社に係る担保不動産について第 三者が競売の申立を行う場合を含む。)に、出資金融機関(会社の 親保険会社をいう。)が買取会社に譲渡した不動産担保付債権に係 る担保不動産の取得(競落による取得に限る。)
 - ③ 取得した不動産の保有・管理及び売却
- (2) 当該会社の業務遂行に当たって以下の点は遵守されているか。
 - ① 競落価格は、原則として裁判所が公告した最低売却価格によって いるか。
 - ② 不動産の取得に当たっては、いやしくも社会的批判を浴びること のないよう厳に留意した運営となっているか。
 - ③ 取得した不動産の保有期間中に行う業務は、整地、未完成の建築物の完成、隣接地の購入等当該不動産の円滑な売却を図るため必要不可欠の価値の維持・向上のためのものに限られているか。
 - ④ 取得した不動産の保有期間中に当該不動産を賃貸する場合は、当該不動産の円滑な売却を妨げない範囲の業務となっているか。
 - ⑤ 当該会社は業務を遂行するに当たって、ホテル業等関連会社が営むことができない業務を営んでいないか。
- (3) 競落対象物件は出資保険会社又は買取会社の貸付金等に係る担保 不動産であり、当該不動産の競落により、出資保険会社又は買取会社に 配当が見込まれるか。
 - (注)貸付金等には出資保険会社が保証の履行により取得した求償権等 の債権で当該不動産の被担保債権となっているもの及び買取会社 の不動産担保付債権を含む。

(4) その他

- ① 会社は、宅地建物取引業法の規定により、同法第3条の免許を取得しているか。
- ② 会社は取得した不動産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。
- ③ 出資保険会社及び会社は会社の財務の健全性が確保されるよう 必要な措置を講じているか。

Ⅲ-2-3-3 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲

- (1) 保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。
 - (注)海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。

また、保険業を行う外国の会社が行う業務については、現地監督 当局が容認するものは、法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認 する。

- (2) 出資先外国法人として報告がなされたもの(当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。)で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記 III 2 3 1 (3) ③に準じて取り扱う。
 - (注)出資先外国法人とは、保険会社が海外の外国法人に経営支配又は 経営参画の形態をもって出資するものをいう。

経営支配とは、保険会社が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有(議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等当該保険会社以外の者となっていても、当該保険会社が自己の計算で所有している場合を含む。)している場合(当該保険会社及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。)をいう。

経営参画とは、保険会社が外国法人における議決権の100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合」とは、当該合いう。なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。

Ⅱ-2-4 アームズ・レングス・ルール

法第100条の3又は第194条ただし書の承認申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第100条の3又は第194条各号に掲げる取引又は行為をすることについて規則第54条又は第134条各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。

- ① 規則第54条第3号又は第134条第2号に該当する場合
 - 特定関係者(法第100条の3に規定する特定関係者又は法第 194条に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。)が経営危機 に陥り再建支援の必要な状況か。
 - ・ 特定関係者が再建支援を受けるに当たり、十分な自助努力及び 経営責任の明確化が図られているか。
 - ・ 特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を 行うことに経済的合理性があるか。
 - ・ 債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援 による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当 を行うこととしているか。
- ② 規則第54条第4号に該当する場合
 - ・ 保険会社が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

Ⅲ-2-5 弊害防止措置

規則第53条の5に規定する「金融機関からの独立を損なわない態様」とは、保険会社が、その営業所又は事務所(以下「店舗」という。)をその特定関係者に該当する金融機関の店舗と同一の建物に設置しないこと又は設置する場合に店舗の態様が次に掲げるいずれにも該当することが必要である。

- ① 当該保険会社の店舗と当該金融機関の店舗との間に固定された 壁、間仕切りが設けられていること
- ② 当該建物内の当該保険会社の店舗の出入口と当該金融機関の店舗の出入口がそれぞれ独立して設置されており、明確に区分されていること
- ③ 当該保険会社の店舗と当該金融機関の店舗との間で、電話、受付 及び会議室等を共用していないこと

Ⅲ-2-6 契約条件の変更

Ⅲ-2-6-1 契約条件の変更の申出

(1) 契約条件の変更の申出の承認

法第240条の2第3項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

- ① 現時点では保険業の継続が困難である状況にはないこと
- ② 将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を 行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することが できない等、保険業の継続が困難となりうることが合理的に予測で きること(注1)

なお、このうち、上記②の予測にあたっては、

- イ・ 金利、株価、為替レート等、金融経済動向に関わる事項
 - 新契約伸展率、保険契約継続率、保険事故発生率等、保険契約 に関わる事項
 - 資産配分等、運用に関わる事項

等について客観的かつ妥当な前提を置くこと(注2)

ロ 合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の 継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこと

とする。

(注1)分析期間については、現在、社団法人日本アクチュアリー会の 実務基準により、生命保険会社において10年間に係る将来収支 の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、 契約条件の変更の手続が自主的・自治的な手続であることにかん がみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではない。

(注2) これらの分析に当たっての前提の置き方が客観的かつ妥当かど うかの判断にあたっては、社団法人日本アクチュアリー会の実務 基準に定められている方法が一つの参考になる。

(2) 申出書の記載内容

法第240条の2第1項の規定による申出を行おうとするときに添付する規則第196条に規定する書類のうち、同条第3号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、上記(1)②に示された方法により作成された将来の業務及び財産の状況の予測、並びに当該予測に織り込まれた経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ-2-6-2 保険調査人の選任

法第240条の2第3項の承認をした場合には、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させるため、原則として、すみやかに保険調査人を選任することとする。

保険調査人は、原則として、①アクチュアリー(法人を含む。)、②公認会計士、③弁護士のそれぞれから、選任することとする。

Ⅲ-2-6-3 保険会社の対応

保険会社が、契約条件の変更の手続を進める場合には、以下の点に留意して、適切な対応が取られているか。

(1) 経営改善の取組み

契約条件の変更にあたっては、契約条件の変更に至った経緯に加え、 契約条件の変更後に保険契約の確実な履行が行えるよう、合併・再編、 組織変更、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検 討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務 及び財産の状況の予測について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ 平易に説明を行っているか。

(2) 基金・劣後ローンの取扱い

契約条件の変更の対象となる保険契約者のみに負担を強いることのないよう、基金・劣後ローンの削減、金利減免、あるいは増額その他の方策を検討し、その結果講じることとした方策について、株主総会等及

び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(3) 経営責任に関する事項

契約条件の変更後における経営体制について、その理由を含め、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(4) 契約者配当等に関する方針

契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剰余金の分配その他の金銭の支払に関する方針がある場合には、その内容について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

Ⅲ-2-6-4 契約条件の変更に係る承認

(1) 契約条件の変更の承認

法第240条の11第2項に基づく契約条件の変更の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

- ① 株主総会等に係る手続きが適正に実施されたか。
- ② Ⅲ-2-6-3で示したそれぞれの事項について、保険契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。
- ③ 当該保険会社において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び株主総会等において決議された契約条件の変更により、保険業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか。
- ④ 契約条件の変更が、特定の保険契約者にとって著しく公平性を欠くことその他保険契約者等の保護の見地から問題がないか。

(2) 申出書の記載内容

法第240条の11第1項による承認を受けようとするときに添付する規則第200条に規定する書類のうち、同条第5号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、契約条件の変更とあわせて講じられる経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ-2-7 資産運用限度

規則第48条の3第2項ただし書並びに同第48条の5第2項ただし書の承認にあたっては、今後の資産運用限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、速やかに解消する場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

Ⅲ-2-8 標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い

- (1)責任準備金の積立について、保険会社が規則第69条第4項第4号の規定を適用して保険料積立金及び払戻積立金(以下「保険料積立金等」という。)の積み立てを行う際は、法第4条第2項第4号に掲げる「保険料及び責任準備金の算出方法書 (以下「算出方法書」という。)」の変更認可(免許時の審査を含む。)申請が必要となるが、当該申請があった場合、以下の点に留意のうえ対応を行うものとする。
 - ① 規則第69条第4項第4号の規定を適用し、標準責任準備金又は平準純保険料式以外の積立方式により保険料積立金等を積み立てることとしている保険会社は、合理的な期間内において標準責任準備金又は平準純保険料方式による積立とするための責任準備金積立計画(以下「積立計画」という。)を策定しているか。また、その計画は事業計画あるいは業務実績等に基づき妥当なものとなっているか。
 - ② 規則第69条第4項第4号の規定を適用している保険会社においては、当期純利益または当期純剰余がでると見込まれるなど収益が良好に推移すると見込まれる場合、積立計画の前倒し実施を行うなど、積立計画の着実な実施のための措置を講じているか。
 - ③ 積立計画を変更する場合は、回復可能な一時的損失が発生した場合等、真にやむを得ない理由があるか。
- (2)保険料積立金等の積立が、標準責任準備金又は平準純保険料式による積立額に移行した場合、遅滞なく算出方法書を変更しているか。
- (3) 積立計画の実施状況については、毎年度、法第128条に基づく 報告を求め、当年度における積立計画における積立率を下回った場 合は、その理由及び計画達成のための方策等についてヒアリングを 実施することとする。

ヒアリングを実施した上で、対応が不十分と認められる場合は、 法第128条に基づき積立計画の着実な実施を行うための対応について報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第1 32条に基づく行政処分を行うものとする。

標準責任準備金の達成又は復元に向けた保険会社の対応としては、次のようなものが考えられる。

① 事業費削減や保険料見直しによる収支改善

- ② 増資等による責任準備金積増財源の確保
- ③ 継続率向上や販売戦略転換による収支改善(既に類似のものを含め実績がある場合に限る。)

なお、財務再保険による改善策については、本件に対する対応策 とは認めないものとする。

Ⅲ-2-9 特定運用資産から除かれる国際機関に対する貸付金

平成10年大蔵省告示第228号第4条第1項第1号から第3号までに規定する「国際機関」とは、外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)第14条第5項に規定する別紙様式第34号中に掲げる国際機関をいうものとする。

Ⅲ-2-10 議決権の取得制限

法第107条第2項の承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ1年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認が必要であるが、その超過理由が規則第58条の2第10号の「元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式又は持分の所有」の場合は、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きによりその届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、当該株式又は持分に係る議決権を有価証券勘定、元本補てんのある信託に係る勘定で保有するもの及び子会社で保有するものが10%以内の保有となっている場合にのみ適用することに留意する。

(1) 届出(規則第85条第1項第7号及び第7の3号)

届出は原則年1回とし、超過保有、超過保有見込み及び超過しなくなった場合を併せて、12月末日を基準として、別紙様式41により翌1月末日までに行うものとする。

(2) 承認(法第107条第2項ただし書き)

承認申請は、12月末日時点の保有する議決権の数をもとに、既に国内の会社の議決権について基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分(見込みを含む)の議決権について、その取得し、又は保有することとなった日から一年を超えて保有しようとする場合に、原則年1回、2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。申請書の添付書類は規則第58条の3によるものとし、承認にあたっては公正取引委員会の特別認可を受けて

いるかなども勘定して判断するものとする。

Ⅲ-2-11 保険相互会社における社員配当規制の適用免除

法第58条第5項に基づく社員配当規制の適用免除の認可申請に関し、申請会社が経営環境の変化に対応するため資本基盤の充実に努める必要があると認められるときは、同条第4項が規定する「その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合」に該当するため、認可するものとする。

Ⅲ - 2 - 1 2 責任準備金対応債券

規則第59条に規定する別紙様式第12号及び第12号の2(第11有価証券等に関する書面)又は規則第143条に規定する別紙様式第15号及び第15号の2(第7有価証券等に関する書面)に掲げる責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』(平成12年11月16日)に従ったものであるか。

Ⅲ-2-13 保険主要株主

保険主要株主に対しては、法第271条の12の規定に基づき当該主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料(資金調達の状況を含む。)(ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料)及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険会社との取引関係(保険契約、借入等)を記載した書類の提出を求めるものとする。

□-2-14 産業活力再生特別措置法に関する金融機関の留意事項 産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業 再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)、共同事業再編 に関する計画(以下「共同事業再編計画」という。)、経営資源再活用に 関する計画(以下「経営資源再活用計画」という。)及び事業革新設備 の導入に関する計画(以下「事業革新設備導入計画」という。)の記載 事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に 留意するものとする。

Ⅲ-2-14-1 産活法第2条第2項第1号及び産活法の施行に係る指針(以下「施行指針」という。)第3条の事業の構造の変更の定義

施行指針第3条の「株式の払込みにより資本の額を3%以上増加させること」は、相互会社においては、例えば、基金の拠出により基金と基金償却積立金の合計額を3%以上増加させることをいう。

Ⅲ-2-14-2 産活法第2条第2項第2号及び施行指針第6条、第8条、第9条の事業革新の定義

(1)生命保険会社

- ① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべて の事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな 役務の年換算保険料がすべての事業の年換算保険料の1%以上 となる場合をいう。
- ② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が 5%以上低減される場合」は、例えば、年換算保険料の1単位当 たりの事業費が5%以上低減される場合をいう。
- ③ 施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の年換算保険料の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の年換算保険料の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。
- (注) なお、年換算保険料を算出できない場合は、保険料等収入を用いることとする(以下、 $\Pi-2-14-3$ (1)、 $\Pi-2-14-5$ (1)、 $\Pi-2-14-6$ (1)、 $\Pi-2-14-7$ において同じ)。

(2) 損害保険会社

- ① 施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額がすべての事業の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の1%以上となる場合をいう。
- ② 施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が 5%以上低減される場合」は、例えば、正味収入保険料と収入積 立保険料の合計額の1単位当たりの経費(損害調査費、諸手数料

及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の 合計額)が5%以上低減される場合をいう。

③ 施行指針第9条の「事業再構築期間中の当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合をいう。

Ⅲ-2-14-3 産活法第3条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。) 二. ロ. の事業再構築の認定の基準

(1)生命保険会社

- ① 基本指針二. 口. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期 純利益率一事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≧2」は、 例えば、相互会社においては、当期剰余の額を資本の部の合計額 で除したものを百分率で表した値が2以上上昇する場合、株式会 社においては、自己資本当期利益率(当期利益の額を自己資本の 額で除したものを百分率で表した値)が2以上上昇する場合をい う。
- ② 基本指針二. ロ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)×100≥ 105」は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。
- ③ 基本指針二. ロ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)×100≥106」は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(基礎利益、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

(2) 損害保険会社

① 基本指針二.口.1.①の「事業再構築終了後の自己資本当期 純利益率一事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥2」は、 例えば、自己資本当期利益率(当期利益の額を自己資本の額で除 したものを百分率で表した値)が2以上上昇する場合をいう。

- ② 基本指針二. ロ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率) × 1 0 0 ≥ 1 0 5 」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値が 5 %以上上昇する場合をいう。
- ③ 基本指針二. ロ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)×100≥106」は、例えば、従業員1人あたり付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

Ⅲ-2-14-4 産活法第2条の2第2項第2号及び基本指針一.ハ. 2.③の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義

(1) 生命保険会社

- ① 基本指針一. ハ. 2. ③ (イ)の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。
- ② 基本指針一. ハ. 2. ③ (ロ)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

(2) 損害保険会社

- ① 基本指針一. ハ. 2. ③ (イ)の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。
- ② 基本指針一. ハ. 2. ③ (ロ)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

Ⅲ-2-14-5 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.口. の過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項の定義

(1)生命保険会社

基本指針三.ロ.3.の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。

(2) 損害保険会社

基本指針三. ロ. 3. の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。

Ⅲ-2-14-6 産活法第2条の2第2項第3号及び基本指針三.ハ.の共同事業再編の認定の基準

(1)生命保険会社

- ① 基本指針三.ハ.1.の「営業利益」は、例えば、基礎利益を 指す。
- ② 基本指針三. ハ. 2. ①については、Ⅲ-2-14-3 (1) ②を準用する。

(2) 損害保険会社

- ① 基本指針三.ハ.1.の「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。
- ② 基本指針三. ハ. 2. ①については、Ⅲ-2-14-3 (2) ②を準用する。

Ⅲ-2-14-7 産活法第2条の2第2項第4号及び基本指針四.口. の経営資源再活用の認定の基準

基本指針四. 口. 1.、2. 及び3. については、それぞれ Π -2-14-6(1)①、(2)①、 Π -2-14-3(1)②、(2)②及び Π -2-14-3(1)③、(2)③を準用する。

Ⅲ-2-15 付随業務の取扱い

(1) 商品投資に係る業務(商品ファンド)の取扱い

保険会社が「商品投資に係る事業の規制に関する法律」(平成3年法律第66号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法等に定められている投資家保護等のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(2) 抵当証券業務の取扱い

保険会社が「抵当証券業の規制等に関する法律」(昭和62年法律第114号)により適用除外を受ける者とされている趣旨に鑑み、同法に定められている購入者保護のための規制に沿った業務運営が確保されているか。

(3) その他付随業務の取扱い

当該業務が、法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点に考慮した取扱いとなっているか。

- ① 当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に 準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して 過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性 が認められるか。
- ④ 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活 用に資するか。

Ⅲ-2-16 基金の再募集

基金の償却に関する事項に係る定款変更認可(法第126条第2号)及び基金の総額の増額の届出(法第127条第4号)、定款変更の届出(同条第5号)の受理に当たっては、以下の点に留意する。また、基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期(複数の時期を定めることを含む。)に基金募集を行う場合、当該基金の募集が社員の権利保護の観点等、法の趣旨を踏まえたものであるかどうか、特に留意する。なお、保険相互会社の取締役には、基金募集の業務を行う者として、基金拠出契約の締結等に当たり、会社に対する善管注意義務・忠実義務、損害賠償責任等に関する保険業法又は商法の規定の適用又は準用があることにも留意する。

- (1)定款に記載した基金の総額の増額(募集の時期ごとに区分した額)、 募集の時期(例えば3ヶ月程度の範囲で特定された時期)、基金利息 の水準及び基金償却の方法等、基金の再募集の条件等について、総代 会において十分な説明が行われた上で、総代会の意思決定が行われた ものであるか。
- (2)基金の再募集の条件について、当該基金の償却及び基金利息の支

払いが、法第55条第1項及び第2項の制限を満たさないおそれがある等、社員の権利保護に欠けるおそれがあるものとなっていないか。

- (3)総代会後、次期決算期末までに、すべての基金募集を行うこととなっているか。
- (4) やむを得ない事情により、定款に定める基金の総額の増加額の全額を募集しない場合であっても、次期総代会において、改めて当該定款の規定に関する決議を要することとなっているか。
- (5)基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期(複数の時期を定めることを含む。)に基金募集を行う場合には、当該基金募集のそれぞれが法第127条第4号に該当するため当局への届出が必要となるが、その際、当該基金募集の条件等が、上記(1)及び(2)の各要件を満たしたものであるか。

Ⅲ-2-17 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ-2-17-1 重要性の原則の適用

- (1)連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、 証券取引法に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づ いて作成する保険会社の連結財務諸表(法第110条第2項、規則第 59条第3項)、保険持株会社の連結財務諸表(法第271条の8第 1項、規則第210条の10第1項)も対象となることに留意する。 (注)連結して記載する説明書類については規則上明定されている (規則第59条の3第1項第1号及び第210条の10の2第1 項第1号イ)。
- (2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第2項及び第10条第2項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第52号『連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い』(平成5年7月21日付)に従っているか。

また、重要性の判断に当たっては、保険会社グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

Ⅲ-2-17-2 記載項目についての留意事項

(1)一般的な留意事項

- 各記載項目については、本監督指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、 適切かつわかりやすい表示がなされているか。
- 各記載項目について自社において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。
- (注)連結して記載する説明書類の記載事項のうち、平成9年度以前 に係るものについて、当該保険会社が連結財務諸表を作成してい ない場合には、その旨を記載することに留意する。
- ・ 施行規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。

(2) 個別の記載項目についての留意事項

- 「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。
- ・ 「主要な業務の内容」には、保険の引受け及び資産の運用、業務 の代理・事務の代行業務、国債等の窓口販売業務等の区分ごとにそ の内容が記載されているか。
- ・ 「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、 資産運用、損益の状況等についての概括的な説明、自社が対処すべ き課題等について説明されているか。
- ・ 「保有契約高」については、個人保険、個人年金保険及び団体保 険の合計額について記載し、このほか団体年金保険保有契約高につ いて記載されているか。
- ・ 「資産運用に関する指標(別表)」については、特別勘定以外の 勘定について記載する。
- ・ 「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・資産負債の総合的な管理体制等の リスク管理体制等について記載されているか。
- 「法令遵守の体制」には、法令遵守(コンプライアンス)に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。
- 「保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、保険会社グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分かりやすい説明がなされるとともに、その状況が

事業系統図によって示されているか。

・ 「保険会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。

Ⅲ-2-17-3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示

(1)連結ベースのリスク管理債権額については、連結貸借対照表に基づき保険会社及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。

(2) 開示区分

① 破綻先債権

規則第59条の2第1項第5号口(1)の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金」については、昭和44年10月8日付国税庁長官通達「保険会社の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。

② 延滞債権

- ・ 規則第59条の2第1項第5号口(2)の「債務者の経営再建又は 支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」について は、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸付金」をさすも のとする。
- ・ 「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金 利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未 収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」と して開示対象債権に含まれることに留意する。

③ 貸付条件緩和債権

i)規則第59条の2第1項第5号口(4)の「債務者に有利となる 取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決に よるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的 な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。

- イ. 金利減免債権:約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利(以下「基準金利」という。)を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金。
- 口、金利支払猶予債権:金利の支払を猶予した貸付金。
- ハ.経営支援先に対する債権:債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金。
- 二.元本返済猶予債権:約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金。
- ホ. 一部債権放棄を実施した債権:私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残債。
- へ. 代物弁済を受けた債権:債務の一部弁済として、不動産や売 掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金(担保権 の行使による引き渡しを含む)の残債
- ト. 債務者の株式を受け入れた債権:債務の一部弁済として、債 務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の 約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合 は除く。
- (注)上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。
 - a. 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること
 - b. 個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること
 - ii)過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として 金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株 式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、当該債務者

の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には 該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注1) 抜本的な(注2) 経営再建計画 (注3) に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場 (注4) には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権 は該当しないものと判断して差し支えない。

(注1)「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

- a. 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
- b. 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
- c. 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳 しいものとなっていること
- (注2)「抜本的な」とは、以下の要件をいずれも満たす計画であることをいう。
 - a. 概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること
 - b. 保険会社ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合 的な採算を勘案すると、当該貸付金に対して基準金利が適用され る場合と同等の利回りが確保されていると見込まれること
- (注3)株式会社産業再生機構が買取りを決定(株式会社産業再生機構法第25条第1項)した債権に係る債務者についての事業再生計画(同法第22条第2項)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。
- (注4) 既存の計画に基づく経営再建が(注1)及び(注2)の要件を すべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営 再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている 場合」と同様とする。

なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初すべて

満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

(3)債務者区分に基づいて区分された債権の額として開示対象となる 債権

規則第59条の2第1項第5号二本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものをさすこととする。

- ① 未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息
- ② 仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金

Ⅲ-2-17-4 説明書類の縦覧場所等について

保険会社が説明書類を公衆の縦覧に供する「営業所又は事務所」については、各社により組織上の呼称は異なるが、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

- (1)保険会社の職員及び営業職員が保険契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、保険会社の営業上の組織とされている店舗等をいうものとする。例えば、生命保険会社における支社、支部、損害保険会社における支社、事務所は含まれることに留意する。
- (注) コンピューターセンター、福利厚生施設等は含まない。
- (2)公衆の縦覧に供する時間については、当該縦覧場所における営業 時間として差し支えない。
- (3) 縦覧場所の組織上の性質から、例えば職員等が当該場所に不在になる場合においては、縦覧が可能な時間帯を表示する等の措置が講じられているか。
- (4)居住の用に供している場所と異なる場所において保険契約者等に 応接できるスペースを有する主要な代理店においても、保険会社の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するなど、営業所又は事務所と同程度の開示がなされるよう指導が行われているか。
- (注)「主要な代理店」について、その範囲及び取扱いに関する社内規

定を設けるなどの措置が講じられているか。

Ⅲ - 2 - 1 7 - 5 説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項

保険会社が、説明書類に関して簡易な補助資料(パンフレット等)を 作成する場合には、当該補助資料の内容について、一部の指標を取り出 すこと等によって全体が優良であるかのように表示することのないよ う配慮されたものとなっているか。

Ⅲ-2-18 不祥事件への対応

Ⅲ-2-18-1 不祥事件の届出の受理等

規則第85条第1項第17号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっての留意事項等は次のとおりとする。

- (1) 保険会社又は法第2条第12項に規定する子会社(生命保険会社の子会社である損害保険会社及び生命保険会社並びに損害保険会社の子会社である生命保険会社及び損害保険会社を除く。以下「保険会社等」という。)若しくは保険会社等の役員又は使用人(生命保険募集人若しくは損害保険代理店又はその使用人として登録又は届出されている者を除く。)が規則第85条第5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等の社長から金融庁長官宛の届出書を保険課が受理する。
- (2) 生命保険募集人若しくは役員又は使用人若しくは損害保険代理店 又はその使用人として登録又は届出されている者が、規則第85条第 5項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、これらの者を管 理する保険会社等の支社、支店等(以下「当該支社等」という。)の 長から金融庁長官宛の届出書を当該支社等を管轄する財務局等が受 理する。
- (3) 上記(2)に関する届出書を受理した財務局等は、当該届出の内容及び受理件数について1か月分を取りまとめのうえ、翌月10日までに保険課宛て報告することとする。
- (4) 規則第166条第1項第7号及び同第192条第1項第6号に基づく届出書は、上記(1)及び(2)に準じた取扱いとする。

(5) 上記に係る届出書を受理する際は、当該保険会社等において、事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法により事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。

Ⅲ-2-19 ソルベンシー・マージン比率の計算

ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成8年大蔵省告示第50号。以下、Ⅲ-2-19において「告示」という。)の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ-2-19-1 届出書の記載内容のチェック

規則第85条第1項第12号(又は同第166条第1項第5号)に規定する劣後特約付金銭消費貸借(以下「劣後ローン」という。)による借入れ及び劣後特約付社債(以下「劣後債」という。)の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

- (1) 少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、 劣後債権者の支払いの請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全 額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効 力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、 結果的に上位債権者を優先させる契約内容である旨の記載がある か。
- (2)上位債権者に不利となる変更、劣後特約に反する支払いを無効と する契約内容である旨の記載があるか。
- (3)債務者の任意(オプション)による償還については、当局の事前 承認が必要であるとする契約内容である旨の記載があるか。

Ⅲ-2-19-2 資本の安定性・適格性等のチェック

- (1)告示第1条第7項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。
 - ① 契約時から5年を経過する日までの期間において、ステップ・

アップ金利を上乗せしていないこと。

- ②『「150ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。
- ③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における 当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との 値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記② の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。
- (注)但し、平成10年6月9日以降に発行、借入れ又は契約更改が 行われたものについてチェックすることとする。
- (2) 資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないか。

Ⅲ-2-19-3 「意図的な保有」控除のためのチェック

告示第1条の2においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社の株式その他の資本調達手段を保有している」場合(以下「意図的な保有」という。)と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。

(1) 生命保険会社

- ① 平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社が借手となる 劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平 成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後 ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、又は平 成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行 子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しく は劣後債の引受けを行っている場合
 - ※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、 すべて「意図的な保有」に該当する。
- ② 平成11年4月1日以降、我が国の生命保険会社の株式その他

の資本調達手段 (劣後ローン及び劣後債を除く。)を、平成12年2月4日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段(劣後ローン及び劣後債を除く。)を、又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段(劣後ローン及び劣後債を除く。)を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式 その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には 該当しない。

(2)損害保険会社

- ① 平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社が借手となる 劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平 成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後 ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、又は平 成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行 子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しく は劣後債の引受けを行っている場合
 - ※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、 すべて「意図的な保有」に該当する。
- ② 平成11年4月1日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段 (劣後ローン及び劣後債を除く。)を、平成12年2月4日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段(劣後ローン及び劣後債を除く。)を、又は平成13年3月31日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段(劣後ローン及び劣後債を除く。)を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合
 - ※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式 その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には 該当しない。

(注)(1)及び(2)について、「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックについても、保険会社にあっては、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について、銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の資本調達手段にあっては、平成13年3月31日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について行うものとする。

Ⅲ-2-19-4 ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック

- (1)資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。
- (2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手保険会社のソルベンシー・マージン総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。
- (3)告示第1条第3項第5号における「これに準ずるものの額」とは、 基金の償却に充てることを目的として資本の部に計上される任意 積立金の額(その決算期に積み立てる額を含む。)を指すこととす るが、これに該当しているか。
- (4)告示第2条第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っていると認められる場合における当該行っている取引」について、 適正な控除が行われているか。
- (注)例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合(以下、カバー率という。)が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ-2-19-5 期限前償還等の届出受理に際してのチェック 規則第85条第1項第13号(又は同第166条第1項第6号)に規 定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還にかかる 届出又は規則第85条第1項第16号若しくは第17号に規定する自己の株式の消却にかかる届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式消却後のソルベンシー・マージン比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

Ⅲ-2-19-6 変額年金保険等の最低保証リスクについて

保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金皿の積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があるが、その際、以下の点に留意するものとする。

(1)標準的方式

告示第2条第3項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において標準的方式(保険料積立金と合わせて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるもの)を使用する場合に、平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

(2)代替的方式

告示第2条第3項の規定により、最低保証リスク相当額の評価に おいて代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

- ① 通常の予測を超えるリスクに対応するものとして、「Ⅱ-2-1-3-1保険料積立金の積立(2)②から⑥」に留意し、保険料積立金と合わせて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるものとなっているか。
- ② 平成17年3月31日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。
- ③ 代替的方式を使用してソルベンシー・マージン基準上の最低保証リスク相当額を算出する旨を、金融庁長官宛に届出する場合は、告示別表第6-2 II 2 に定める①から③の基準を満たすことを説明する書類を添付することとしているか。また、代替的方式の使用の中断又はリスク計測モデルに重大な変更を加える場合におい

ても、その概要及び中断・変更を加えることの適切性を説明する 書類を添付することとしているか。

(3) ヘッジ・再保険の取扱い

- ① ヘッジによるリスク減殺の取扱いが、告示別表第6-2 II 3 に 定めるところにより取扱われているか。
- ② 再保険を付している場合の最低保証リスクについては、出再に より移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。

Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ-3-1 行政指導等を行う際の留意点

保険会社に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。)を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1)一般原則(行政手続法第32条)

① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、 相手方の理解を得ているか。
- ロ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
 - ・行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する 社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
 - ・行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合

に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するもの ではない。

(2) 申請に関連する行政指導(行政手続法第33条)

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ・申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ・申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・ 応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ず しもいえないことに留意する。
- ・例えば、以下の点に留意する。
 - イ. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の 権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
 - ロ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する 審査・応答を留保していないか。
 - ハ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政 指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3)許認可等の権限に関連する行政指導(行政手続法第34条)

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使 することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわら ず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行 政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為または不作為を求めていないか。
- ロ. 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、 相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。
- (4) 行政指導の方式(行政手続法第35条)

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- イ. 相手方に対して求める作為または不作為の内容を明確にしているか。
- ロ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるか を示しているか。
- ハ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠 条項を示しているか。
- 二. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。
- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並び に責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の 支障がない限り、原則としてこれを交付しているか(但し、行政 手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。)。
 - ・書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
 - ・書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、 書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により 行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及 び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支 障を生じさせる場合をいう。
 - ・単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要が ある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場 合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅲ-3-2 面談等を行う際の留意点

職員が、保険会社の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。)を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ・面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な 態度で臨んでいるか。
- ・面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ・面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び

相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

- ・面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応 じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象と なる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ・面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に 応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告して いるか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を 行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ-3-3 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政 指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連 絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅲ-4 意見交換制度

Ⅲ-4-1 意義

不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。)が 行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続と は別に、保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人(以 下、保険会社等という。)からの求めに応じ、監督当局と保険会社等と の間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処 分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図るこ とが有益である。

Ⅲ-4-2 監督手法・対応

保険会社にあっては法第128条、生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人にあっては法第305条に基づく報告徴求にかかるヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した保険会社等から、監督当局の幹部(注1)と当該保険会社等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注2)であって、監督当局が当該保険会社等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見

交換の機会を設けることとする。

- (注1) 監督当局の幹部の例:金融庁・財務局の担当課室長
- (注2)保険会社等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が、 当該不利益処分の原因となる事実についての法第128条又は法 第305条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は 弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅳ 保険商品審査上の留意点等

保険会社から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の 創設もしくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合の審査 に当たっては、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変 化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、法第5条第1項 第3号及び第4号並びに規則第11条及び第12条に基づき審査を行うことと し、特に以下の点に留意することとする。

Ⅳ-1 共通事項

第一分野、第二分野、第三分野の商品審査に係る共通事項として、特に 以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ-1-1 保障又は補償の内容

- (1) 保障又は補償(以下「保障等」という。)の内容が法第3条第4項 から第6項に適合しているか。
- (2) 保障等の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合しているか。
- (3) 適正な死亡率や発生率が組み込まれているか、補償の内容が偶然性 及び損害のてん補性を有しているかなど、保険性の有無にかかる検討 が十分行われているか。
- (4) 支払事由に比して極端に高額な保険金が支払われるものや免責事 由が極端に少ないもの、あるいは実損額を上回る保険金が支払われる ものなどについては、射倖性が高いものとなっていたり、モラルハザードが生じやすいものとなっていないか、検討が十分に行われている か。
- (5) 支払事由が明確なものとなっているか。

Ⅳ-1-2 事業を行う地域

保険商品の販売地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いとなっていないか。

Ⅳ-1-3 商品名称(普通保険約款又は特約の名称)

商品名称から想起される権利義務その他の内容が、保険契約者等に誤解 させるおそれのあるものとなっていないか。

Ⅳ-1-4 危険選択

(1) 被保険者の健康状態等に係る身体的危険及び被保険者の職業等に

係る環境的危険を適切に選択する方策を講じているか。

- (2) モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。
- (3) 無選択型商品については、逆選択の混入を避けるため、保障等の内容や保険金額の水準など商品内容に適切な対応が図られたものとなっているか。

無選択型商品…健康状態や職業などの告知や医師による診査なく加入できる保険商品

Ⅳ-1-5 告知項目

保険契約者又は被保険者に求める告知項目は、保険会社が危険選択を行う上で必要なものに限定されているか。また、「趣味」など判断基準があいまいな用語は適当でないことに留意するものとする。

Ⅳ-1-6 免責事由

免責事由については、公序良俗に反するものや会社の経営に影響を及ぼ すような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題の ない内容や明確な内容となっているか。

Ⅳ-1-7 告知義務違反に基づく契約解除期間

告知義務違反に基づく契約解除期間が、保険契約者等の保護の観点から、 不当に長期間のものとなっていないか。

Ⅳ-1-8 保険金額・保険期間・契約年齢範囲

- (1) 保険金額・保険期間・契約年齢範囲が、公序良俗の観点から問題のない設定となっているか。
- (2) 保険金額又は損害をてん補する割合、免責金額の設定については、 モラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されている か。

Ⅳ-1-9 保険契約者等(顧客を含む。)への説明事項

低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

マーケット・ヴァリュー・アジャストメント…契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動額を解約返戻金に反映させる仕組み

Ⅳ-1-10 解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、保険契約者等に明瞭に開示するため、保険証券 等に表示するか、又は、解約返戻金例表等を約款に掲載するなどの措置が 講じられているか。

Ⅳ-1-11 保険約款の規定による貸付に関する事項

契約者貸付制度を備えた保険商品については、契約者貸付限度額が、解約返戻金額に対して妥当な金額になるものとなっているか。また、保険期間満了前の一定期間は新規貸付を行わないなどの方策により、いわゆるオーバーローンを防止するための適切な措置が講じられているか。

Ⅳ-1-12 ステップアップ払込方式

保険料額を上昇させる度合いについては、給付水準との関係で、契約当初の低い保険料水準であっても、責任準備金が負値とならないように設定されているか。

ステップアップ払込方式・・・契約当初の一定期間(例えば10年、15年)に払い込む保険料を少なくし、その後の期間は契約当初より増額した保険料(例えば1.3倍、1.5倍)を払い込むように、保険料を段階的に設定する方式

Ⅳ-1-13 インターネットによる商品販売の取扱い

規則第11条第2号の2の規定に基づき審査を行う場合にあっては、以下の点に留意することとする。

- (1) 確実な方法で申込者が契約手続を行う正当な当事者であることの確認の措置が講じられているか。なお、被保険者の身体の状況の確認については、被保険者の身体の状況にかかる告知、診査又は同意が必要な場合に行うものとする。
- (2) 契約申込み情報その他契約に関する情報の不備及び変質(以下この(2)において「不備等」という。)を防止するための措置並びに不備等が発生した場合にあっても、これが保険契約者等の保護に欠けることとならないようにするための措置が講じられているか。
- (3) 同号に規定する手続の使用が契約又は保険契約者等に係る情報の漏出を招くことのないようにするための防護の措置が講じられているか。
- (4) 申込者が確実な方法で契約の申込みその他の契約関係の手続の内

容、契約内容及び重要事項を確認し、かつ、保存できるようにするため の措置が講じられているか。

(5) 当該手続を使用することが契約に関し申込者の保険会社との間の 爾後の行為に対する制約とならないようにするための措置が講じられ ているか。

Ⅳ-1-14 特別勘定又は積立勘定を設ける商品

経営方針に基づいた明確かつ具体的な資産運用に関する戦略目標に従い、 資産運用全体のリスクを管理する体制が整備されているか。資産運用全体 のリスクを管理する部門を、運用部門及び収益管理部門から独立させるこ となどにより、相互牽制機能が確保されているか。また、取締役会と資産 運用リスク管理部門の権限及び責任について明確にされているか。

Ⅳ-1-15 団体保険又は団体契約の取扱い

団体保険又は団体契約については、以下の点に留意して審査することとする。

- (1) 団体及び被保険団体の範囲が、明確に定められているか。
- (2)被保険団体の区分(全員加入団体、任意加入団体)及び団体の区分(第 I 種から第 IV 種等)に応じて、例えば一契約の最低被保険者数及び最高保険金額倍数が明確に定められているか。
- (3)職域を基礎とする団体保険又は団体契約において、退職者及び 退職者の配偶者等(以下本項において「退職者等」という。)を 引き続き被保険団体に含める場合は、以下の点を満たしているか。
 - ① 団体が、退職者等に係る異動状況の把握及び保険料の収納管理を 適切に行うための事務処理能力を有していること。
 - ② 退職者等を被保険団体に含めること及び、これに伴って将来的に想定される退職者等の占める割合が上昇することによる影響を踏まえ、保険引受リスクに見合った保険料又は配当方式等の設定となっていること。

Ⅳ-1-16 団体扱・集団扱の取扱い

多数の保険契約の保険料を、団体・集団が収納し一括して保険会社に 支払う契約については、以下の点に留意して審査することとする。

(1) 取扱いの対象とする保険契約者の範囲が、合理的かつ妥当なものとなっているか。

- (2) 団体扱・集団扱を導入している保険種目で制度の整合性が確保されているか。
- (3) 団体扱・集団扱に係る割増引の新設(改定を含む。)について、 以下の点を考慮しているか。
- ① 損害率に応じた割増引においては、「IV-5-5各種割増引制度 等(2)」を準用する。
- ② 引受件数の増加に伴う社費削減効果による割引において、当該団体または集団以外の引受件数を含めて割引率の算出が行われていないか。
- IV-1-17 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認 他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行うことが明確にされているか。
 - (1)個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者 以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合 は、被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認。
 - (2)企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保 険者とする保険契約(被保険者となることに同意しなかった者を除 く保険契約をいう。)のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を 除く保険契約で、上記(1)によることが困難な場合は、以下のい ずれかを提出させることによる確認。
 - ① (イ)保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、及び(ロ)被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿。
 - ② (イ)保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、(ロ)保 険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約 の内容を通知した旨の確認書(保険契約者となるべき者及び被保 険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限 る。)及び(ハ)被保険者となることに同意しなかった者の名簿。
 - ③ (イ)企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、(ロ)災害補償規定等が労働基準法第89条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第106条第1項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認書(保険契約者となるべき者の署名又は記名押印のあるものに限る。)、並びに、(ハ)被保険者となることを同意しなかった者の名簿。

- (3) 全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認。
 - ① (イ)保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及び(ロ)被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿。
 - ② (イ)保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、(ロ)保 険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約 の内容を通知した旨の確認書(保険契約者となるべき者及び被保 険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限 る。)、及び(ハ)被保険者となることに同意しなかった者の名簿。
- (4)全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯した保険契約の場合は、被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名押印することによる確認、又は上記(3)-①による確認。

Ⅳ-2 第一分野

第一分野の商品審査に当たっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ-2-1 逓増定期保険

- (1) 逓増定期保険については、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる、例えば、財テク等を主たる目的とする商品内容となっていないか。
- (2) 各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。

Ⅳ-2-2 逓減定期保険

逓減定期保険については、責任準備金の負値が発生していないか。なお、 責任準備金の計算上、負値となる契約が生じ、当該契約に係る責任準備金 をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確保に関する十分 な検討がなされているかに留意する必要がある。

Ⅳ-2-3 年金商品

年金商品については、保険契約者等の保護の観点から、トンチン性が極度に高くなっていないか。

Ⅳ-2-4 任意加入制団体定期保険

- (1) 最低被保険者数・加入率(被保険者数/有資格者数)について、安定的かつ良好な制度運営となるような設定となっているか。
- (2) 実質的な保険料が、保険引受リスクに見合ったものとなるような商品設計または配当方式となっているか。

Ⅳ-3 第二分野

第二分野の商品審査に当たっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ-3-1 総付保台数10台以上の自動車保険契約

規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車 保険契約について、次に掲げる要件を満たすものとなっているか。

- ① 保険契約者が所有する自動車(保険契約者が所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、自動車を有償で貸し渡すことを業とする者(以下IV-3-1およびIV-3-2において「リース業者」という。)から1年以上を期間とする貸借契約(保険契約者が所有していた自動車をリース業者に譲渡した後、当該保険契約者が当該自動車を所有していた期間と当該貸借契約の期間との通算期間が1年以上となる貸借契約を含む。以下このIV-3-1において同じ。)に基づき有償で借り受けている自動車及び国(外国の政府を含む。)又は地方公共団体(保険契約者が公益法人である場合には、地方公共団体以外の公共団体を含む。)から無償で貸与を受けている自動車を含む。)を対象とする保険契約であること。
- ② 保険契約のうち、自動車の車両損害を対象とする部分以外の部分にあっては、保険契約者が使用する自動車について、自らを被保険者として締結する保険契約(リース業者が、1年以上を期間とする貸借契約に基づき有償で貸し渡す自動車について使用者である借受人を被保険者として締結する保険契約を含む。)であること。
- ③ 対象とする自動車(①及び②の要件を満たす他の保険契約に係る自動車を含む。)のうち、保険料に適用する割引又は割増の更新の基準となる日(以下この③において「料率審査日」という。)を

同一とし、かつ、保険責任の開始日から満了日までの期間(以下この③において「責任期間」という。)を1年以上(料率審査日を保険期間の末日とし、責任期間が1年未満となる場合及び全車両一括付保特約(保険契約者が所有し、かつ、使用している全ての自動車を一括して保険契約の対象とする特約をいう。)に係る保険契約において責任期間を1年未満とする場合を含む。)とする自動車の合計台数が10台以上である保険契約であること。

Ⅳ-3-2 販売用等自動車保険契約

規則第83条第3号ヲ(2)に規定する自動車として届け出る自動車は、以下のものとなっているか。

- ① 自動車製造業者、自動車販売業者、ボディ架装業者その他これらに準ずる事業者が販売、試験使用若しくはボディ架装のために輸送若しくは管理する自動車又は自動車陸送業者、オートオークション業者その他これらに準ずる事業者が陸送の依頼を受けて輸送若しくは管理する自動車
- ② リース業者、金融業者又は自動車解体業者その他これらに準ずる事業者である保険契約者が所有する自動車(保険契約者が自動車解体業者である場合は解体のため受託する自動車を含む。)であって、顧客から引上げ、引取り、輸送又は管理するもの
- ③ 自動車整備業者、給油業者、駐車場業者、オートオークション 業者、電装業者、洗車業者、自動車塗装業者、タイヤ交換業者、 自動車管理業者その他これらに準ずる事業者が業務として受託す る自動車

Ⅳ-3-3 特約自由方式等の取扱い

- (1)保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を 新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとす る場合には、以下の点に留意して審査することとする。
 - ① ②及び③以外の保険契約

イ 新設又は変更される特約に係る保険契約が届出の対象であ

るかどうか。

- ロ 保険契約者及び被保険者(当該保険契約の締結時において被 保険者が特定できない場合を除く。)が事業者であるかどうか。
- ハ 事業方法書に、事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の 趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載さ れているかどうか。
- 二 事業方法書に、違約金、約定の履行のための費用その他これ に準ずる費用に関する特約の新設又は変更を行う旨が記載され ていないかどうか。
- ホ 保険の持つ特性及び社会的観点から特に審査の必要が認められる医師賠償責任保険に係るものでないかどうか。
- ② 規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約
- イ ①の口から二までに該当するかどうか。
- 口 特約の新設又は変更により、保険金の支払事由を変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、対人 賠償責任保険につき担保範囲の縮小、新たな免責の設定など、 対人賠償責任保険の被害者救済機能に関して、被害者・被保険 者の不利益となる変更ができるようなものでないかどうか。
- ハ 特約の新設又は変更により、契約手続、保険金請求手続等各種手続を新設又は変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、以下の点に該当するかどうか。
 - a 契約手続に関する特約において、保険を付すべき自動車に ついての付保漏れや、付保した自動車についての保険料の徴 収漏れが生じるような変更ができるようなものでないこと。 また、事故発生時に事故車両の付保確認に支障が生じるよう な変更ができるようなものでないこと。
 - b 保険事故発生後の事故通知手続・保険金請求手続等に関する特約において、被害者・被保険者の不利益となるような変更ができるようなものでないこと。
- 二 特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を保険料及び責任準備金の算出方法書 (以下この二において「算出方法書」という。)に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理

- 上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないかどうか. なお、cにより保険料の調整を行う場合であっても、a及び bに該当する必要があることに留意する。
 - a 当該特約の内容に対応したものであること
 - b 算出方法書に記載された基準となる保険料率を変更するものでないこと。また、算出方法書に記載された計算方式と整合がとれたものであること。なお、実績損害率または複数の契約者をまとめて契約することに基づく割増引制度に関わる計算方式(対象契約者の範囲の定義を含む)が既に規定されている場合は、その変更を伴わないものであること。
 - c 当該特約を付帯する保険契約ごとに保険料の調整を行う場合は、当該保険契約についての危険度の状況、又は各種手続きを新設・変更することによる増加又は減少する費用に基づかない差別化を行うものでないこと。

なお、危険度の状況を考慮するにあたっては、規則第 12 条第 4 号に規定する危険要因に関する事項に反しない ものであることに留意する。

- ホ 特約の新設又は変更は、その新設又は変更後の保険契約の内容が、IV-3-1 に掲げる要件を満たす範囲内で行われるものであるかどうか。
- ③ 規則第83条第3号ヲに規定する販売用等自動車保険契約 イ ①のハ及びニに該当するかどうか。
 - ロ ②の口から二までに該当するかどうか。
 - ハ 同号ヲ(2)に規定する自動車についての特約の新設又は変更は、IV-3-2に基づき届け出た自動車以外の自動車を対象とするものではないかどうか。
- (2)保険会社が主として外国又は国際間における事業活動に伴い生ずることのある損害に係るものについて、当該事業活動が行われる地域等における取引慣行に応じ(1)の基準に適合した特約を新設しようとする場合(事業方法書に、外国又は国際間における取引慣行との整合を図る範囲において、特約の新設を行うことがある旨、

また、この場合には、当該特約の新設に代えて、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書を作ることがある旨が記載されている場合に限る。)には、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書(当該契約書を他の言語に翻訳したものを含む。)を作成し、これに基づき保険契約を締結することができることとする。この場合においては、(1)の基準に適合した特約が新設されたものとみなし、届出は要しない。

(3)新設又は変更された特約又は(2)により新たに作成された契約書が事業方法書等の審査基準の遵守状況について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第131条(外国保険会社等においては、法第203条。免許特定法人においては、法第229条。)又は法第132条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅳ-3-4 事業活動損害保険等の取扱い

事業活動に伴い、事業者が被る損害をてん補する保険(規則第83条第3号イからヌまで及びワからエまでに掲げる保険、並びに自動車の管理及び運行を対象とするものを除き、人の身体に関する状態、治療及び死亡によるものを含む。)については以下の点に留意して審査する。

- (1) 人の身体に関する状態、治療及び死亡を原因として発生した費用支出(約定履行に基づくものを含む。)、期待利益の喪失を損害として担保する保険を新設、改定する場合は、規則第83条第3号テかっこ書の規定により、認可申請されているか(ただし、興行中止保険、生産物回収費用保険など人の身体に関する状態、治療及び死亡と関わりがないところで損害額が明確となっている保険、及びレジャー・サービス施設費用保険など事業者が事業活動の行われる時間及び場所で生じた傷害又は疾病による人の死亡に起因して支払う見舞金その他これに準ずる費用をてん補する保険については認可を要しないことに留意する)。
 - (2) 商品の内容が第一分野又は第三分野の商品を潜脱するものとなっていないか。
 - (3) 人の身体に関する状態、治療及び死亡を事由として直接的に当該人に保険金を支払う又は損害をてん補する傷害保険、医療保険等の保険と同様の事由により損害をてん補する保険の保険料については、傷害保険、医療保険等の料率と整合性の取れた合理的なものとなってい

るか。

- (4) 従業員等に疾病死亡が発生したことに伴い事業者が死亡した者 の遺族に葬祭見舞金、葬祭費用等の支払を行うことを損害としててん 補する保険については、損害のてん補性を確保するため、社会通念上 妥当な葬祭費用の金額の範囲内のものとなっているか。
- (5) 他人の生命の保険契約と同様のモラルリスクのおそれがある場合には、「Ⅱ-3-3-7他人の生命の保険契約について」及び「Ⅳ-1-17他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認」に留意して適切なモラルリスク排除のための措置を講じているか。

Ⅳ-3-5 約定履行費用保険の取扱い

事業活動損害保険のうち事業者が、一定の偶然な事由が生じたときに、 一定の金銭給付等の債務を履行又は免除する旨の約定を第三者との間 で締結している場合において、約定の履行によって当該事業者が被る損 害をてん補する保険については以下の点に留意して審査する。

- (1) 公序良俗に反する約定の履行によって被る損害をてん補するものとなっていないか。
- (2) 約定における権利・義務の所在が第三者において明らかであり、 保険金の支払によって事業者に不当利得が生じるものとなっていな いか。

Ⅳ-4 第三分野

第三分野の商品審査に当たっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

IV-4-1 入院・通院支払限度日数

入院(通院を含む。以下同じ。)日数に応じて給付金を支払う保険(特約)に係る1入院の支払日数限度又は通算の支払日数限度の設定については、保険数理上の合理性及びモラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか。

Ⅳ-5 保険数理

保険料及び責任準備金の算出方法書(以下「算出方法書」という。)の 審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

Ⅳ-5-1 保険料

- (1) 保険料の算出方法については、十分性や公平性等を考慮して、合理 的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 保険料については、被保険者群団間及び保険種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
- (3) 予定発生率・損害額又は予定解約率については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- (4) 予定利率については、保険種類、保険期間、保険料の払方、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。
- (5) 予定利率変動型商品の予定利率については、保険契約者等の保護の 観点から、恣意性のない合理的な見直しルールが定められているか。
- (6) 予定事業費率(事業費の割引を含む。)の設定については、保険種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当なものとなっているか。
- (7) 保障等の内容の改定に伴って、料率の改定を行っていない場合において、料率改定の必要性について十分な検証を行っているか。

Ⅳ-5-2 責任準備金

責任準備金の審査に当たっては、「Ⅱ-2-1-2積立方式」に規定する事項について、特に留意することとする。

Ⅳ-5-3 契約者価額

解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

Ⅳ-5-4 過去の損害率等による割増引の適用

疾病系(医療、がん、介護等)の定額給付型保険(特約を含む。)について、過去の損害率(支払率を含む。)による割増引を適用することができる旨を算出方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

- (1) 割増引の対象保険(特約を含む。)が、企業等の団体を保険契約者とする保険期間1年以下の疾病系の定額給付型保険(特約を含む。) であるか。
- (2) 割増引に使用する実績については、次の要件を全て満たす保険契約

- の1年以上の保険成績を確認する規定となっているか。
- イ 当該団体を対象としている契約であること
- ロ 主たる担保危険が重複する定額給付型の団体保険契約(ただし、主 たる担保危険が専ら傷害又は就業不能状態になることとなっている 保険契約は除く。)であること
- (3) (2)の保険契約の引受保険会社が他社である場合には、次の要件を全 て満たす場合に限り、引受保険会社等が作成した資料等(以下「当該 資料等」という。)により、自社の保険料率で引受を行った場合の保 険料を算出し、この保険料に基づき適用することが可能な規定となっ ているか。
 - イ 当該資料等が信頼性及び客観性を有すること
 - ロ 当該資料等の前提となっている担保条件及び当該契約の過去の実績に基づき、自社の保険料率で引受を行った場合の保険料を算出する こと
 - ハ 当該資料等の前提となっている免責期間等の担保条件が自社の保 険料率の前提となっている担保条件と異なる場合は、自社料率の算出 方法に準じて合理的な方法で修正を行うこと。

Ⅳ-5-5 各種割増引制度等

- (1) 割引の新設(改定を含む。)については、当該割引が数理的にみて 合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の 収支均衡、保険契約者間の公平性確保等に照らして問題がないもの となっているか。
 - (2) 過去の保険金支払実績に基づく割増引制度(保険料の調整を行うものを含む)については、恣意的なデータの選択を行うことなく、入手可能な実績データを合理的に勘案するものとなっているか。特に、入手可能な信頼性及び客観性の高い実績データが存在するにもかかわらず、これを使用せず、または、実績データの信頼度に応じた補正を行わないものとなっていないか。

Ⅳ-6 審査手続

商品審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。

IV-6-1 保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い 保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第24 6条第1項第12号に規定する標準処理期間として90日、また、届出 については法第125条第1項により90日とされているところである が、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努め るものとする。

特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの(IV − 6 − 2 に規定する評価表等を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可能であるものに限る。)については、原則として 6 0 日以内に審査を終えることとする。

Ⅳ-6-2 保険商品審査に当たっての手順

審査に当たっては、届出又は認可申請に際し保険会社が法令上の審査基準の各項目に沿って作成した届出内容評価表(様式・参考資料編 その他報告等様式集 IV-6-2別紙1又は別紙2)もしくは認可申請内容評価表(様式・参考資料編 その他報告等様式集 IV-6-2別紙3又は別紙4)又は概要書(様式・参考資料編 その他報告等様式集 IV-6-2別紙5~7)に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、当該評価表又は概要書(以下「評価表等」という。)を用いて迅速かつ効率的な審査を行うこととする。この場合、当該評価表が添付されていても、当該評価表等の記載が不十分で補正が必要と認められる場合、評価表等の記載内容に関し保険会社から十分な説明が得られない場合及び必要と認められる資料の添付が不十分な場合については、上記「所定の内容」を記載したことにはならないことに特に留意する必要がある。

V. 保険仲立人関係

Ⅴ-1 登録事務

保険仲立人の登録事務は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下 記の手続により行うものとする。

V-1-1 登録の申請書

- (1) 法第287条第1項第2号に規定する事務所の範囲は、保険募集 業務に係る全ての事務所とする。
- (2) 法第287条第1項第3号に規定する取り扱う保険契約の種類は、 次のいずれか又は双方とする。
 - ① 生命保険会社(外国生命保険会社等及び法第219条第4項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。以下同じ。)が保険者となる保険契約(以下「生命保険契約」という。)
 - ② 損害保険会社(外国損害保険会社等及び法第219条第5項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。以下同じ。)が保険者となる保険契約(これら以外の外国保険業者が保険者となる保険契約で、令第38条の2に規定する保険契約を含む。以下「損害保険契約」という。)
- (3) 法第287条の規定による登録の申請又は法第290条の規定による変更等の届出をしようとするときは、登録申請書及びその添付書類又は登録事項変更届出書等を、これらを提出しようとする保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長(以下「管轄財務局長等」という。)に提出するものとする。

Ⅴ-1-2 登録申請書の記載要領等

規則別紙様式第20号に規定する登録申請書の記載要領等は、下記のとおりとする。

- (1) 登録申請書の第1面の記載は次のとおりとする。
 - ① 個人の場合、氏名は申請者の自筆とする。
 - ② 法人(法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。)の場合の代表者又は管理人の氏名は、筆頭者について記載する。外国の法令に

準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)の場合は、 その日本における代表者を併記する。

- (2) 登録申請書の第2面以下の記載は次のとおりとする。
 - ① 登録年月日及び登録番号は、保険仲立人の主たる事務所の所在地 を管轄する財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局(以下「管轄 財務局等」という。)において記載する。
 - ② 「商号・名称又は氏名」欄は、個人の場合は氏名を記載し、法人 の場合は商号又は名称を記載する。外国法人の場合は、日本におけ る商号又は名称を併記する。
 - ③ 代表者が複数いる場合は、「代表者又は管理人の氏名」欄には筆頭者について記載し、その他の代表者については「代表者又は管理人」欄に記載する。保険募集に従事しない代表者であってV-1-7に規定する保険仲立人試験の合格の資格を持たない者については、その「備考」欄(筆頭者については氏名の横に「募集せず」と記載する。ただし、外国法人の場合は、「代表者又は管理人の氏名」欄には、日本における代表者を併記する。
 - ④ 「生年月日及び性別」の欄は、個人の場合は申請者の生年月日及び性別を記載し、法人の場合は「代表者又は管理人の氏名」欄に記した者の生年月日、性別を記載する。
 - ⑤ 「住所」欄は、個人の場合は申請者の住民票上の現住所を記載し、 法人の場合は商業登記簿上の本店の住所を記載する。外国法人の場合は、日本における主たる事務所の住所を併記する。
 - ⑥ 「事務所の名称及び所在地」欄は、登録申請を行う当該保険仲立 人の事務所について記載する。
 - なお、個人の場合においては、事務所の名称がない場合には、「事 務所の名称」欄の記載を省略してもさしつかえないものとする。
 - ⑦ 他に業務を行っている場合については、その主要な業務の記載を もって足りるものとする。
 - ⑧ 代表者又は管理人の中に保険募集を行う者がいない場合には、 「備考」欄に保険に係る責任者(保険仲立人試験の合格の資格を持つ 者とする。)の氏名及び肩書を記載するものとする。
- (3) 同一人は2以上の商号又は名称を使用して、2以上の登録の申請を行わないものとする。

Ⅴ-1-3 登録申請書の添付書類

規則第219条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、下記のと おりとする。

(1) 登録申請書の添付書類で必要な官公署が証明する書類は登録申請の日前3カ月以内に発行されたものとする。

(2) 能力証明書類

規則第219条第1項第1号に規定する「能力を有することを証する書面」とは、V-1-7に定めるところにより、保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力があることを証する書面の写しとする。

(3) 代替書類

規則第219条第1項第2号に規定する「これらに代わる書面」及び 同条同項第3号に規定する「これに代わる書面」とは次の書面をいう。 なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるも のを含むものとする。

① 法人の場合の定款、寄附行為若しくは商業登記簿謄本(以下「定款等」という。)に代わる書面とは、商業登記簿抄本等をいうものとする。

定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことが できる旨規定されているものとする。

定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しでさしつかえないものとする。ただし、原本と相違ないことの確認のため、申請者が署名・捺印を行うこととする。

② 個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書又は外国人登録法に基づく登録証明書等をいうものとする。

Ⅴ-1-4 添付書類の記載要領等

規則第219条に規定する登録申請書の添付書類の記載要領は、下記のとおりとする。

- (1) 誓約書(規則別紙様式第21号)について、法人の場合において代表者が複数いるときは、筆頭者が当該法人を代表してこの旨を誓約するものとする。
- (2) 法第287条第2項第2号に定める書面について、役員の氏名及び住所を記載した書面は、別添の参考様式集に添付する別紙様式(以下

「別紙様式」という。)第1号に定める役員氏名・住所一覧(以下「役員一覧」という。)とし、当該法人における役員(保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書で届け出る役員は除く。)の氏名及び住所を記載するものとする。なお、役員の氏名及び住所を記載した書面であれば、役員一覧に代えることができるものとする。

V-1-5 登録後の取扱い

- (1) 登録番号は、管轄財務局長等ごとに一連番号で付すものとする。
- (2) 法第288条第2項の規定による登録済の通知として、管轄財務局長等は、登録を行ったときは、登録済通知書(別紙様式第2号)により遅滞なく登録申請者に通知するものとする。
- (3) 登録申請者は、登録後遅滞なく保証金の供託(法第291条第3項の契約(以下「保証委託契約」という。)の締結を含む。)を行い開業するものとする。

Ⅴ-1-6 登録の拒否

- (1) 法第289条第1項第6号の著しく不適当な行為とは、顧客から 預かった保険料相当額又は保険料を流用すること、保険契約者の無知に 不当に乗ずることなど、保険契約者等の保護に欠ける行為とする。
- (2) 法第289条第1項第10号に規定する「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力」は、V-1-7の規定に従い判定するものとする。
- (3) 管轄財務局長等は、法第289条第1項から第3項までに規定するところにより登録を拒否した場合には、遅滞なく、法第289条第4項の通知を登録拒否通知書(別紙様式第3号)により行うものとする。

Ⅴ-1-7 適正な保険募集体制の確立

法第289条第1項第10号に規定する「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力」は、登録申請者が法人の場合にあっては、募集に従事する全ての役員及び使用人、登録申請者が個人の場合にあっては、当該個人及び募集に従事する全ての使用人のそれぞれが、取り扱う保険種類に応じて、保険募集に関する法令、保険契約に関する知識及び

保険募集の業務遂行能力等に関する試験の合否等により、判断するもの とする。

Ⅴ-1-8 変更の届出

法第290条第1項に規定する変更の届出の取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 変更の届出は、V-1-1~5に準じて取り扱うものとする。
- (2) 住所又は事務所の所在地の呼称変更

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)等に基づき、保険仲立人の住所又は事務所の所在地の呼称が変更された場合は、届出を省略してさしつかえないものとする。

(3) 法人である保険仲立人の組織変更

法人である保険仲立人が法律上の組織変更を行う場合は、規則別紙様式 第22号により作成した登録事項変更届出書で届け出ることでさしつ かえないものとする。

(4) 商号、名称又は氏名及び住所の変更の際は、個人の場合は住民票 抄本又はこれに代わる書面、法人の場合は定款等又はこれに代わる書面 を管轄財務局長等に提出するものとする。

Ⅴ-1-9 変更届出書の記載要領等

規則別紙様式第22号に規定する変更届出書の記載要領等は、下記のとおりとする。

(1) 「変更事項」は、変更に係る法第287条第1項各号に掲げる事項について記載する。

登録申請書記載事項に誤りがあった場合は、変更届出書を登録事項訂正 届出書と改め、正誤を記載して届け出る。

- (2) 「変更内容」は、各々の変更事項について、変更前及び変更後の 事項を記載する。
 - ① 住居表示に関する法律等法令により住所の呼称が変更となった 保険仲立人がその後住所の変更又は事務所所在地を変更した場合 の届出は、「変更前」の住所を登録申請書の住所又は事務所所在地 とし、「変更後」の住所は変更後の住所又は事務所所在地とする。

- ② 代表者又は管理人の変更(法人の場合)
 - イ 新たな代表者又は管理人の生年月日、性別を「変更後」欄に付 記する。
 - ロ 筆頭者の変更については、「変更事項」欄に「筆頭者」と記載 する。
 - ハ 筆頭者以外の変更については、「変更事項」欄に「筆頭者以外」 と記載する。

この場合、変更後の内容に基づき代表者又は管理人別表(別紙様式第4号)を作成し、変更届出書に添付するものとする。

- ニ 募集従事の有無の変更も届出の対象とする。
- ③ 他に業務を行っている場合でその業務の種類の変更は、変更を行った業務の種類のみを記載する。
- (3) 財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局の管轄区域を越えて保険仲立人の住所(主たる事務所の所在地)を変更する変更届出書には、現に受けている V 1 5(2)の「登録済通知書」の写しを添付するものとする。

▼-1-10 廃業等の届出

規則別紙様式第23号に規定する廃業等届出書の記載要領等は、下記のとおりとする。

- (1) 「届出に係る者との関係」は、法第290条第1項第2号から第6号に定める届出者が届出を行う場合に、届出者の資格(例えば、相続人等)を記載する。
- (2) 管轄財務局長等は、廃業等届出書を受理したときは、すみやかに 法第308条第1項第2号の規定により当該保険仲立人の登録を抹消 する。
- V-1-11 保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い 法第302条に規定する役員又は使用人の届出の取扱いは、下記のと おりとする。
- (1) 法第302条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、登録を受けた保険仲立人の日本にある事務所に勤務する役員(代表権を有する役員を除く。)又は使用人をいう。ただし、同一の役員又は使用人は、複数の保険仲立人の保険募集を行う役員又は使用人を兼務しないも

のとする。

- (2) 役員又は使用人の氏名又は勤務する事務所が変更となった場合は、 届出を要するものとする。
- (3) 法第302条の適用において、保険仲立人登録と同時に届出を行う場合は登録日をもって届出日とし、登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日(届出書郵送の場合においては発送日の翌日)をもって届出日とする。

V-1-12 役員又は使用人の届出書の記載要領

規則別紙様式第25号に規定する役員又は使用人の届出書の記載要領は、下記のとおりとする。

(1) 「年月日」

保険仲立人登録と同時の場合は登録申請書の日付を記載する。登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日とし、届出書を郵送する場合は発送日の翌日とする。

(2) 「登録番号」

保険仲立人登録と同時の場合は、記載不要とする。

(3) 「住所」

法人は登記簿上の主たる事務所の所在地を、個人は現住所を記載する。

(4) 「商号、名称又は氏名」

法人は商号又は名称を「商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「氏名」欄に記載する。

(5) 「氏名」

届出事由が生じた者の氏名を記載する。

(6) 「事由発生年月日」

届出事由が「新規」の場合は登録日、「追加」の場合は財務局等届出日、「廃止」又は「改姓」の場合は事由発生日を記載する。

(7) 「事由」

該当する事由に〇印を付す。

(8) 「備考」

- ① 改姓の場合は、旧姓を記載する。
- ② 当該役員・使用人の所属事務所の名称及び取り扱うことのできる 保険契約の種類を記載する。

Ⅴ-1-13 役員又は使用人の届出書の添付書類

規則別紙様式第25号に規定する役員又は使用人の届出書の届出事由が「新規」又は「追加」に該当する場合は、規則第219条第1項第1号に規定する「能力を有することを証する書面」を添付するものとする。

Ⅴ-2 保証金

保険仲立人の保証金に係る事務は、関係法令に関する以下の解釈・ 運用及び下記の手続により行うものとする。

Ⅴ-2-1 保証金の供託等の届出

- (1) 規則第221条第1項第1号の規定により供託に係る届出を行う場合、保険仲立人は別紙様式第5号により作成した保証金供託届出書に同条第2項第1号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。
- (2) 規則第221条第1項第4号の規定により保証委託契約の締結に係る届出を行う場合、保険仲立人は別紙様式第6号により作成した保証委託契約締結届出書に同条第2項第3号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。
- (3) 規則第221条第4項、同規則第222条第3項、保険仲立人保証金規則(以下「保証金規則」という。)第12条第8項(同規則第14条第3項において準用する場合を含む。)、同規則第13条第5項及び同規則第15条第5項に規定する保管証書は、別紙様式第7号によるものとする。

V-2-2 保証金の取戻し

- (1) 法第291条第11項に規定する時期及び額の指定は、当該保険 仲立人に係る次に掲げる事項を勘案して行うものとする。
 - ① 保証金規則第12条第2項に規定する公示による権利の申出の 状況
 - ② 保険契約の締結の媒介に関して生じた債務(係争中等のものを含む。)の有無等
 - ③ 当該保険仲立人が締結の媒介を行った保険契約のうち残存する ものの状況
- (2) 法第291条第11項に規定する時期の指定は、原則として当該指定を行った日から5年(法附則第119条第1項の認可を受けた保険仲立人に係る当該時期の指定については10年)を超えない範囲内で行うこととし、法第291条第10項第3号の規定による保証金の取戻しの承認の申請については、当該指定は行わないものとする。ただし、保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人に生じた債務の弁済の確保に欠けるおそれがある場合は、この限りでない。
- (3) 保証金規則第12条第1項の規定により保証金の取戻しの申請をしようとする者は、次に掲げる書面を管轄財務局長等に提出するものとする。
 - ① 保証金規則第12条第1項に規定する別紙様式第3号により作成した承認申請書
 - ② 当該保証金の全部又は一部を取り戻すことができることを証する書面
 - ③ (1)の②及び③の状況を記載した書面
- (4) 規則第221条第1項第3号の規定による届出を行おうとするときは、保険仲立人は別紙様式第8号により作成した保証金取戻届出書に同条第2項に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。
- V-2-3 保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更 令第42条第2号の規定による保証委託契約の解除又は変更は、次の とおり取り扱うものとする。
- (1) 保証委託契約を解除し又はその内容を変更しようとする場合、保険仲立人(保証委託契約の規定に基づき保険仲立人を代理する者を含む。

下記(3) において同じ。) は別紙様式第9号により作成した保証委託契約解除(変更)承認申請書に当該契約の解除又はその内容の変更に伴い必要となるべき手当の有無を記載した書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

- (2) 管轄財務局長等は、令第42条第2号の規定による保証委託契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式第10号により作成した保2証委託契約解除承認書又は別紙様式第11号により作成した保証委託契約変更承認書を申請者に交付するものとする。
- (3) 令第42条第2号の規定による承認を受けて保証委託契約を解除し又はその内容を変更した場合、保険仲立人は別紙様式第12号により作成した保証委託契約解除(変更)届出書に規則第221条第2項第3号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

Ⅴ-2-4 保証金の保管替え等

- (1) 保証金規則第13条第1項の規定により最寄りの供託所の変更の届出を行う場合、供託者は別紙様式第13号により作成した供託所変更届出書を管轄財務局長等に提出するものとする。
- (2) 保証金規則第13条第2項の規定により供託書正本の交付を受ける場合、供託者は別紙様式第14号により作成した受領書に当該供託書正本についての保管証書を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

V-2-5 保証金に充てることができる有価証券の種類等

規則第226条第1項第4号に規定する保証金に充てることができる社債その他の債券の承認及び同条第3項において準用する同規則第132条第1項第4号に規定する当該承認を受けた社債その他の債券の価額の指定は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 規則第226条第1項第4号の規定により管轄財務局長等が承認することができる社債その他の債券は、例えば、次に掲げるものとする。
 - イ 鉄道債券
 - 口 電信電話債券
 - ハ 道路債券

- 二 首都高速道路債券
- ホ 住宅・都市整備債券
- へ 阪神高速道路債券
- ト 水資源開発債券
- チ 鉄道建設債券
- リ 船舶整備債券
- ヌ 中小企業総合事業団債券
- ル 新東京国際空港債券
- ヲ 本州四国連絡橋債券
- ワ 公営企業債券
- 力 北海道東北開発債券
- ヨ 中小企業債券
- タ 地域振興整備債券
- レ 石油債券
- ソ 雇用促進債券
- ツ 空港周辺整備債券
- ネ 住宅金融公庫債券
- ナ 電源開発債券
- ラ 関西国際空港債券
- ム 東京交通債券
- ウ 放送債券
- 中 興業債券
- ノ 新生銀行債券
- オ あおぞら債券
- ク 東京三菱銀行債券
- ヤ 商工債券
- マ農林債券
- ケ しんきん中金債券
- フ 上記に掲げるもののほか、担保附社債信託法(明治38年法律第52号)による担保附社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び商法(明治32年法律第48号)に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集(証券取引法(昭和23年法律第25号)第4条第1項本文の規定による募集)されるもの(自己の社債券及び商法による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、同法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法(平成16年法

律第75号)により破産の宣告を受け、破産終結の決定又は破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定を受け、再生計画認可の決定の確定がない会社及び会社更生法(平成14年法律第154号)による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)

- (2) 上記(1)の社債その他の債券を保証金に充てる場合の当該社債その他の債券の価額は額面金額100円につき85円として計算した額とする。
- (3) 社債その他の債券を保証金に充てて供託しようとする場合、保険仲立人は別紙様式第15号により作成した承認申請書に参考となるべき書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。
- (4) 管轄財務局長等は、上記(3) の承認をした場合には、別紙様式第 16号により作成した承認書を申請者に交付するものとする。

V-2-6 保証金の追加供託命令の通知

管轄財務局長等は、規則第225条の規定により支払委託書の写しを 当該支払委託書に係る保険仲立人に交付する場合は、別紙様式第17号 により作成した通知書に当該支払委託書の写しを添付して、交付するも のとする。

Ⅴ-3 保険仲立人賠償責任保険契約

保険仲立人賠償責任保険契約に係る事務は、関係法令に関する以下の解釈・運用及び下記の手続により行うものとする。

V-3-1 保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約による保証金の一部の代替

法第292条第1項に規定する保険仲立人賠償責任保険契約(以下 「賠責保険契約」という。)による保証金の一部の代替は、次のとおり 取り扱うものとする。

(1) 法第292条第1項に規定する保険仲立人賠償責任保険契約(以下「賠責保険契約」という。)を締結して規則第221条第1項第5号の規定により当該契約の締結に係る届出を行う場合、保険仲立人は別紙

様式第18号により作成した賠責保険契約締結届出書に同条第2項第3号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。ただし、当該届出と同時に規則第227条第1項の規定により保証金の一部の代替の承認申請をする場合においては、当該届出書の提出は要しないものとする。

- (2) 法第292条第1項による賠責保険契約による保証金の一部の代替の承認を受けようとする場合、保険仲立人は別紙様式第19号により作成した承認申請書に当該賠責保険契約による保証金の一部の代替に関する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。
- (3) 平成10年大蔵省告示第228号の内容
 - ① 平成10年大蔵省告示第228号第2条第2項柱書きに規定する「保険契約者等の保護に欠けることがないと認められるとき」とは、保険仲立人が営業を開始してしてから賠責保険契約を締結するための期間が3年を超えず、かつ、その期間を対象として先行担保特約が付されている場合をいう。
 - ② 平成10年大蔵省告示第228号第2条第2項第5号に規定する「保険契約者等に対する債務の有無等」には、次に掲げるものを含めるものとする。
 - イ 保険仲立人の不法行為による保険契約者等に対する債務
 - 口 保険仲立人の保険契約者等に対する債務に係る訴訟のうち、裁 判所において係争中のもの
 - ハ 金融庁長官及び管轄財務局長等に寄せられた苦情、事業報告書 に記載されたの苦情及び保険中立人を会員とする団体に寄せら れた苦情のすべてを含む苦情の件数、内容及び解決内容
- (4) 管轄財務局長等は、法第292条第1項による賠責保険契約による保証金の一部の代替の承認をした場合には、別紙様式第20号により作成した承認書を申請者に交付するものとする。
- (5) 法第292条第1項の規定により保険仲立人が供託しないことができる保証金の額は、令第44条第2項によるほか、当該賠責保険契約において同一の行為に起因する一定の事由による損失のてん補の限度額として定めた金額を限度とする。

Ⅴ-3-2 賠責保険契約の解除又は変更

令第44条第1項第4号の規定による賠責保険契約の解除又は変更 は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 賠責保険契約を解除し又はその内容を変更しようとする場合、保険仲立人は別紙様式第21号により作成した承認申請書に当該契約の解除又はその内容の変更に伴い必要となるべき手当の有無を記載した書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。
- (2) 管轄財務局長等は、賠責保険契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式第22号により作成した賠責保険契約解除承認書又は別紙様式第23号により作成した賠責保険契約変更承認書を申請者に交付するものとする。
- (3) 管轄財務局長等の承認を受けて賠責保険契約を解除し又はその内容を変更した場合、保険仲立人は別紙様式第24号により作成した届出書に規則第221条第2項第3号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

Ⅴ一4 他の募集人等との関係

保険仲立人と生命保険募集人又は損害保険募集人等との兼営等禁止 (法第2条第21項、法第275条第3号、法第279条第1項第7号、 同条同項第10号及び第11号、並びに法第289条第1項第7号又は 第9号)及び保険仲立人の誠実義務(法第299条)の趣旨に照らし、 保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、次に掲げる事項に特に留 意するものとする。

V − 4 − 1 他の生命保険募集人又は損害保険募集人等との関係

(1) 保険募集の委託

- ① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人が、保険会社、保険会社を代表する役員、生命保険募集人、損害保険募集人及び他の保険仲立人に対して保険募集を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価(以下「手数料等」という。)の支払いを行っていないか。
- ② 生命保険募集人及び損害保険募集人が、保険仲立人又はその保険 募集を行う役員若しくは使用人に対して保険募集を委託し、又は保 険募集に関する手数料等の支払いを行っていないか。

③ 保険会社又は保険会社を代表する役員が、保険仲立人又はその保 険募集を行う役員若しくは使用人に対して保険募集を委託してい ないか。

(2) 共同の行為

- ① 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人が、保険会社、生命保険募集人若しくは損害保険募集人と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。
- ② 保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人が、原則として、保険会社、生命保険募集人若しくは損害保険募集人に保険募集事務の一部の引き継ぎ又は代行をさせていないか。

(3) 店舗共用

保険仲立人がその保険募集を行う事務所を、生命保険募集人、損害保険募集人又は他の保険仲立人の保険募集を行う事務所と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす。

(4) 情報提供

保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、自己が顧客から得た非公開情報の生命保険募集人、損害保険募集人又は他の保険仲立人への提供を行っていないか。また、保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、生命保険募集人、損害保険募集人又は他の保険仲立人が顧客から得た非公開情報の提供を受けていないか。ただし、当該情報の提供につき事前に当該顧客の個別の同意がある場合には、基本的に問題ないものとみなす。

Ⅴ-4-2 関係募集人との関係

保険仲立人に自己と一定の資本関係のある生命保険募集人又は損害保険募集人(保険仲立人の議決権を実質25%以上保有、又は保険仲立人が実質25%以上の議決権を保有している生命保険募集人又は損害保険募集人をいう。)が存在する場合において、コンピューターの共用に関して、保険仲立人と関係募集人のそれぞれの端末から他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられているか。

Ⅴ-4-3 保険会社との関係

保険仲立人は、法第2条第21項ならびに第299条により、保険会社から独立した立場で保険契約の締結の媒介を行うことが求められていることから、保険会社との関係においては、特に次の点に留意するものとする。

(1) 店舗共用

保険募集を行う事務所を保険会社の事務所と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす。

(2) 出資

保険募集を主たる業務とする保険仲立人が、原則として保険会社から 出資を受けていないか。

(3) 便宜供与

保険仲立人が、保険会社から通常の条件に照らして著しく異なる条件で融資を受け、又は何らの名義によってするかを問わず、金銭、物品、役務の提供等の便宜供与を要請若しくは受領していないか。

(4) 人事交流

保険仲立人がその役員及び募集に従事する使用人として、保険会社からその役員又は使用人の出向を受け入れていないか。また、保険会社は役員及び使用人を保険仲立人の役員又は募集に従事する使用人として出向させていないか。

V-4-4 顧客との関係

(1) 保険契約の締結の媒介に係る手数料等

保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料等の全額を保険 会社に請求するものとし、顧客に請求していないか。

(2) 保険契約の締結の媒介以外の手数料等

保険仲立人は、保険契約の媒介とは別に顧客のために行ったサービス に対する報酬については、顧客がその支払いを事前に承諾している場合 には、これを受け取ることができるが、この場合、保険仲立人が、当該 サービスの提供前に書面その他適切な方法によりその報酬の明細を顧 客に開示しているか。

V-5 業務関係

保険仲立人の業務に対する監督は、関係法令に関する以下の解釈・運 用及び下記の手続により行うものとする。

Ⅴ-5-1 保険仲立人の手数料等の開示

- (1) 規則第231条第1号に規定する当該保険仲立人と保険契約の媒介に関して取引関係にある主な保険者とは、直近の複数事業年度において締結の媒介を行った保険契約の保険者のうち、収受した手数料等の額の大きい上位4社程度をいう。
- (2) 規則第231条第1号に掲げる内容については、保険仲立人は、 事業年度毎に、生命保険会社及び損害保険会社別に開示するものとする。

Ⅴ-5-2 結約書

法第298条に規定する結約書のひな型は、別紙様式第25号に定める。

V-5-3 誠実義務

法第299条に規定する保険仲立人の誠実義務の内容として、保険仲立人は、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 保険仲立人は、顧客からの委託の本旨に従い誠実に行動するものとする。
- (2) 保険仲立人は、その業務の遂行及び保険会社の選択に当たって、顧客の目的財産の状況等を考慮するとともに、自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言するものとする。
- (3) 保険仲立人は、自己の職務から得る手数料等の多寡によりサービスの質を変えてはならないものとする。また、リスクに関し同様の条件の顧客間で不当な差別を行ってはならないものとする。

(4) 保険仲立人は、顧客のために保険会社から入手した保険に関する情報を客観的かつ誠実に顧客に伝えなければならないものとする。特に顧客が個人の場合は、重要事項や推奨理由等を書面で説明する等、可能な限り顧客にわかり易く伝え、誤解を生じさせることのないよう努めるものとする。

保険仲立人は、顧客から入手した保険に関する要望、情報を客観的かつ 誠実に保険会社に伝えるものとする。

- (5) 保険仲立人が顧客から得た非公開情報は、保険契約の交渉、維持若しくは更改のための通常の過程、又はその顧客の保険金請求を処理する場合以外には、これを使用または開示しないものとする。ただし、顧客の同意が得られた場合はこの限りでない。
- (6) 保険仲立人が顧客のために保険会社から得た情報は、当該顧客以外の第三者に対して、これを使用又は開示しないものとする。ただし、保険会社の同意が得られた場合はこの限りでない。

Ⅴ-5-4 自己契約

保険仲立人における自己契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い (II - 3 - 3 - 6(1)①イ及びロ) に準ずるものとする (同項イの「代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。)。

V − 5 − 5 特定契約

保険仲立人における特定契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い(II-3-3-6(1)②)に準ずるものとし(同項イないしハの「所属代理店」又は「代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。)、保険仲立人において、特定契約の保険募集について適切に管理し、かつ、厳正を期すものとする。

V-5-6 保険契約の締結及び保険募集

保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(II-3-3-2)に、損害保険契約の場合にあっては損害保険代理店における取扱い(II-3-3-6(2)~(8)、(10)、(11)及びII-3-3-7(1))に、それぞれ準ずるものとする。

V-5-7 帳簿書類

規則第237条第2項第4号に規定する書面は、次に掲げるものとする。

- (1)顧客の目的、財産の状況等の調査のために使用した場合の質問書及び解答書
- (2) 顧客との間で媒介契約書を取り交わした場合には当該契約書
- (3) 保険募集に当たって交付した書面のうち重要なものの写し又は提示した書面のうち重要なもの

Ⅴ-6 事業報告書

法第304条に規定する事業報告書の記載要領等は、下記のとおりとする。なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。

(1) 施行規則別紙様式第26号

- ① 第1面
 - イ 「1.業務開始年月日」欄は、法第291条第5項に規定する 金融庁長官への届出を行った日を記載する。
 - ロ 「3. 株主総会等の決議事項の要旨」欄は、当該事業年度に係 る株主総会等の開催日並びに決議事項の要旨を記載する。
 - ハ 「4.役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。
- ② 第2面
 - イ 「5. 事務所の状況」欄は、保険募集に係る事務所につき、期 末の状況を記載する。
 - 口 「6. 保険募集業務の状況」欄は、当該事業年度に媒介、成約 した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国 為替レートにより邦貨換算する。
- ③ 第3面

「7. 取扱保険契約の内訳」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保 険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レート により邦貨換算する。

- ④ 第4面
- 「11. その他」欄には、次の事項を記載する。
 - イ 当該事業年度中に法第307条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当する事実が一切なかったことを誓約する旨を記載する。

- ロ 翌年度保証金を積み増す必要がある場合は、その旨を記載する。
- ハ V-5-5に規定する特定契約がある場合は、特定契約比率 (その算出根拠を含む。)を記載する。
- ⑤ 第5面から第8面
 - イ 「Ⅱ経理の状況」欄は、当該事業年度に係る株主総会等で承認 された内容を記載する。
 - ロ 外貨分がある場合は、邦貨換算時の外国為替レートを欄外に記載する。

(2) 施行規則別紙様式第27号

- ① 第1面 上記(1)の①に準じて取り扱う。
- ② 第2面 上記(1)の②に準じて取り扱う。
- ③ 第3面 上記(1)の③に準じて取り扱う。
- ④ 第4面 上記(1)の④に準じて取り扱う。
- ⑤ 第5面から第6面 上記(1)の⑤の口に準じて取り扱う。
- (3) 事業報告書の提出先は、管轄財務局長等とする。

V-7 長期保険契約

法附則第119条に規定する長期保険契約媒介業務の認可等の取扱いは、下記のとおりとする。

Ⅴ-7-1 長期にわたる保険契約

法附則第119条に規定する長期にわたる保険契約は、保険期間が5年以上の保険契約とする。

V-7-2 長期保険契約媒介業務の認可申請書の記載要領等は、下記のとおりとする。

(1) 法附則第119条の規定に基づく認可は、別紙様式第26号の認可申請書によるものとする。認可申請書の記載要領は、V-1-1~5に準ずるものとする。

規則附則第20条第1項第1号の「理由書」は、認可に係る業務を営む ことが必要かつ適当である理由について記載する。

- (2) 規則附則第20条第1項第2号の「認可に係る業務の方法を記載した書面」は別紙様式第27号に定めるひな型によるものとする。
- (3) 規則附則第20条第1項第3号の「最終の貸借対照表、損益計算書及び利益若しくは剰余金の処分若しくは損失の処理に関する書面」は規則別紙様式第26号「II経理の状況」に定める様式により作成するものとする。
- (4) 規則附則第20条第1項第3号の「これらに代わる書面」は、認可申請者が個人である場合について別紙様式第28号に定めるひな型による財産に関する調書とするものとする。
- (5) 規則附則第20条第1項第4号の「当該認可後における収支の見込みを記載した書面」は、別紙様式第29号に定めるひな型により作成するとともに、収支見込みの算出根拠を明確に記載した書類を添付するものとする。
- (6) 規則附則第20条第1項第5号の「保証金に関する事項を記載した書面」は別紙様式第30号に定める様式により作成するものとする。
- (7) 規則附則第20条第1項第6号の「その他参考となるべき事項を記載した書類」は、認可申請者が法人であるときはその役員及び保険募集に従事する使用人、認可申請者が個人であるときは当該申請者及び保険募集に従事する使用人について別紙様式第31号に定めるひな型により作成した履歴書とするものとする。
- (8) 認可申請書等の提出先は、金融庁長官(管轄財務局長等を経由) とし、提出部数は正本1部写し1部とするものとする。
- (9) 金融庁長官は、認可をしたとき又は認可を拒否したときは、遅滞なく、その旨を別紙様式第32号又は別紙様式第33号をひな型として作成した書面により認可申請者に書面で通知するものとする。

V-7-3 長期保険契約媒介業務の認可の審査

規則附則第20条第2項各号に掲げる認可基準に照らした長期保険契約媒介業務の認可審査の着眼点は、下記のとおりとする。

- (1) 規則附則第20条第2項第1号に規定する「財産的基礎」 認可申請時に提出される収支見込みに基づく純資産の額が、適切な財産 的基礎があると見込まれる額となっているか。
- (2) 規則附則第20条第2項第1号に規定する「収支の見込み」 保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介に係る業務の収支の見 込みが、3年以内に黒字になると見込まれるものとなっているか。
- (3) 規則附則第20条第2項第2号に規定する「人的構成等」
 - ① 保険募集に係る業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制であり、かつ、経営方針も健全なものとなっているか。
 - ② その保険募集を行う役員及び使用人が、認可対象の保険契約を扱 うために十分な知識及び経験を有する者であるか。
 - ③ 認可申請者、その保険募集を行う役員及び使用人が、法令及び諸規則について違反する行為の前歴がない等法令等の遵守状況が良好なものとなっているか。
 - ④ 顧客との間で紛争が絶えないなどの業務運営面における問題がないこと等、顧客との信頼関係が良好に維持されているか。
- (4) 規則附則第20条第2項第2号に規定する「公正かつ的確な業務遂行と十分な社会的信用」

上記基準のほか、認可申請者が総合的に判断して業務の公正かつ的確な遂行能力及び社会的信用に欠けるものとなっていないか。

Ⅴ-7-4 業務方法の変更の認可の申請等

法附則第119条に規定する業務方法の変更の認可の申請等の取扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 業務の方法の変更の認可申請は、別紙様式第34号により作成した業務方法変更認可申請書によるものとする。
- (2) 業務方法変更認可申請書等の審査に際しては、業務の方法の変更 が保険契約者保護のために必要かつ適当であるかという見地からの検 討を行うものとする。なお、検討にあたっての着眼点は、下記のとおり

とする。

- ① 業務の方法の変更が、業務の実態に即応し、又は経営環境の変化に対応するために必要やむを得ないと認められるかどうか。
- ② 業務の方法の変更が業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがないかどうか。
- (3) 業務変更認可申請書等の提出部数は正本1部及び写し1部とする。
- (4) 金融庁長官は、認可をしたときは、遅滞なく、その旨を別紙様式 第35号又は別紙様式36号により作成した書面により認可申請者に 通知することとする。

Ⅴ-7-5 業務廃止の届出

- (1) 規則附則第20条第3項の規定に基づく認可に係る業務の廃止の 届出は、別紙様式第37号によるものとする。
- (2) 業務廃止届出書の提出部数は正本1部及び写し1部とする。

Ⅴ-7-6 管轄財務局等における取扱い

- (1) 管轄財務局等は、金融庁より認可をした旨又は廃止の届出があった旨の通知を受けた場合、当該認可申請者又は当該廃止届出者の保険仲立人登録簿の「備考」欄にその旨を付記することとする。
- (2) 管轄財務局等は、認可を受けた保険仲立人より、別紙様式第26号の認可申請書の記載事項に関する事項の変更についての登録事項変更届出書及び規則別紙様式第25号の届出書、又は廃業等届出書を受理したときは、遅滞なく金融庁へその写しを送付することとする。

VI. 日本アクチュアリー会関係

Ⅵ-1-1 監督に当たっての基本的考え方

(1)意義

社団法人日本アクチュアリー会(以下「アクチュアリー会」という。)は、アクチュアリーの専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる民法第34条の規定による公益法人であるとともに、法第122条の2第1項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性および衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高度な専門知識・技能は様々な分野で活用されており、今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。

(2) アクチュアリー会との十分な意思疎通の確保

アクチュアリー会監督に当たっては、アクチュアリー会の業務に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、アクチュアリー会からの報告に加え、アクチュアリー会との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、アクチュアリー会との定期的な面談や意見交換等を通じて、アクチュアリー会との日常的なコミュニケーションを確保し、業務に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3) アクチュアリー会の自主的な努力の尊重

監督当局は、アクチュアリー会の自律的な意思決定に基づいて行われた業務運営を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。アクチュアリー会監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、アクチュアリー会の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

Ⅵ-1-2 会の適切な運営

(1) 監督に当たっては、民法、公益法人に対する監督に関する事務処理規程及び公益法人の設立認可及び指導監督に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)において掲げられた閣議決定及び公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせに規定するもののほか、本指針に定めるところによることとする。

(2) 事務局等の確保

アクチュアリー会の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員(事務局長1名の外に可能な限り常勤職員)を置いているか。また、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保しているか。

(3)機関

- ① 監事として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 また、監事は、監査の趣旨が、違法、不正の摘発のみならず、業務 の公益的妥当性をも含む広範なものであることを踏まえ、監査を実 施しているか。
- ② 評議員として独立して職務遂行ができる人材が選任されているか。 また、評議員は、業務の公正さを確保し、適切な業務運営を実現す る観点から、アクチュアリー会の独善的運営を防止するためのチェ ックに積極的に参加しているか。
- (4)会員がアクチュアリー会の業務及び活動を行うにあたっては、所属組織や依頼者から独立し、あくまで専門職能者として行動する職能団体であることが確保されるような方策がとられているか。

(5)情報の開示

- ① アクチュアリー会がインターネットのホームページやパンフレット等で行う情報開示における各開示項目については、利用者の視点に立って、適切かつわかりやすい表示がなされているか。また、開示項目の内容は、最新のものに更新されているか。
- ② インターネットによるディスクロージャーを行う場合には、例えばホームページの運営に関するガイドラインを策定することなどにより、アクチュアリー会における情報の迅速かつ積極的なホームページへの掲載を図るとともに、ホームページの効率的かつ円滑な運

用を図ることとしているか。

③ 公益法人の設立許可及び指導監督基準に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。

Ⅵ-1-3 委託業務

(1)アクチュアリー会が法第122条の2第2項第3号の規定による委託を受けて策定する、法第116条第2項の規定に基づく責任準備金の計算の基礎となる係数、及び法第121条第1項各号に掲げる事項について、保険計理人が毎決算期において確認するための基準(以下「係数及び基準」という。)については、以下のとおり取り扱うものとする。

(2)係数及び基準の公開

係数及び基準については、ホームページへの掲載が継続的に行われ、 国民等一般が容易にアクセスできるものとなっているか。また、係数及 び基準に関する資料を最新の状態で、主たる事務所に常に備えて置き、 原則として、一般の閲覧に供しているか。

- (3)係数及び基準の策定手続きに関する規定
 - ① 策定手続きは明確に定められているか。特に透明性確保の観点から、例えば、会員等からの意見募集の手続き、検討経過・参考資料の公表や係数及び基準の改定、廃止等の見直しの実施などに留意されたものとなっているか。また、必要に応じて学識経験者、公認会計士その他の専門家の意見を踏まえるものとしているか。
 - ② 係数及び基準は、理事会による承認を受けているか。
- (4)係数及び基準のレビューの仕組み

係数及び基準は、保険事業環境の変化その他の事情に応じて見直されているか。

(注)当該係数及び基準の改廃手続きについては、上記の策定手続きに 関する規定も参照のこと。

Ⅵ-1-4 調査研究、統計作成、資料収集、情報提供

(1)調査研究等の実施

保険数理の進歩、高度な保険数理の普及等を図るため、諸外国のアクチュアリー会や関連団体における先進的な研究成果の分析等を含む深度のある調査研究等を実施しているか。

(2)調査研究活動の促進

会員の積極的な調査研究活動への参加を促進するための方策をとっているか。

Ⅵ-1-5 アクチュアリーの資格試験・資質の向上

- (1) 高い水準の行動規範とその実効性の確保のための方策
 - ① 保険計理人が法令上定められた職務を行う場合はもとより、アクチュアリーが専門業務の実施にあたり、常に専門職能者としてその機能を十分に発揮して職責を全うし、社会的信頼を高めるために、行動規範を定めているか。また、行動規範は、単に倫理規定に止まらず、補足的ガイダンス・ケーススタディ等とあわせて、具体的な行動指針や基準を示しているか。
 - ② 行動規範の実効性の確保のため、充実した研修の実施、実効的かつ厳正・公正な手続き規定を含めた懲戒規定の整備などの方策がとられているか。

(2) アクチュアリー資格試験制度

- ① アクチュアリー資格試験の内容は、確率・統計、生保数理・損保数理、年金数理等、アクチュアリーとしての実務等に必要とされる専門的知識の有無を適切に測れるものとなっているか。また、保険数理の進歩等に対応して、試験内容やテキストの見直しを適時適切に行っているか。
- ② アクチュアリー資格試験の公平かつ適切な運営が確保されているか。
- ③ 利用者ニーズの多様化等に応じて高度な保険機能の提供が求められているなどの環境変化に伴い、アクチュアリーの業務内容が複雑多岐にわたり、活動範囲が広範なものとなってきていることに対応して、資格試験制度のさらなる充実について、必要な見直しを適時適切に行っているか。

(3) 会員の資質の継続的維持・向上

- ① 理事会等で定められた方針に基づいたアクチュアリーの専門職としての職務遂行能力の維持・向上を図るために、正会員資格取得のためには最低限の研修を要件とすることを含め、研修体制を整備しているか。
- ② 会員が専門的知識及び技能の維持・向上を不断に図ることを確保するために、一定の研修等の義務付けその他の方策をとってい

るか。また、保険数理の進歩に対応して、教育・研修内容の見直 しを適時適切に行っているか。